刑政第54巻第6号
矯正図書館

刑政

第五十四卷　六月號　第六號

豫防拘禁制度の實施（卷頭言）　寺光忠二

刑務所について（二・完）　鷲津愛十郎　五

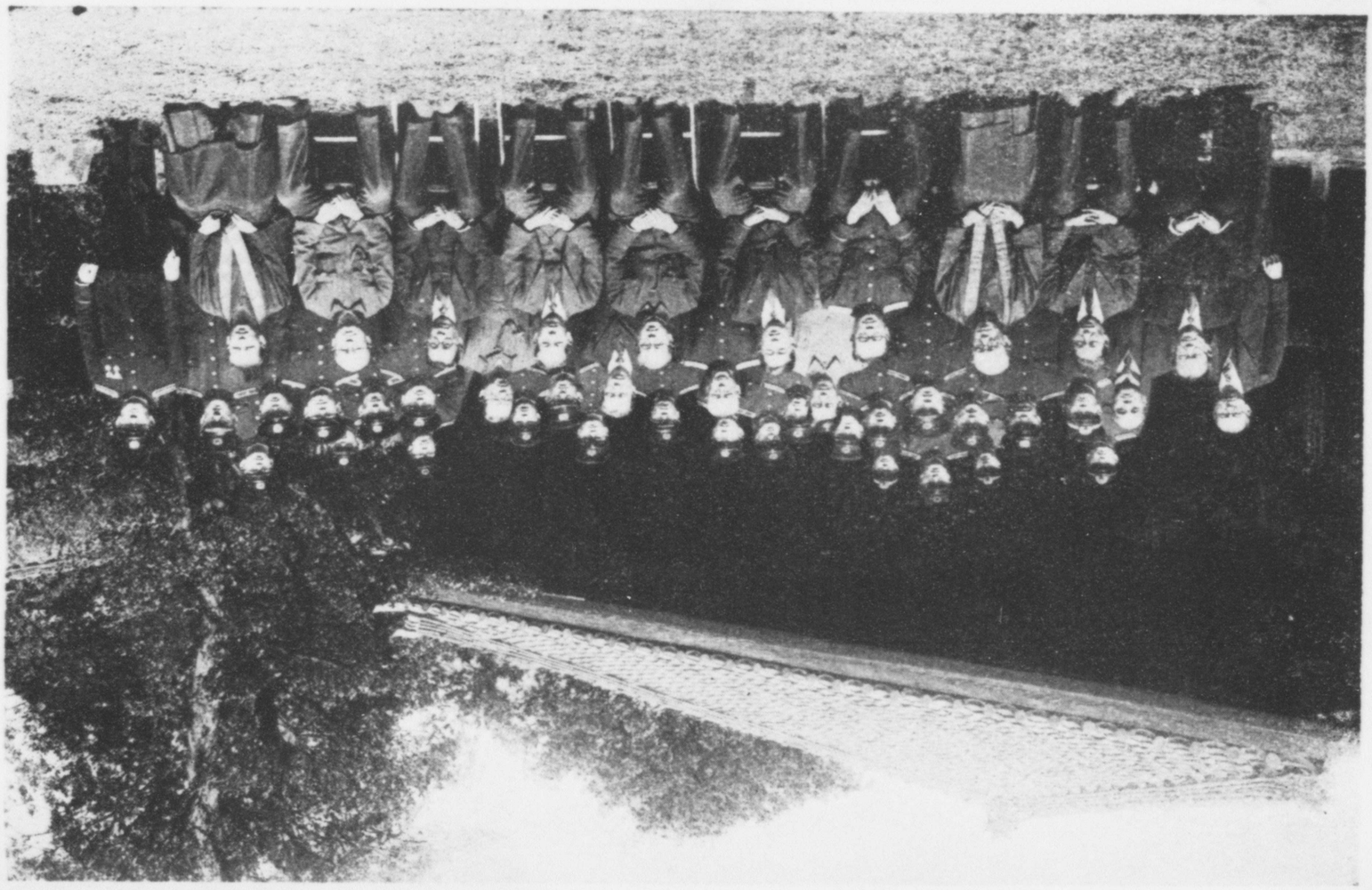
犯罪少年の特性　平尾靖三

ドイツに於ける犯罪學　ヴエルネル・ランデッカー　元

犯罪は身體的基調を有するか　ウイリヤム・B・ツッカー　七二

第一回刑務官講習生感想輯錄　八一

財團法人　刑務協會發行



会記會習講官務刑同一第内管院訴裁屋古名

矯正図書館

矯正図書館

刑政

六月號

第五十四卷
第六號

豫防拘禁制度の實施

治安維持法の改正に伴ひ、今般新たに、豫防拘禁の制度がわれわれの分野に加へられた。五月十四日、豫防拘禁手續令と共に、豫防拘禁處遇令（司法省令第五十號）が公布せられ、翌十五日より其の施行を見るに至つたのである。

豫防拘禁の對象者の一は、治安維持法違反の罪に因り受刑したるも轉向の實を擧ぐることなく其の釋放後に更に同樣の罪を犯す虞あることの顯著なる者であり、その豫防拘禁の性質は行刑に二次的なるものといふことになるのである。對象者の二は、思想犯保護觀察法に依る保護觀察を以てしては十分に轉向の實を擧ぐるに至らず重ねて治安維持法の罪を犯す虞あることの顯著なる者であり、その豫防拘禁の性質は保護觀察の補足・强化的施設といふことになるのである。共に顯著なる惡性の誘正を目的としつつ、保護觀察といふ程の手段を以て足らざるが故に社會よりの隔離を斷行し、行刑の力を以てなほ徹せざるものあるが故に引續いて社會よりの隔離を必要とするとするのである。從つて此の點に就ては行刑における自由刑と異るところかなく、むしろ、自由刑における自由剝奪といふ事とは違つた意味と範圍とにおいて、社會よりの隔離を嚴に强化すべきものと考へる。

豫防拘禁所における敎化の目標は『國體ニ對スル明徵ナル觀念ト皇國ノ道ニ對スル確固タル信念トヲ把握セシメ且之ヲ實踐ニ移サシムル（朝鮮豫防拘禁規則第三十七條）』にある。即ち、『皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ國體ニ對スル信念ヲ深カラシム（國民學校令施行規則第一條）』といふだけでなく、それ以上に、固く、忠良なる日本臣民に立歸らしむることである。わが豫防拘禁處遇令は此の種の目的宣言を竟に特にかかげるところがなかつたのであるが、被拘禁者錬成の目標については別に多言を要しないでもあらう。遮莫、行刑の持つ積極的・硬敎育的作用が、ここでは、さらに一段と力强く徹底的に行はるべく、保護觀察の持つ「穩健妥當」的指導の原理は一應揚棄せられるのである。

豫防拘禁處遇の基本精神は行刑における受刑者處遇の基本精神とは異る。豫防拘禁處遇令が監獄法を全然準用して居らず、そこに豫防拘禁所と監獄との區別を明確にするの趣意をうかがひ得る面において形式的に然りであるのである。しかし、豫防拘禁處遇の內容は行刑における處遇內容と異るところが尠い。豫防拘禁處遇令全四十條を吟味するとき、精緻にして新鮮なるものこそあれ、そこにはただ受刑者處遇法の姿を發見し得るとする面において實質的に然りであるのである。その後者の面を凝視しつつ、われわれは、わが行刑の向ふべき道を新豫防拘禁處遇の創意と實踐の中に摸索し得ることを期待するのである。

舊い制度と習慣との束縛を有せず又他に特に倣ふべき立法例にさへも乏しい此の豫防拘禁處遇において、徒らにあるがままの行刑的方法を摸倣するばかりの安易さのみがあつてならぬことは云ふまでもないのであるが、すすんでわれわれは、その『改悛セシムル爲必要ナル處置』として此後に考案せらるべき創

造的・指導的なるものをわが行刑に先驅的なるものとして注目するのである。當事者が此の意味においてもまたその責任の重且大なるを自覺せられることを望ましい。

また、豫防拘禁處遇の成果の如何はそれが將來すべき保安處分制度一般への試金石たるの意義を有する點において重大である。卽ち、詭激思想懷抱者に對する場合の他にひろく一般的に豫防拘禁乃至保安處分が採用せらるるに至るか、若くは、それが竟に一元的に不定期刑制度への發展的解消といふ結末を招來せしむるに至るか—その何れの意味においても事の極めて重大なるを思ふのである。

寺光忠

—昭和一六・五・二三—

刑務所に就て(二)

鷲津愛十郎

目次

一 刑務所の觀念
二 刑務所は司法官廳か
三 司法保護事業關係官廳としての刑務所（以上前號）
四 司法保護官廳としての刑務所
五 營造物としての刑務所
六 公務所としての刑務所
七 稅的義務者としての刑務所
八 結語（以上本號）

四 司法保護官廳としての刑務所

司法保護官廳には中央司法保護官廳と地方司法保護官廳とある。司法省（保護局）は前者に屬し、少年審判所、矯正院、保護觀察所、保護觀察審査會及司法保護委員事務局は後者に屬する。而して司法省（保護局）は監督官廳であり、司法保護委員事務局は司法保護委員の指導官廳である。又右諸官廳のうち、保護觀察審査會のみが合議制官廳で、他は悉く單獨制官廳である。少年教護官廳（註一）陸軍教化隊（註二）も司法保護官廳であるが、前者は厚生省社會局兒童課の所管に屬し、後者は中部軍司令官の管理に屬するから、私は特殊司法保護官廳と名づけ、こゝに所謂司法保護官廳には含ましめない。

然らば刑務所には司法保護官廳たるの部面は全然ないであらうか。さうではない。刑務所豫算の都合、司法保護事業の發達等によつて、あまり其の活用を見ないやうであるが、監獄法令中には刑務所が司法保護官廳としての職務を有するものなることを示す規定が多數に存する。實例の存否は知らないが、監獄法第六十條の規定に依り、釋放せらるべき者が重症の爲醫療中なる場合に本人の請求に基き引續き在所せしむるのは、刑務所が一種の收容保護を加へる所以である、刑務所が觀察保護を爲す場合は之を想像し得ないが、監獄法施行規則第百七十一條、同第百七十二條（註三）は刑務所の爲し得る一時保護に關する規定である。故に刑務所長が司法保護施設に對し保護通知を發したると否とに拘らず、何等かの事由に依り刑務職員をして釋放者を停車場又は乘船所まで同伴せしめ、本人に代り歸住地又は歸住地に最近の場所に至る迄の乘車券又は乘船切符を購求し、之を本人に交付せしむるが如きは、刑務所の爲す一時保護であつて司法保護官廳としての職務作用に外ならぬ。されば私は少年審判所、矯正院、保護觀察所を全部的司法保護官廳と名づける。然し前述の通り監獄法第六十九條、同七十條前段、監獄法施行規則第百七十一條後段、同百七十二條の規定は殆んど空文化せられ、其の活用を見た場合は私の知る限りでは至つて少いやうである。（監獄法第六條も司法保護的使命を有する規定であるが、この規定も空文化されて居ることは知らざる人ぞないであらう。）實際上刑務職員が或は乘車保護を爲し、或は歸住地まで同伴保護を爲した事例は相當に多いやうであるが、右は當該刑務職員が他面に於て司法保護團體の役職員たる身分を有し、其の身分に基いて保護の任に當つたのであるから、監獄法施行規則第百七十二條の發動活用ではない。換言すれば、刑務職員たる身分と司法保護團體の役職員たる身分とを併有（兼任ではない）する者が、後者の身分に於て司法保護的處置行動をとつたのであつて、刑務職員としての職務遂行ではないから、刑務所が司法保護官廳としての機能を發揮したものとは謂ひ得ない。

又司法保護事業法の實施に伴ひ、司法保護團體に對する刑務所長の監督權は檢事長の委任なき限り存しないことになつた結果、大正二年司法省訓令第七號、行刑統計報告例及樣式に依る第十表の「出獄人保護成績表」は昭和十五年十月十五日調査部長通牒に依り之を提出するに及ばないことになつたけれども、第九表の「受刑者ノ釋放時保護人員」は依然として提出せねばならぬ。同表には刑務所より歸住旅費又は衣類を給與した人員、刑務所より停車場又は乘船所まで送つた人員等を掲記すべきであつて、これ等の保護は司法保護事業法實施後の今日に於ても刑務所自體によつて爲し得る釋放者の一時保護であるから、刑務所は從前通り司法保護官廳としての職務をも有すること言をまたない。若しそれ、刑務所に於て監獄法施行規則第百七十條、同第百七十一條を活用した結果、刑務所自體に依る保護の件數が多數に及んだとしても、それは監獄法令に依る司法保護であつて、司法保護事業法規に依る保護ではないから、刑務所釋放者保護月表にも刑務所再入者保護月表にも掲記されない。從つて兩表に基く統計は何れも眞實と調和せざる不合理なものであると思はれる。

註一　少年教護官廳としては少年教護院と少年鑑別機關を擧げることが出來る。少年教護院は少年法の矯正院に相當し、少年鑑別機關は少年法の少年審判所に相當する。少年保護制度、少年教護制度は共に不良兒童及不良少年に對する保護施設であつて、兩制度の根本的思想は同一である。

註二　陸軍教化隊は姫路に在る。屢々刑罰又は懲罰に處せらるゝも容易に改悛の情なき兵を收容して之を教導感化する軍部の施設である。明治三十五年十一月一日に創設された陸軍懲治隊は日露戰役の爲め一時閉鎖せられ、明治三十九年十一月一日再開設、明治四十一年七月二十五日より海軍兵をも收容することになり、大正十二年十二月十五日陸軍懲治隊は廢止せられて陸軍教化隊となり現在に及んだ。陸軍教化隊に收容せられた陸軍兵又は海軍兵は教化兵と稱せられ衞兵勤務、兵器携帶は認められない。外出は許されないが、父母妻子の疾病危篤又は死亡等事情已むを得ない場合に限り短期休暇が與へられる。

註三　監獄法

第六十九條　釋放セラルヘキモノ重キ疾病ニ罹リ監獄ニ於テ醫療中ナルトキハ其ノ請求ニ因リ仍ホ在監セシムルコトヲ得。

第七十條　釋放セラルヘキ者歸住旅費若クハ相當ノ衣類ヲ有セサルトキ又ハ監獄行政ノ便宜ニ因リ移監セシメタルカ爲メ歸

住旅費ノ增加ヲ要スルトキハ衣類又ハ旅費ヲ給與スルコトヲ得。

監獄法施行規則

第百七十一條　釋放ノ際着用ス可キ衣類ヲ有セサル者ニハ豫メ本人ノ領置金若クハ作業賞與金又ハ其他ノ方法ヲ以テ之ヲ調達セシメ若シ調達スルコト能ハサルトキハ監獄官吏ヲシテ停車場又ハ乘船所迄同行セシメ本人ニ代リ其ノ歸住地又ハ歸住地ニ最近ノ場所ニ至ル迄ノ乘車券又ハ乘船切符ヲ購入シ之ヲ本人ニ交付セシム可シ

第百七十二條　受刑者ヲ釋放シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ典獄ハ監獄官吏ヲシテ停車場又ハ乘船所迄同行セシムル爲メ之ヲ給與ス可シ

又釋放に際し傳染病に罹つて居る收容者を刑務所附近の市町村立の傳染病院又は隔離病舍に收容治療せしむる爲め之を市町村長に引渡し、釋放に際し病毒感染の疑ある收容者を附近の市町村立の隔離所に入らしむる爲め之を市町村長に引渡すが如きも司法保護的事務である（傳染病豫防法第十八條第四項但書）。釋放に際し歩行に堪へざる病者に對して療養の途を有せず且救護者なく、而も監獄法第六十九條の活用を請はざる者を、刑務所所在地の市町村長をして救護せしめん爲め之を市町村長に引渡すが如き亦然りである（行旅病人及行旅死亡人取扱法第一條、第二條）。

尙近時刑務作業殊に構外作業の進展に伴ひ、受刑者の移送は一層擴大せられ其の範圍は殆んど無制限になつたと云つても過言ではない。而してかゝる移送は釋放者の歸住地、旅費及四圍の情況等を參酌して極めて愼重に行ふに非ざれば、或は收容者を無緣の地方に移し或は釋放者をして家を捨てしむるの結果を釀し、其の社會的復歸を妨ぐるの處があるから、釋放直前までに原刑務所又は歸住地に近き刑務所に送還すべきであるが、さうすることは釋放者保護の前驅的措置と觀られるから、司法保護官廳としての刑務所の事務ではなからうか。（昭和十年刑務所長會同に於ける小原司法大臣の訓示參照）

五　營造物としての刑務所

營造物とは國家又は公共團體が特定の目的の爲に供する設備の一體を謂ふ。營造物は設備の一體であるから、多數の人又は物、或は多數の人及物を包括的に一體として觀るときに生ずる觀念である。例へば國有鐵道といふ營造物はレール、機關車、貨車、客車、鐵道從業員等を包括した一體の施設の謂である。之に反し私營鐵道は國家又は公共團體の施設ではないから、營造物ではない。而して營造物には次の三種別がある。

1、物のみより成る營造物

2、人のみより成る營造物

3、物と人より成る營造物

故に營造物は有形の觀念であつて、無形の觀念である公務所とは其趣を異にする。道路、港灣、堤防などは物のみより成る營造物に屬し、巡回看護婦、巡回講師などは人のみより成る營造物に屬し、巡回看護婦、巡回講師などは人のみより成る營造物に屬し、軍隊、刑務所、官公立の學校、病院、圖書館、少年教護院などは物と人より成る營造物である。而して軍隊に於ける兵、刑務所に於ける收容者、學校に於ける兒童、學生又は生徒、圖書館に於ける圖書閱覽者、病院に於ける入院患者、少年教護院に於ける在院者の如きは營造物の構成分子ではなく、ただ營造物の直接對象者たるの地位を有するのみである。從つて收容者が一人も居らなくても、物的施設（廳舍と拘禁所）と人的施設（刑務職員）の存する限り營造物としての刑務所は存在し得るのである。

又營造物は任意的營造物と强制的營造物とに種別し得る。營造物の多くは人民の福利を增進する爲めの設備であるから、强制的には之を使用せしめないのが一般である。道路、港灣、圖書館、義務教育に非ざる諸種の學校などは任意的營造物である。任意的營造物は一旦其の使用を開始しても、それを中止することは使用者の任意である。一般に中等學校以上の學校は何時でも退學し得るはこれが爲である。强制的營造物とは人民の意思如何に拘らず、法令の規定に依り國家の權力を以て强制的に使用せしめらるゝ營造物を謂ふ。軍隊、刑務所、（註一）國民學校、青年學校の

如き之に屬する。兵役法第五條第二項には「現役兵ハ現役中之ヲ在營セシム」と定められてあるから、現役兵は入營して軍隊教育を受けねばならぬし、刑法第十二條第二項には「懲役ハ監獄ニ拘置シ定役ニ服ス」とあり、同第十三條第二項には「禁錮ハ監獄ニ拘置ス」とあるから懲役又は禁錮の刑が確定した者は刑務所へ收容せられねばならぬ。又保護者（**註二**）は學齡兒童（滿六歲に達した日の翌日以後に於ける最初の學年の初めより滿十四歲に達した日の屬する學年の終までを學齡兒童と謂ふ。國民學校令第八條參照）を國民學校に就學せしむる義務があるから、學齡兒童は國民學校へ通はねばならぬ。（週報第二三一號には「國民學校は滿六歲の兒童を收容し八ケ年で敎育する學校であります」と說明されてある。從つて國家と現役兵、收容者又は學齡兒童との間には特別の權力服役關係が成立し、紀律維持の爲めには懲戒權の發動があり得る。現役兵に付ては陸軍懲罰令、海軍懲罰令が、收容者に付ては監獄法第五十九條が、學令兒童に付ては國民學校令第二十條（**註三**）が、それぞれ懲戒權の根據を爲して居る。

現役兵が入營して軍隊敎育を受けるのは憲法第二十條に明定されてある兵役義務の履行である。兵役に服することは臣民としての義務たると共に權利且名譽たる性質を有する。權利且名譽たるが故に六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者は兵役に服することが出來ない。（兵役法第四條）六年を以て限度としたのは兵役に服することは卽ち兵權に參與する公權なりとの見地に基き刑法施行法第三十三條及第三十四條の規定に準據したのである。かるが故に兵役義務は單に義務のみを內容とする納稅の義務とは著しく其の性質を異にする。學齡兒童が國民學校へ通ふのは學齡兒童そのものの義務ではなく、保護者の義務履行の反射的結果に外ならぬ。自由刑の確定した者が刑務所へ收容されるのは、受刑者の義務履行ではなく專ら自由刑を執行せんが爲めである。自由刑執行の目的が應報であるか、或は敎育であるかに付ての學者の論議は已に盡きて居るやうに思はれる。この點に關する司法當局の指導精神を徵するに、昭和四年七月の刑務所長會同に於ける渡邊司法大臣の訓示は、

「行刑の本旨は申すまでもなく犯罪に對する報復よりも、寧ろ犯人に對する社會適應性の涵養に存するのである。卽ち、國家は刑罰に依り犯人に對して精神的並びに肉體的苦痛を與へることに依つてその使命を果したるものと言ふことは出來ないのであります。收容者を拘禁すると同時にこれを敎養訓練して社會生活に必要なる素質を修得せしむべきことが最も重大なる責務である」

となし、敎育主義なることが窺はれる。然るに昭和十一年六月の刑務所長會同に於ける林司法大臣の訓令は、

「行刑は犯人の過去の反社會的非行に對する制裁であり、且他面之を敎化改善する手段であります。然るに近來動もすれば之を以て單なる犯人敎育であると爲し、制裁たることの意義を閑却することなしとせぬのであります。併し乍ら刑罰は明に犯罪に對する制裁でありますから、犯人をして自己の非行に對して膺懲の制裁を受くることの因果の理法を會得體驗せしめつゝ、之を敎化善導して天與の良質に蘇らしむることを根本の要義とするのであります。固より其の罪を惡むも其の人を惡むべきにあらず。仁愛の心を以て事に當り、犯人を敎化して改過遷善の效果を收めんことを期すべきでありますが、刑罰權行使の上に於ける敎育は、刑罰の嚴肅性を不斷に確保しながら、敎化矯正の實績を擧ぐべきでありまして、徒らに寬大なる處遇に墮することを許さぬのであります。敎育行刑なればこそ、尙更紀律の嚴肅、勞働の强制等が肝要となり、勞苦に堪え得るの習性を馴致する諸々の手段を講ずることが必要となるのであります。各位は敎育的行刑と云ふ言葉に囚はれて、行刑敎育のこの特異性を閑却する樣のことなく、其の眞意義に徹し、常に具體的、實證的研究を遂げ、收容者の阿諛便佞に迷はされ、又徒らに衆情の平穩を希ふの餘り、不當なる寬大の態度を取り、以て處遇の大綱を誤ることなきを期せらるべきであります。」

となし、敎育主義と應報主義との折衷に傾いて居るやうに見られる。又昭和十三年五月の刑務所長會同に於ける鹽野司法大臣の訓示も林司法大臣のそれと殆んど同樣である。卽ち、

「行刑は受刑者の過去の非行に對する制裁であると共に、他面之を敎化改善するの手段であります。卽ち受刑者をして、自己の非行に對し制裁を受くることの因果の理法を感得せしめつゝ之を敎化善導して、天賦の資性に甦らしむるを根本義と爲すのであります。されば行刑の實質たるこの制裁的要素と敎育的要素とは、二者兩々相俟ち相倚つて始めて其の本領を發揮し得るのでありまして、其の何れに偏倚するも衡平正鵠を得るの所以ではありませぬ。卽ち刑罰權行使の上に於ける敎育は社會の所謂敎育とは其の趣きを異にし、飽くまでも嚴肅性を保持すべきものでありまして、從つて行刑の實際に於ては常に嚴肅なる紀律を要求し、紀律の府としての刑務所の權威を嚴に確保せしめねばなりませぬ。徒らに衆情の平穩無事なるを希ふて姑息の手段を弄し、不當に寬大なる態度を執るが如きは、處遇の大綱を誤るものにして、行刑敎化の期待する所と相去ること甚だ遠しと言ふべきであります。」と。

司法當局は何が故に同一內容の訓示を二度繰返されたことであらうか。又金澤行刑局長は「司法保護」第七號に大體次のやうなことを述べられて居る。「犯罪をやつたならば何故刑務所へ入れるかといふに、それは贖罪のために入れると見ることが最も事に卽するやうである。囚人は刑務所へ自分の惡性を直して貰ひに行くといふのではなくて、犯した罪を贖ふために刑務所へ行くといふのでなければならぬであらう。囚人にも亦囚人たるの道がなければならぬ。それは贖罪以外の何物でもない。從來唱へられつづけて來たところの敎化、保護、敎育といふ對策は囚人の處遇に當るもののみの道を示したものに外ならぬ。」更に同局長は昭和十六年「刑政」一月號卷頭言に於て「時流に超絕して、行刑の中に流れ存する精神があるのである。それは、改善思想であり、仁愛、懲戒の思想である」と述べられて居る。記してこゝに至れば、司法當局の行刑に關する指導精神は、今や純然たる敎育主義ではないやうに窺はれる。

註一　軍隊や刑務所を强制的營造物なりとする公法學者は殆んどない。營造物に關する觀念の定め方にも依ることであらうが、私は軍隊は軍事作用に於ける營造物にして、刑務所は司法作用に於ける營造物なりと解したい。

註二　學齡兒童の保護者とは、兒童に對し親權を行ふ者、親權を行ふ者なきときは後見人又は後見人の職務を行ふ者を謂ふ。（國民學校令第八條）この外保護者の範圍に付て定義的規定の存する法令を摘記せば次の通りである。

種痘法

第二十條　本法ニ於テ保護者ト稱スルハ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人、親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戶主、戶主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ戶主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ謂フ

豫防法

第十一條　本法ニ於テ保護者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一　未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ未成年者若ハ禁治產者ノ後見人、親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戶主、戶主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ戶主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ謂フ

二　敎育、監護又ハ傭使ノ目的ヲ以テ未成年者ヲ寄寓セシムル者又ハ其ノ法定代理人

國民體力法

第三條　本法ニ於テ保護者ト稱スルハ被管理者ニ對シ親權ヲ行フ者（親權ヲ行フ者ナキトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者）ニシテ本法施行地內ニ居住地ヲ有スル者ヲ謂フ

青年學校令

第十三條　前條ノ保護者トハ就學セシメラルベキ者（義務就學者ト稱ス以下同シ）ニ對シ親權ヲ行フ者（親權ヲ行フ者ナキトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者）ヲ謂フ

刑法、兒童虐待防止法等に於ける「保護スヘキ責任アル者」とは法令の規定のみならず契約又は事務管理に因て保護責任を有する者を稱するから、本註所揭の法令上の「保護者」よりも其の範圍が廣いけれども、司法保護事業法規の「保護者」よりは其の範圍が狹い。

註三　國民學校令

第二十條　國民學校職員ハ敎育上必要アリト認ムルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

軍隊、刑務所、國民學校などは强制的營造物であるから、之が使用は强制的である。換言すれば、本人の意思如何に拘らず入營、收容、又は入學せしめられる。然し絕對的な强制使用ではなく事情の如何により其の使用が或は免除

せられ、或は延期又は猶豫せられる場合がある。即ち軍隊に付ては現役免除（兵役法第二十條）があり、刑務所に付ては刑の執行免除（**註一**）があり、國民學校に付ては就學免除がある。又軍隊に付ては入營延期があり（兵役法第四十五條、第四十六條等）、刑務所に付ては刑の執行猶豫があり、國民學校に付ては就學猶豫（**註二**）がある。

最後に營造物としての刑務所が成立するには、左の要件を必要とする。

1、刑務所の設立に關する司法當局の意思表示。

2、物的施設の設置。

3、人的施設の指定。

刑務所の設立に關する司法當局の意思表示に依り、公務所としての刑務所は直に其の成立を見るのであるが、營造物としての刑務所はこれのみを以て足れりとせず、更に物的施設の設置と人的施設の指定を必要とする。物的施設の設置とは廳舍、拘禁場は勿論のこと、其の他刑務所としての事務遂行上必要なる有形的施設を爲すことを謂ふのであるが、必ずしも國家の費用を以て施設するを要するのではない。他人の建造物を借入れて之を刑務所に充てても差支へない。人的施設の指定とは職員の任命、雇傭を爲すことを謂ふ。

註一　刑の執行免除とは刑の執行のみを免除することであつて刑の免除ではない。刑を免除するときは刑の言渡をしないから、刑を免除せられた犯罪は累犯の基礎とならないが、執行免除になつた刑は累犯の基礎となる。而して刑の執行免除は恩赦、時效などの場合に生じ、刑の免除は過剰防衛（刑法第三十六條第二項）、親族相盜（刑法第二百四十四條）などの場合に生ずる。

註二　國民學校令

第九條　前條ノ規定ニ依リ就學セシメラルヘキ兒童（學齡兒童ト稱ス以下同シ）ノ瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ爲之ヲ就學セシムルコト能ハスト認ムルトキハ市町村長又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前條ニ規定スル保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童ノ病弱又ハ發育不完全其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ就學時期ニ於テ之ヲ就學セシムルコト能ハスト認ムルトキハ市町村長ハ其就學ヲ猶豫スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨地方長官ニ報告スヘシ

六　公務所としての刑務所

公務所とは公務員の職務を行ふ所を謂ひ、市町村役場の如き公署をも包含するから官廳（**註一**）よりも其の意義が廣いが、刑務所が公務所たることは今更贅言を要しないであらう。而して公務員とは公務に從事する職員を謂ひ、公務とは國家及公共團體の事務の一部である。個人事業又は私營事業たることを得る事務も、其の主體の如何に依り公務となる。例へば均しく司法保護事業なりと雖、少年審判所の事務は公務であるが、司法保護團體の事務は公務ではなく私務である。公務所は法令に依り公務の一部を分配せられた無形の機關であつて、公務員をして其の公務を擔任實行せしむるものである。公務員が其の職務を行ふには通常一定の場所又は建物を使用するけれども、有形の場所又は建物其のものが公務所たるのではない。有形の場所又は建物は營造物としての刑務所に必要なる物的施設である。即ち公務所は無形の觀念であつて營造物は有形の觀念である。從つて營造物としての刑務所と、公務所としての刑務所とは大いに異なる。

刑務所は公務所であるが固より權利の主體ではない。刑務所以外の公務所亦然りである。從つて單に刑務所名を以て職員の任免辭令を發し、物品の購入を爲し、文書の發受を爲すが如きは正當ではない。（但し保護觀察審査會の如き合議制官廳ならば差支ない。清水博士、行政篇、第二六七頁參照）須く刑務所長名を以て爲すべきであるが、事實上刑務所名を以て各種の事務を處理するのは、民衆との關係上刑務所そのものに人格あるものと想定し、便宜上刑務所を刑務所長そのものと同一視する擬制であつて、刑務所に獨立の人格ありとする主旨ではない。（泉二博士、日本刑法論、總論第一九九頁以下參照）

刑務所は無形の觀念であるから、苟も刑務所設立に關する當局の意思表示があつた以上、換言すれば監獄官制第十三條に依り刑務所の名稱及位置が定められた以上は、たとへ所長以下職員の任命なく、物的施設全然なしとするも、法律上刑務所は嚴として存するに至る。然し執務を開始し得ないから事實上の存在價値は極めて稀薄である。又天災、不可抗力の爲め刑務所の職員、收容者及建物が全滅に歸しても、刑務所の廢止に關する當局の意思表示なき限り、換言すれば刑務所の名稱及位置が監獄官制第十三條に依る別表又は司法省告示より削除されない限り刑務所は依然として存在し、たゞ事實上事務を處理遂行し得ざる狀態に陷るのみである。次に實際上あり得ないことではあらうが、萬が一にも職員、收容者及建物が存するに拘らず當局より刑務所廢止の意思表示が行はれたならば一體如何になるであらうか。この場合は所謂廢廳であるから本官（典獄、典獄補、看守長及副看守長）たるものは文官分限令第四條（註二）に依り當然退官者となり、待遇官吏に付ては別段の規定はないけれども、奏任及判任待遇監獄職員給與令第十二條（註三）は當然退職を前提とする規定であつて、月俸は當月分の全額を支給されることは本官と同樣である。（註四）雇員、傭人も當然解雇、解傭の憂目を見るのであるが、當月分全額の給料を支給し得るであらうか、刑務職員俸給給與支給細則第五條を活用して本人に有利な取扱に出で全額を給したい。取殘された收容者は無戒護、日ぼしとなる。事玆に至らしめた責任は司法當局にあるが、司法大臣は親任官であるから文官懲戒令は適用されない。

監獄官制第十三條に所謂監獄の位置とは無形の觀念に於ける刑務所の所在地のことである。所在地とは最小行政區劃の意にして、現行地方制度に依れば最小行政區劃は市町村であるから、刑務所の所在地を表示するには市町村名のみを揭ぐれば足りる。東京拘置所、小菅刑務所及豐多摩刑務所の所在地は何れも「東京府　東京市」であつて、區名、町名、番地などは之を表示するには及ばぬ。府中刑務所の所在地は單に「東京府　北多摩郡　府中町」と表示すれば足り「富士見町〇〇番地」まで揭げるには及ばぬ。事實上町名、番地をも表示して居るのは他の必要又は便宜に

依るものであつて、少くとも監獄官制の期待又は指示するところではない。

之を要するに刑務所は無形の觀念であるから、人的及物的施設の存否に關係なく存在し得る。從つて公務所としての刑務所が存せざる限り營造物としての刑務所の存在を前提とする。

註一　嚴格なる意義に於て官廳とは國家意思の決定機關を有する地位に在る人である。しかしこの決定權の外之に附屬する事務の補助者全員をも一體として官廳と稱する場合が多い。更に通俗的には事務を執行する爲めに必要な人的及物的設備全體を包括したものを官廳と呼んで居る。この意味に於ける官廳と法律上の官廳とは全く同一意義である。（花田七五三、官廳會計、第一頁參照）

註二　文官分限令

第四條　官吏ハ廢官若ハ廢廳ノ場合ニ於テハ當然退官者トス

註三　奏任及判任待遇監獄職員給與令

第十二條　月給ハ新任、增俸、減俸又ハ復職ノ場合ニ於テハ其ノ翌日ヨリ休職又ハ退職ノ場合ニ於テハ其ノ當日迄日割ヲ以テ給ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ當月分ノ金額ヲ給ス

二　廢職廢廳ノ爲退職シタル者

（一、三及四の各號は省略する。）

註四　高等官官等俸給令

第二十七條　廢官、退官、退職及死亡ノトキハ年俸ヲ月割計算トシ當月分ノ全額ヲ給ス

この規定は判任官俸給令第十四條第二項に依り判任官にも準用せられる。

七　稅的義務者としての刑務所

刑務所（正しく謂へば刑務所長）は物品稅に付ては納稅義務者であり、分類所得稅に付ては徵收義務者であると共に支拂調書の提出義務者である。

物品税を課すべき物品及其の課税最低限は物品税法施行規則の別表に列擧されてあり、税率は物品税法第三條に示されてある。課税標準は物品の價格に依るのであるから、物品税は從價税の一種である。又物品税は消費税の一種であるから結局物品の消費者が負擔することになるが、法律上の納税義務者は第一種の物品に付ては製造者である。故に刑務所は第一種の物品又は第三種の物品に付ては製造者たる資格に於て夫々物品税の納税義務者たる地位を有する。而して如何なる物品が、第一種、第二種又は第三種に屬するやに付ては物品税法第一條及前記別表に明にされてあるが、刑務所に於て第三種に屬する物品（燐寸、飴、葡萄糖及麥芽糖）を製造することは恐らくないであらう。刑務所に於て物品税の課せらるゝ製品を賣却せんとするときは、其の價格に物品税額を加算して所謂税込販賣價格を調査し、買主又は註文者に對し納入告知書を發行して拂込ましめるのである。北支事件特別税法實施前（註）よりの在庫品を賣却せんとするときは、其の價格に物品税額を加算して税込販賣價格に更正すべきである。物品税は納税義務者の申告に基いて徴收するのであるから、刑務所に於ては第一種の物品に付ては毎月販賣した物品の品名毎に其の數量及價格を記載した申告書を、第二種の物品に付ては毎月刑務所から移出した物品（販賣したると否とを問はない）の品名毎に其の數量及價格を記載した申告書を翌月十日迄に所轄税務署に提出せねばならぬ。税務署に於ては右の申告に基いて課税標準額を決定する。申告書を提出せざるとき又は其の申告を不相當と認めたときは税務署長が獨斷で課税標準額を決定する。課税標準額に所定の税率を乘じて得たる金額の合計が税額となる。税額に付ては税務署から納税告知書を送達して來るから、之に基いて月末迄に就業費豫算を以て納付せねばならぬ。第二種の物品は販賣したると否とを問はず、刑務所から物品を移出する際に課せられるのであるが、保管轉換を爲す場合は物品税法第十一條の「……他ノ製造物又ハ藏置物ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ……」に該當するから物品税は課せられぬ。即ち未納税移出である。未納税のまゝ物品

を移出せんとする者を所轄税務署に申請して承認を受けねばならぬ。從つて嚴格に謂へば、刑務所製品の保管轉換は所轄税務署の承認を受けた後に之を爲し、保管轉換を受けた刑務所は其の旨を所轄税務署に申告すべきであらう。（物品税法施行規則第二十一條、第二十二條）物品税の免除せられる場合は物品税法第十二條及第十三條に列擧されてあるが、當然課税されないのではなく、第一種の物品に付ては買主又は註文者に之を引渡し、第二種の物品に付ては刑務所から之を移出する際其の旨を所轄税務署に申請して承認を受けねばならぬ。最後に刑務職員が其の職務に關し物品税法を犯した時は刑務所長が處罰されるから注意を要する。

註　物品税は昭和十二年の北支事件特別税法に依り、同年八月十二日から翌十三年三月末日迄の特別税として奢侈的物品に對して課税したが、昭和十三年支那事變特別税法に依り課税物品の範圍を擴大し、昭和十五年の税制改正に依り物品税法を制定して、課税品目を追加すると共に、一部の税率を引上げて永久税とした。
（勝正憲「税」第四六一頁參照）

刑務所は甲種の勤勞所得の支拂者たるの故を以て支拂の際、甲種の勤勞所得に對する分類所得税を徴收し、翌月十日迄に拂込書及計算書を添へて之を最寄の日本銀行の本店、支店又は代理店に拂込まねばならぬ。而して甲種の勤勞所得とは所得税法の施行地（内地）に於て支拂を受くる俸給、給料、歳費、費用辨償、年金、恩給（一時金たる恩給を除く）及賞與並に此等の性質を有する給與を謂ひ、刑務職員の受くる給與の内、旅費、被服代料、賄料、非番勤務手當、傳染病豫防手當、刑務賞與、死亡賜金、官吏療治料、看守救助、死傷手當、死亡手當及家族手當には只今のところ課税されない。刑務所長は甲種の勤勞所得に對する分類所得税の徴收義務者であるから、徴收すべき分類所得税を徴收せざるとき又は其の徴收した税金を納付せざるときは、義務違反に對する制裁として國税徴收の例に依り刑務所長から之を徴收する。又刑務所長が正當の事由なくして支拂調書を提出せず（毎年一月末日限り）又は虚僞の記載を爲した支拂調書を提出したときは處罰される。されば分類所得税の徴收事務を擔任する刑務職員の責任は極めて

矯正図書館

重大である。甲種の勤勞所得に對する分類所得稅を徵收した者に對しては、其の請求に依り每年取扱つた納稅者一人に付十錢を交付される。この交付金を受けんとするときは、翌年一月三十一日迄に請求書を所轄稅務署に提出せねばならぬ。又支拂調書を提出した者に對しては、其の請求に依り支拂調書の記載事項一件一人毎に金五厘を交付される。この交付金を受けんとするときは、支拂調書提出後三十日以內に請求書を所轄稅務署に提出せねばならぬ。

備考

傳染病豫防手當は明治二十八年勅令第七十一號「傳染病豫防救治ニ從事スル官吏准官吏傭員月手當支給ノ件」に依り支給せられ、こゝに准官吏とは待遇官吏のことをいふ。死亡賜金は高等官官等俸給令第二十三條、判任官俸給令第十三條に依り支給される。從つて待遇官吏は盡く死亡賜金を支給されないといふのではない。少年院の補導、國民學校の職員には死亡賜金が支給される。死傷手當は公務上傳染病感染者手當支給に關する諸法令、傭人扶助令、雇員扶助令、供給勞働者扶助令に依り支給される。死亡手當は外國旅費規則第三十六條、南洋群島關東州南滿洲旅費規則第四十一條に依り支給される。

八　結　語

之を要するに刑務所は、

一、行刑事務を掌ること、

二、刑務官吏は司法警察官吏の職務を行ふ者なること、

三、刑務官吏は監獄法の規定に依り逃走者を逮捕し得ること、

の三點に於て、廣義の司法官廳である。而して刑務所本然の事務、換言すれば刑務所の固有事務は行刑事務と行刑行政事務の二種であるが、行刑行政事務を掌る範圍に於ては一般の行政官廳と異なるところはない。事務の分量よりすれば行刑事務は極めて少いけれども、刑務所本然の性質機能は行刑機關であるから、刑務所は廣義の司法官廳に屬し、行政官廳を以て目すべきではない。司法保護事業關係官廳並に司法保護官廳としての事務、稅法に基く事務、戶籍法第百二十條に依る事務（註）共濟組合に關する事務などは刑務所の必要的附隨事務であつて、固有事務ではない。之に反しかの職員令に關する事務の如きは刑務所の任意的附隨事務である。●

註　戶籍法

第百二十條　死刑ノ執行アリタルトキハ監獄ノ長ハ遲滯ナク監獄所在地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ在監中死亡シタル者ノ引取人ナキ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ報告書ニ診斷書又ハ檢案書ヲ添附スルコトヲ要ス

刑政第54巻第6号
矯正図書館

犯罪少年の情意的特性

平尾靖

目次

一、問題
二、檢査方法
三、檢査結果の處理
(1) 意志氣質檢査
(2) 向性檢査
四、檢査結果の考察
(1) 犯罪形態との照應について
1. 罪質との照應
2. 犯罪手口との照應
(2) 處遇成績との相關について
(3) その他
(參照圖は印刷の都合により全部文末に掲載)

一 問題

これは、最近に於ける某矯正院收容の少年について實施した情意檢査の結果に關する一つの心理學的統計的研究である。しかして、その檢査結果については、先づ、それと、少年の入院前、社會の場に於ける犯罪形態との照應關聯に於いて、次いで、入院後、保護の場に於ける處遇成績との相關關係の點より、それ〴〵若干の考察を試みたものである。

そも〳〵嚴格なる紀律の下に、教養の對象をして、あるべき性格に矯正するためには、必然の前提として、先づ、現在ある性格を明かにすることから出發しなければならない。

無論、性格の本態の把握は、對象についての一定期間の具體的な行動觀察に俟たねばならぬことは必至であるが、この種檢査によつて探究された情意的特性の一面は、たしかに、行動觀察への有力なる手引となるとともに、少年處遇の方法に對する一つの基本的な指標ともなることを信じて疑はぬものである。

二 檢査方法

檢査方法としては、桐原式意志氣質檢査と淡路式向性檢査の兩種を實施した。なほ、參考として、智能程度を了知する必要上、岡部式B式智能檢査を行つたのであるが、檢査は何れも、個別法を採つたのである。

被檢者總數 百六十名、平均年齡は十七歳三月にして、その範圍は、十歳九月より十九歳九月に至るも、十三歳未滿は僅かに二名に過ぎなかつた。

三 檢査結果の處理

(一) 意志氣質檢査

意志氣質の類型は、進攻型が最多數で全體の約三分の一を占め、次に運動進攻型は約五分の一にして、運動思慮型は最も少いのであるが、その類型の分布は第一表の如くである。

第 1 表

類型	員數	%
運動型	11	6,875
進攻型	53	33,125
思慮型	10	6,250
運動進攻型	31	19,375
運動思慮型	6	3,750
進攻思慮型	25	15,625
不定型	24	15,000
計	160	100,000

百六十名全體の平均意志プロフイルは第1圖の如くであるが、これによれば、一般の傾向としては、やはり進攻性が著しく、思慮性は乏しい。すなはち、衝動及び自信が强く、いはゞ自己意識が强く、我がまゝであつて、細心は見られず、大まかで、ものごとに固執しないといふことがうかゞはれる。

いま、この平均プロフイルと、桐原博士が十歳八月以上十八歳までの教護院兒童五十四名について檢査された結果の平均プロフイルたる第2圖と比較してみると、前者に於てやゝ積極的な趨勢は見へるが、大體に於て、同樣な傾向が認められる。しかし、教護院兒童に比して、矯正院少年に於ては、意志の擴張と統御に若干すぐれ、その反面、細心といふことに劣つてゐることがわかるのであるが、このやうに、わたくしの行つた犯罪少年に關する檢査結果は、おほよそ、桐原博士の檢査結果とともに、博士の言葉を以てすれば、「ブライヤントの犯罪兒童についての調査結果と一致し、またハーレル及びデヴイスの在院兒童についての結果と一致する」わけである。こゝに、犯罪少年獨得の顯著なる情意的特性の一面が實證的に檢出されたことになる。

次に、各類型の範例プロフイルを示せば、第3圖——第13圖の如くである。

(二) 向性檢査

平均向性指數は一〇九、二であるが、その範圍は、最高一五六、最低六〇にして、著しき外向性、內向性は認められないが、その分布狀態は第二表及び第14圖の如くである。

檢査項目にあらはれた著しい共通の情意的特性としては、

喜んで他人と仕事を一諸にする　八七、五%
他人にすぐ同情する　八一、八%

第 2 表

向性段階	員數	%
60——69	5	3,125
70——79	5	3,125
80——89	15	9,375
90——99	15	9,375
100——109	33	20,625
110——119	41	25,625
120——129	26	16,250
130——139	11	6,875
140——149	7	4,375
150——159	2	1,250
計	160	100,000

第 3 表

智能段階	員數	%
40——49	3	1,875
50——59	7	4,375
60——69	25	15,625
70——79	46	28,750
80——89	50	31,250
90——99	25	15,625
100——109	4	2,500
計	160	100,000

四　檢査結果の考察

(一)　犯罪形態との照應について

このやうな檢査結果と、少年審判所の調書に於ける「行爲の表示」欄に記載された罪質、並に矯正院に於ける考査簿に判明せる同一罪質中に含まるゝ諸種の犯罪手口との照應關係について、數量的な考察を試みたのである。

1　罪質との照應

こゝに罪質とは、「行爲の表示」欄記載の罪質を、それ〴〵罪質別に一單位として、檢査結果と關聯せしめたのである。すなはち、一回の登局によつて、竊盜、詐欺、橫領の三罪質の表示がある場合には、それ〴〵の罪質が問題となるのは勿論であるが、他方數回の登局にも係らず、單に行爲の表示が竊盜のみである場合には、檢査結果は、罪質としては竊盜にのみ關係せしめて考察したのである。すなはち犯罪件數は問題にせず、單に犯罪形態そのものが問題にされたのである。

檢査結果に關して、意志氣質類型と犯罪との照應關係を表示すれば第4表となるが、强盜、傷害、暴力行爲は進攻性性格者となつてゐるやうである。

罪質別に平均プロフイルを示せば第15圖——第26圖の如く、例へば、强盜に於ては、衝動と自信が强く、詐欺に於ては意志の擴張と決定力が强いといふやうに、それ〴〵の罪質に應じて特色が見られる。

向性程度と罪質との關係は第5表の如くであるが、これを向性程度の高き順に主なる罪質について列記すれば、放火、暴力行爲、强姦、恐喝、强盜、詐欺、竊盜、橫領、傷害、住居侵入、猥褻等となることは、第6表に於て認められることである。なほ、第6表によつて智能程度の高さに主なる罪質を順次擧げると、放火、强姦、强盜、傷害、詐欺、僞造、橫領、竊盜、住居侵入、恐喝、猥褻等となつてくる。

2　犯罪手口との照應

犯罪の手口は、發生的にみるならば、年齡に應じて、そこに何等かの進化が認められることは、既に池口氏の研究（浪速少年院の敎養第一輯）にも明かにされてゐるところであるが、しかしある一定の年齡、例へば十七、八歲頃に達すれば、いろいろ示す手口のなかに自らその基調をなすある種の手口が認められるやうに思はれる、したがつて、こゝにいふ手口もこのやうな檢査結果と、少年審判所の調書に於ける「行爲の表示」欄に記載された罪質、並に矯正院に於ける考査簿に判明せる同一罪質中に含まるゝ諸種の犯罪手口との照應關係について、數量的な考察を試みたのである。

第 4 表

罪質 / 意志氣質類型	竊盜	橫領	詐欺	住居侵入	恐喝	强盜	傷害	贓物	强姦	暴力行爲	放火	猥褻	文書印章僞造	取締法違反銃砲火藥	虞アルモノ
運動型	11	4	3					1					1		
進攻型	52	8	6	3	1	2		1		1	1		1		1
思慮型	10	2	2	1	3										1
運動進攻型	30	8	4	3	2	2	1		1	1					
運動思慮型	6	5	1	1											
進攻思慮型	19	6	3	5	4	1	1					1		1	2
不定型	21	5	5	2			2	1	1						
計	149	38	24	15	10	5	4	3	2	2	1	1	2	1	4

第 5 表

罪質＼向性段階	竊盜	橫領	詐欺	住居侵入	恐喝	强盜	傷害	贓物	强姦	暴力行爲	放火	猥褻	印章文書僞造	取締法違反銃砲火藥	ルニ處アルモノ刑罰令ニ觸ル
60——69	5	2		1											
70——79	3	3	1	2			1								
80——89	15	3	3	2		2								1	
90—— 99	14	3	1	1	2										
100——109	29	6	5	3	2	1	1	1				1	1		2
110——119	39	12	4	3	1	1			1				1		1
120——129	26	4	3	1	3		1	1		1					1
130——139	9	2	4	1		1			1	1	1				
140——149	6	3	3		2		1	1							
150——159	3			1											
計	149	38	24	15	10	5	4	3	2	2	1	1	2	1	4

第 6 表

罪質＼指數	向性指數	智能指數
竊盜	109,2	79,1
橫領	106,4	79,8
詐欺	114,1	80,6
住居侵入	102,8	67,4
恐喝	116,0	72,4
强盜	115,2	88,4
傷害	105,0	86,3
贓物	124,7	89,7
强姦	121·0	91,0
暴力行爲	128,0	84,0
放火	130,0	95,0
猥褻	100,0	63,0
文書僞造印章	111,0	80,0
銃砲火藥取締法違反	132,0	80,0
刑罰令ニ觸ルニ處アルモノ	112.5	77,3

うな基調的な手口を問題にするのである。

意志氣質類型と犯罪手口との照應關係は第7表で示されてゐるが、それ〴〵の犯罪手口別に平均プロフイルを求めると、第27圖——第38圖となつて、萬引、掏摸はともに運動性にすぐれ、前者は衝動性が極めて强くはたらくに對して、後者は自信に富み、制御力乏しく、また、空巢は、萬引、掻拂、掏摸等に比して、いさゝか衝動が弱く、忍込は決定力に、板場稼は思慮性にやゝ長ずる如く、それ〴〵犯罪手口に應じて、その意志プロフイルに特異性が觀察されて興味深いものがある。

次に、向性程度については、第8表によれば、無錢飮食、賭博、住込、萬引がやゝ外向性が强いやうである。また罪質は同じ竊盜でも、その手口によつて、その智能程度は、敷計盜、枕搜

第 7 表

意志氣質類型＼犯罪手口	空巢	板場稼	屋外盜	掻拂	枕搜	敷計盜	忍込	住込	掏摸	萬引	無賃乘車	無錢投宿	無錢飮食	寢錢泥棒	拔取	賭博
運動型		1	2	2			2	1	1	3				2		
進攻型	2		9	9	2	1	10	5	6	2	4		2		1	
思慮型			4	4			1	1	1		1			1		
運動進攻型	3		5	5	1		9	3	5		2	1		2	1	2
運動思慮型						1	2	1			1					
進攻思慮型	1	3	2	4			3	2	2		3					1
不定型	4	1	2	3			5	2		2	2			3		
計	10	5	19	27	3	2	32	15	15	7	13	1	2	8	1	3

第 8 表

犯罪手口＼指數	向性指數	智能指數
空巢	106,0	82,6
板場稼	100,8	84,2
屋外盜	112,3	76,1
掻拂	108,1	79,0
枕搜	100,0	86,3
敷計盜	104,0	87,5
忍込	108,6	80,6
住込	114,0	77,3
掏摸	101,7	76,3
萬引	113,4	85,6
無賃乘車	105,5	76,2
無錢投宿	118,0	85,0
無錢飮食	144,0	70,0
寢錢泥棒	109,3	82,9
拔取	115,0	91,0
賭博	126,0	79,0

に於ては高く、掏摸、屋外盜に至つては、最も低いことが第8表に明かである。

(2) 處遇成績との相關について

こゝに、處遇成績とは、敎養の對象として取扱上の難易を以つて判定したもので、處遇に際して事故多く、手數のよくかゝるものは、成績不良、極めて順調に改善の實を擧ぐるものは良、その中間に、稍良と普通の段階を規定したのである。

處遇成績と意志氣質類型との相關は第9表であり、

處遇成績別の平均プロフイルは第39圖——第42圖であるが、運動性にすぐれたる者ほど處遇成績は良好なるもの、如くである。

第 9 表

意志氣質類型 ＼ 處遇成績	良	稍良	普通	不良	計
運動型		5	6		11
進攻型	3	15	30	5	53
思慮型			8	2	10
運動進攻型	5	7	17	2	31
運動思慮型	1	3	2		6
進攻思慮型	1	3	19	2	25
不定型	2	7	13	2	24
計	12	40	95	13	160

また向性程度との相關は第10表に見られるが、

第 10 表

向性段階 ＼ 處遇成績	良	稍良	普通	不良	計
60——69		2	2	1	5
70——79	1	1	3		5
80——89	2	5	7	1	15
80——99	2	5	7	1	15
100——109	1	7	21	4	33
110——119	3	13	21	4	41
120——129	3	4	18	1	26
130——139		2	9		11
140——149		1	5	1	7
150——159			2		2
計	12	40	95	13	160

第 11 表

處遇成績 ＼ 指數	向性指數	智能指數
良	104.2	84,3
稍良	105,4	81,1
普通	111,6	77,6
不良	106,9	75,6

外向性、內向性の著しきものには、成績良好なるものが無い。

次に處遇成績別に平均向性指數及び平均智能指數を求めると、第11表の如くになるが、處遇成績が良好なる者ほど智能程度が高いといふことが言へる。

なほ、また、處遇成績別の智能指數の分布狀態は第12表であるが、成績良好なる者には、智能指數六〇以下の者が認められない點は注目に値するところである。

(3) 其の他

○文身少年について、

百六十名中十五名の文身少年があつたが、これらについて、檢査結果にあらはれた情意的特性は、第13表——第15表、並に平均プロフイルたる第43圖に見られる。

第 12 表

智能段階 ＼ 處遇成績	良	稍良	普通	不良	計
40——49			3		3
50——59			6	1	7
60——69	3	7	12	3	25
70——79	1	12	29	4	46
80——89	5	12	29	4	50
90——99	2	7	15	1	25
100——109	1	1	1		4
計	12	40	95	13	160

第 13 表

意志氣質類型	員數
運動型	1
進攻型	9
思慮型	1
運動進攻型	2
運動思慮型	
進攻思慮型	1
不定型	1
計	15

第 14 表

向性段階	員數
90——99	3
100——109	3
110——119	3
120——129	3
130——139	1
140——149	2
計	15

第 15 表

智能段階	員數
50——59	1
60——69	3
70——79	4
80——89	5
90——99	1
100——109	1
計	15

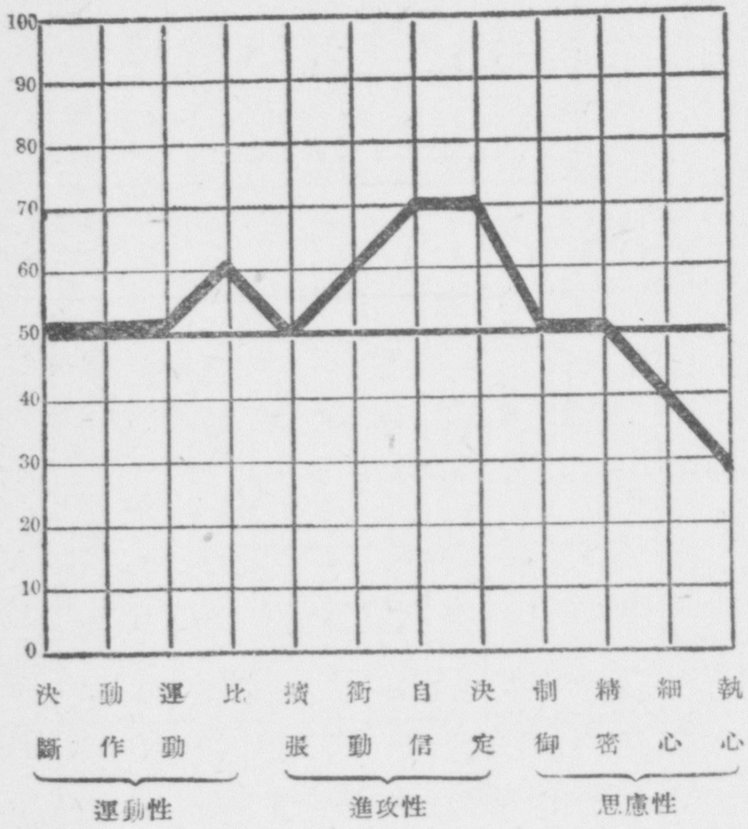
○癲癇少年について

癲癇少年二人の意志プロフイルは第44圖、第45圖である。

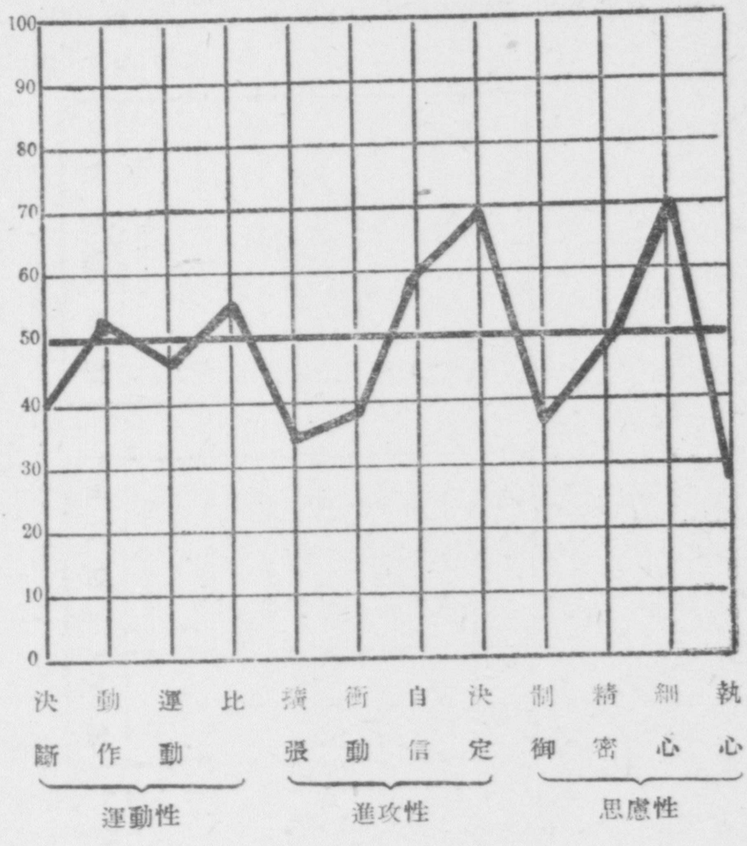
矯正図書館

矯正図書館

第 1 圖



第 2 圖

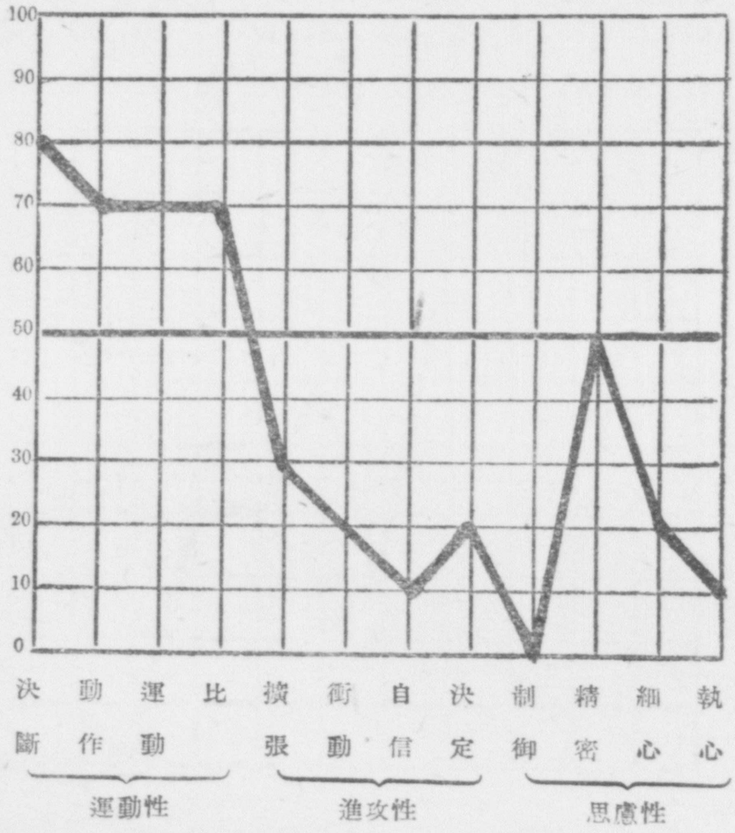


— 30 —

第 3 圖

運動型

向性指數 120
智能指數 85



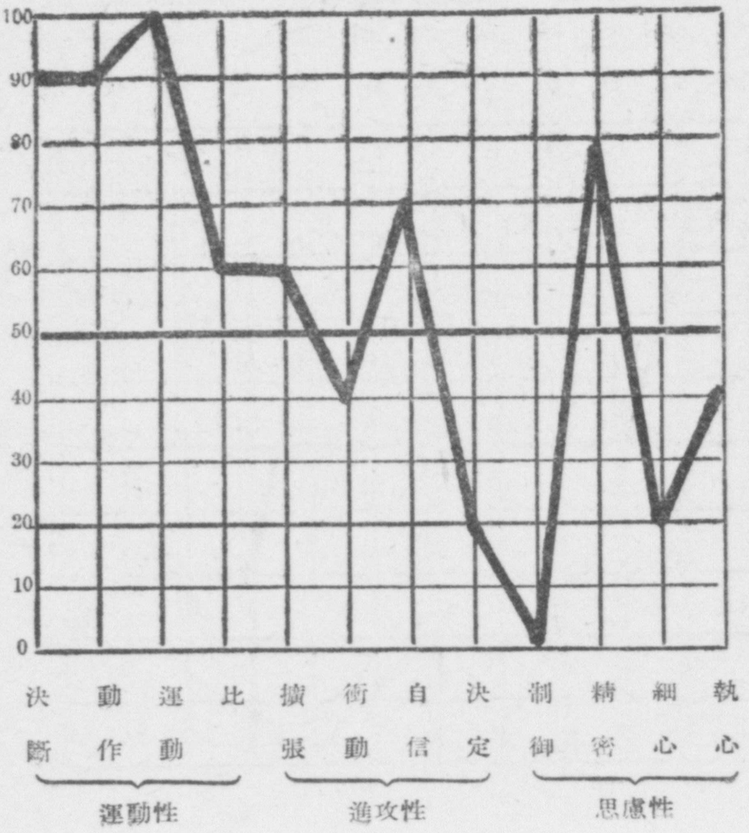
F. M. 12歲 3 月

1. 罪　　質　竊盜
2. 犯罪原由　精神缺陷、家庭缺陷
3. 犯罪徑路　10歲時——賽錢泥棒
   13歲時——忍込、住込、深更
4. 先行處分　教護院一ヶ所
5. 體格　丙　　體型、混合型
6. 處遇成績　普通

— 31 —

刑政第54巻第6号

第 4 表



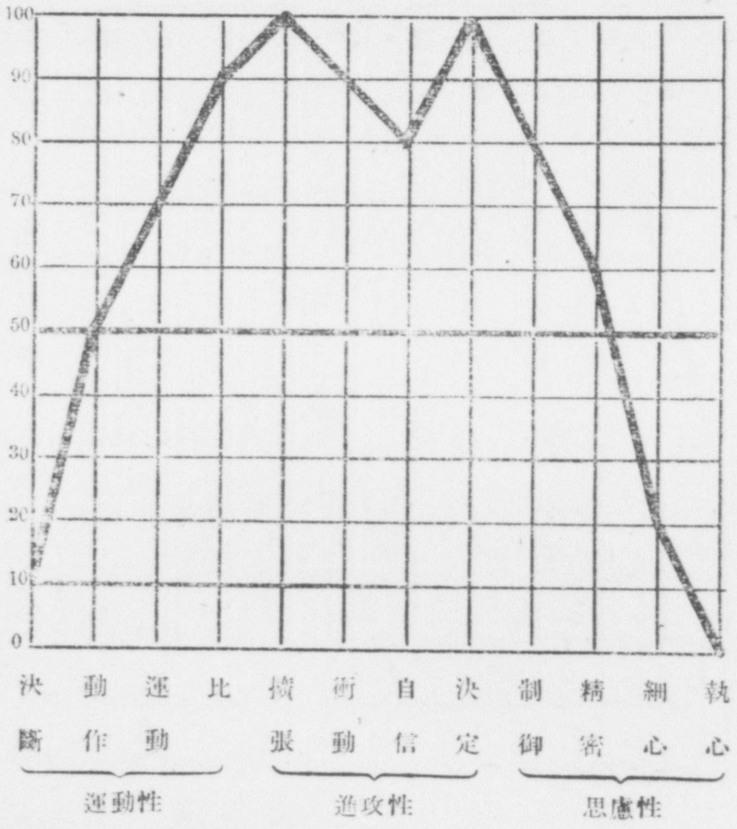
運動型

向性指數 98
智能指數 77

K. N. 16歲7月

1. 罪　　質　竊盜
2. 犯罪原由　家庭缺陷、交友不良
3. 犯罪徑路　7歲時——掻拂
   9歲時——掏摸
   10歲時——空巢
   12歲時——持逃
   16歲時——集金横領
   17歲時——住込、自轉車乘逃
4. 先行處分　保護團體一ヶ所
5. 體　　格　甲　體型、筋骨型
6. 處遇成績　稍良

第 5 圖



進攻型

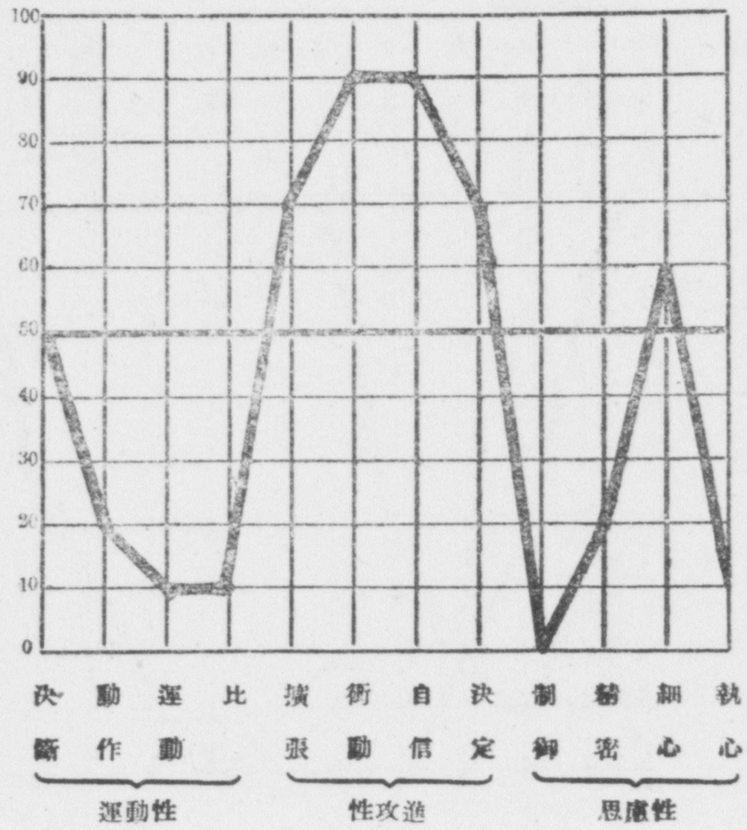
向性指數 104
智能指數 88

Z. A. 18歲1月

1. 罪　　質　竊盜○ 詐欺○ 贓物牙保○ 横領
2. 犯罪原由　環境不良
3. 犯罪徑路　10歲時——家ノ金持出
   11歲時——畑ノ果物竊食
   14歲時——集金横領
   16歲時——横領、詐欺
   17歲時——掻拂
   18歲時——詐欺、忍込、屋外盜
4. 先行處分　保護團體二ヶ所
5. 體　　格　甲　體型、筋骨型
6. 處遇成績　普通

矯正図書館
刑政第54巻第6号

第 6 圖



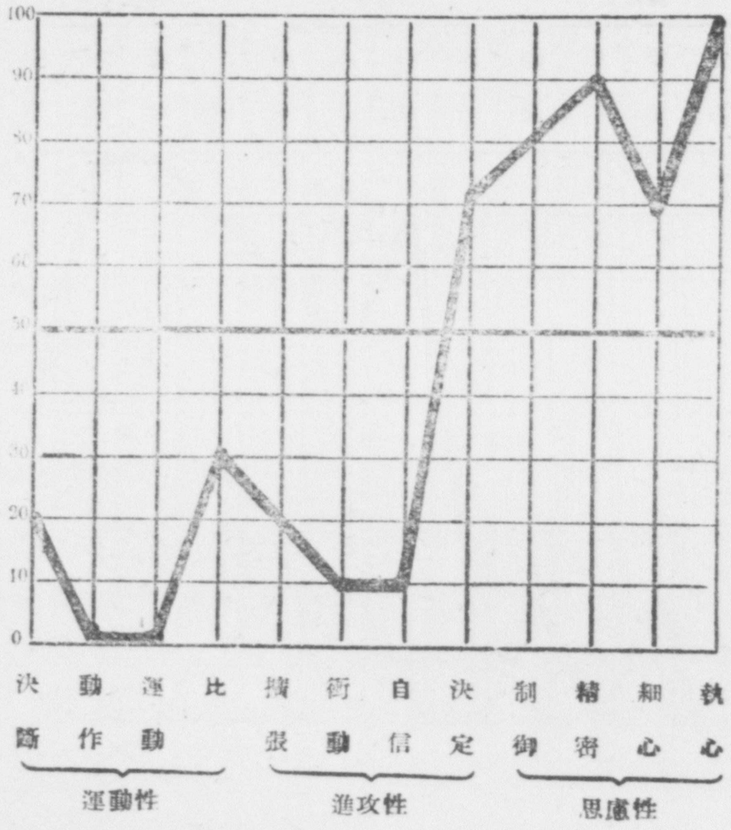
逃攻型

向性指數 128
智能指數 67

K. E. 15歲 9 月

1. 罪　　質　竊盜
2. 犯罪原由　交友不良、精神缺陷
3. 犯罪徑路　15歲時——恐喝
　　16歲時——掏摸
4. 先行處分　保護團體一ケ所
5. 體格　丙　體型、無力型
6. 處遇成績　普通

第 7 圖



思慮型

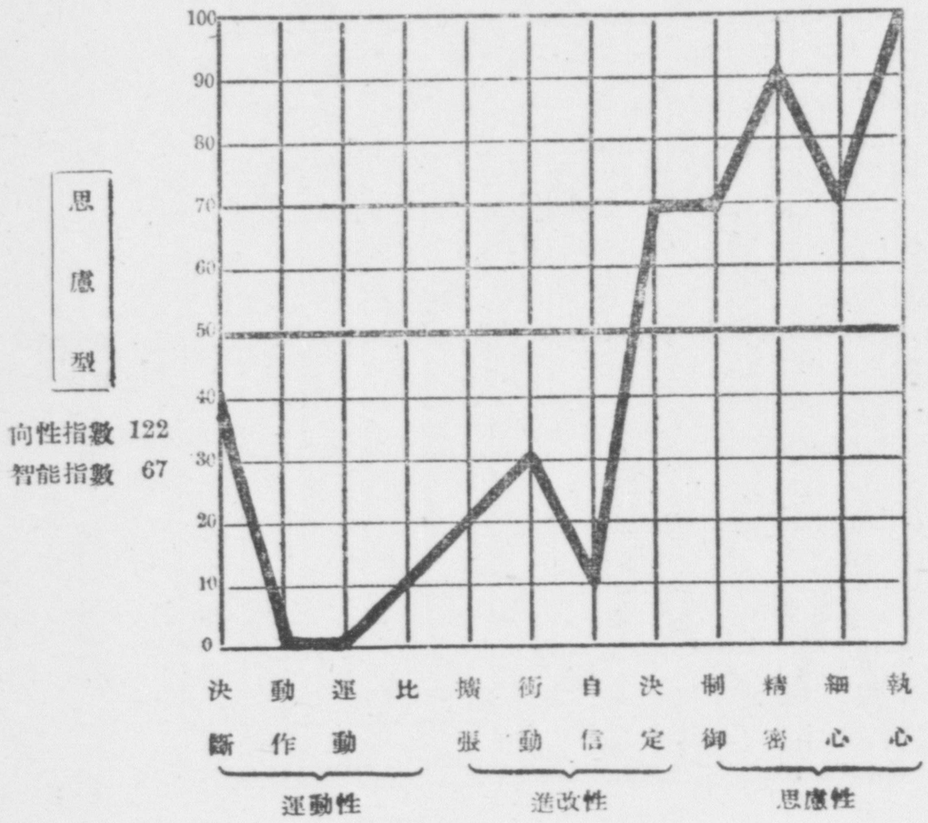
向性指數 104
智能指數 66

Y. K. 16歲11月

1. 罪　　質　竊盜
2. 犯罪原由　精神薄弱
3. 犯罪徑路　11歲時——家ノ金持出
　　12歲時 — 忍込、掻掠、持逃、空集
　　以下同犯ヲ繰返ス
4. 先行處分　救護院一ケ所、保護團體二ケ所
5. 體格　乙　體型、混合型
6. 處遇成績　普通

矯正図書館
刑政第54巻第6号

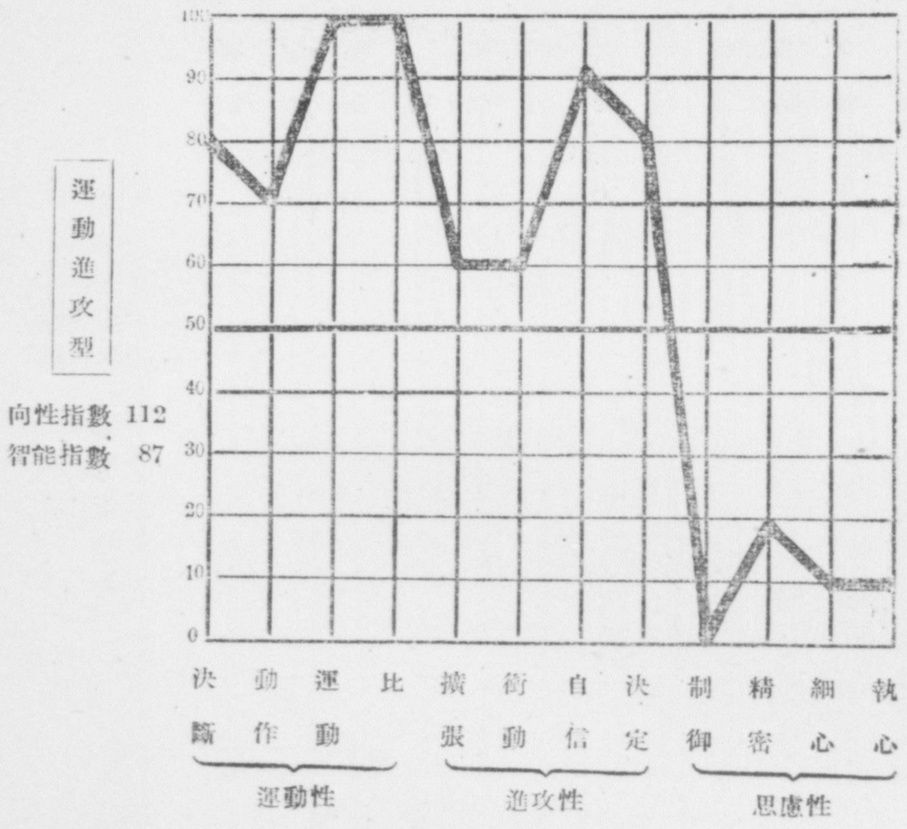
第 8 圖



N. T. 18歲3月

1. 罪　　質　竊盜。恐喝。詐欺。
2. 犯罪原由　精神薄弱、交友不良
3. 犯罪徑路　10歲時——家ノ金持出
   14歲時——萬引
   17歲時——忍込
   18歲時——住込、詐欺
   19歲時——住込、恐喝
4. 先行處分　保護團體一ケ所
5. 體　格　甲　體格、筋骨型
6. 處遇成績　不良

第 9 圖

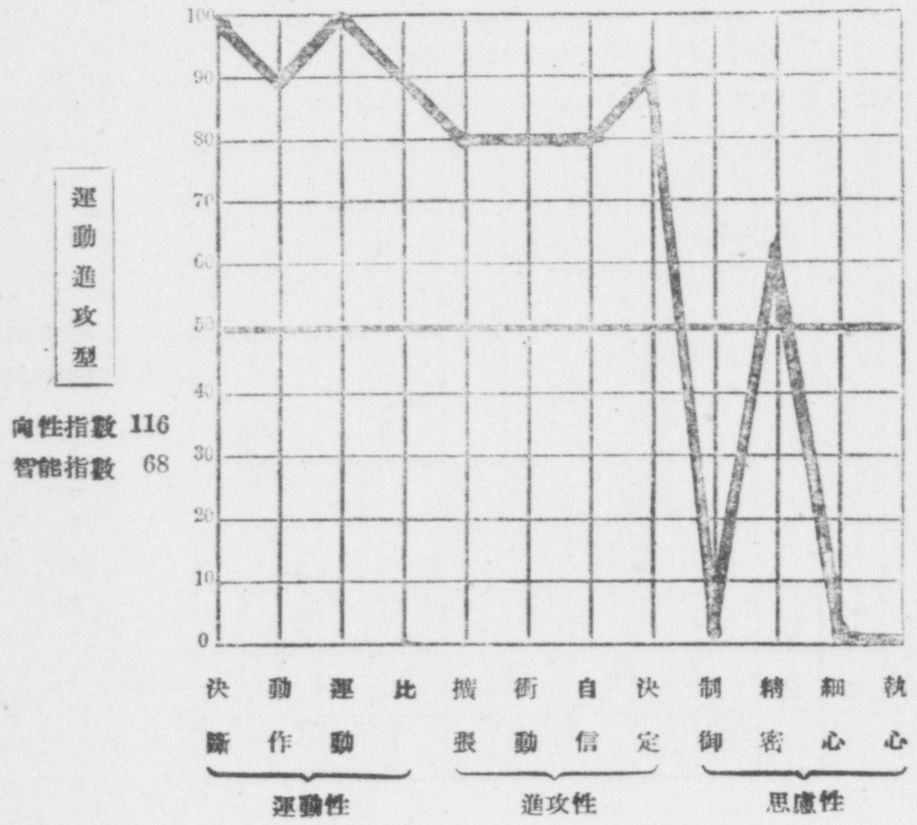


J. T. 18歲11月

1. 罪　　質　竊盜。業務上橫領。
2. 犯罪原由　怠惰、交友不良
3. 犯罪徑路　13歲時——學用品竊取
   15歲時——萬引
   16歲時——萬引
   17歲時——發送袋ノ中ヨリ書籍ヲ抜取
   19歲時——集金橫領、空巢
4. 先行處分　ナシ
5. 體　格　乙　體型、無力型
6. 處遇成績　普通

矯正図書館
刑政第54巻第6号

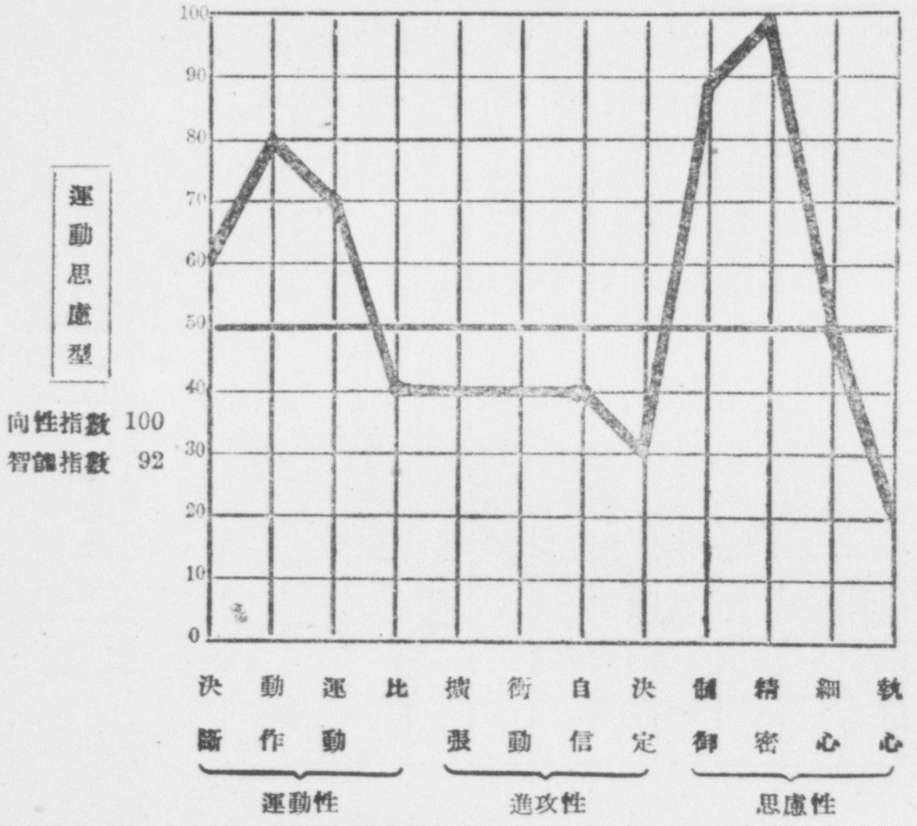
第 10 圖



N. I. 19歲

1. 罪　　質　橫領。竊盜。業務上橫領。
2. 犯罪原由　精神缺陷、交友不良
3. 犯罪徑路　8歲時——家ノ金持出
   10歲時——親戚ノ金竊取
   16歲時——搔拂
   17歲時——橫領、竊盜、搔拂
   18歲時——空巢、自轉車乘逃、駈込
   19歲時——集金橫領
4. 先行處分　保護團體二ケ所
5. 體格乙　體型、無力型
6. 處遇成績　不良

第 11 圖

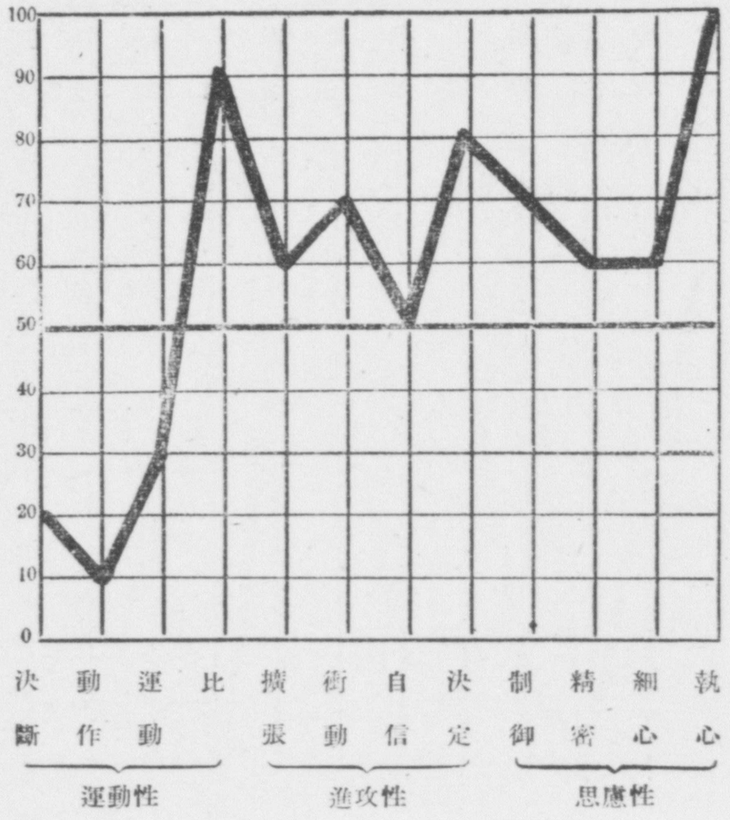


T, T. 15歲6月

1. 罪　　質　竊盜。業務上橫領。
2. 犯罪原由　遊惰
3. 犯罪徑路　15歲時——住込、集金橫領
   16歲時——逐込、集金橫領
4. 先行處分　ナシ
5. 體格甲　體型、筋骨型
6. 處遇成績　普通

矯正図書館
刑政第54巻第6号

第 12 圖

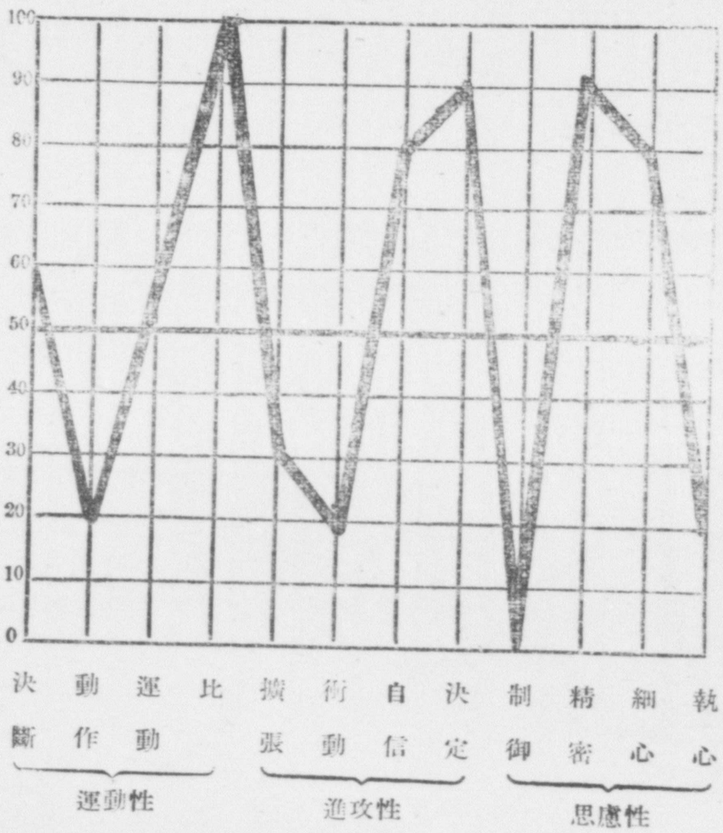


週攻思慮型	
向性指數	80
智能指數	68

H. H. 19歲 6 月

1. 罪　　質　竊盜
2. 犯罪原由　精神薄弱、家庭缺陷
3. 犯罪徑路　11歲時——萬引
   12歲時——掏摸
   19歲時——萬引、掏摸
4. 先行處分　保護團體一ケ所
5. 體格　丙　　體型、無力型
6. 處遇成績　良

第 13 圖

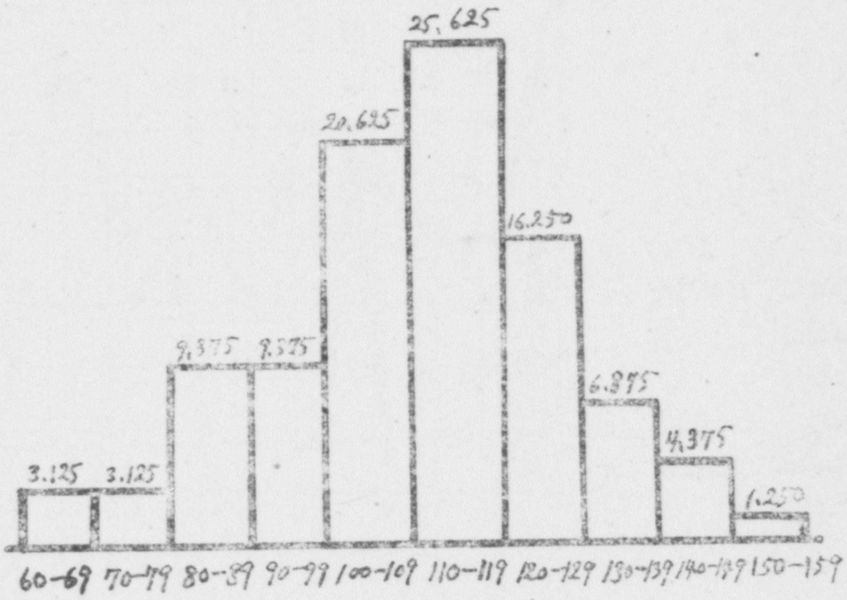


不定型	
向性指數	78
智能指數	93

T. Y. 18歲 0 月

1. 罪　　質　竊盜、詐欺、住居侵入
2. 犯罪原由　精神缺陷
3. 犯罪徑路　17歲時——搔拂、忍込、詐欺
   18歲時——搔拂
   19歲時——住込、忍込、住居侵入
4. 先行處分　保護團體一ケ所
5. 體格　甲　　體型、肥滿型
6. 處遇成績　普通

第 14 圖



M=109.2

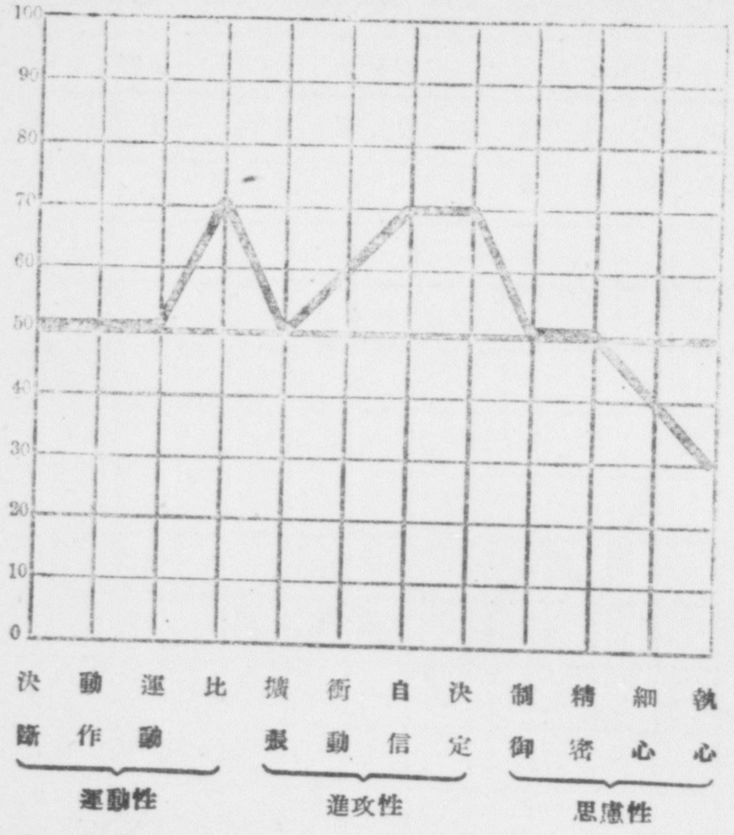
Q_1 = 100.00

Q_2 = 111.71 (Med.)

Q_3 = 122.71

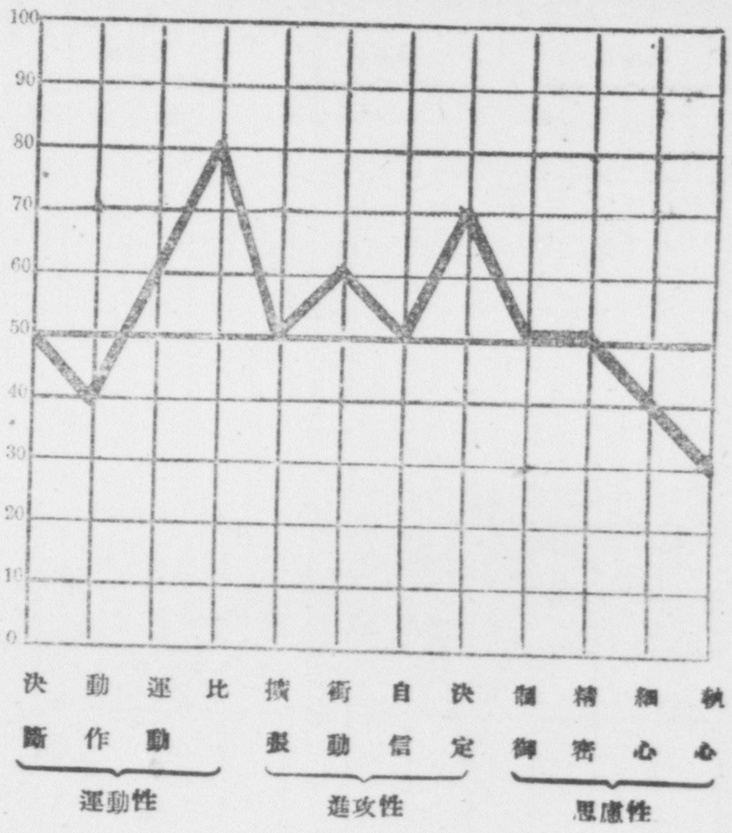
S. D. = 18.6107

第 15 圖 縱叢



向性指數 109.2 智能指數 79.1

第 16 圖 橫額

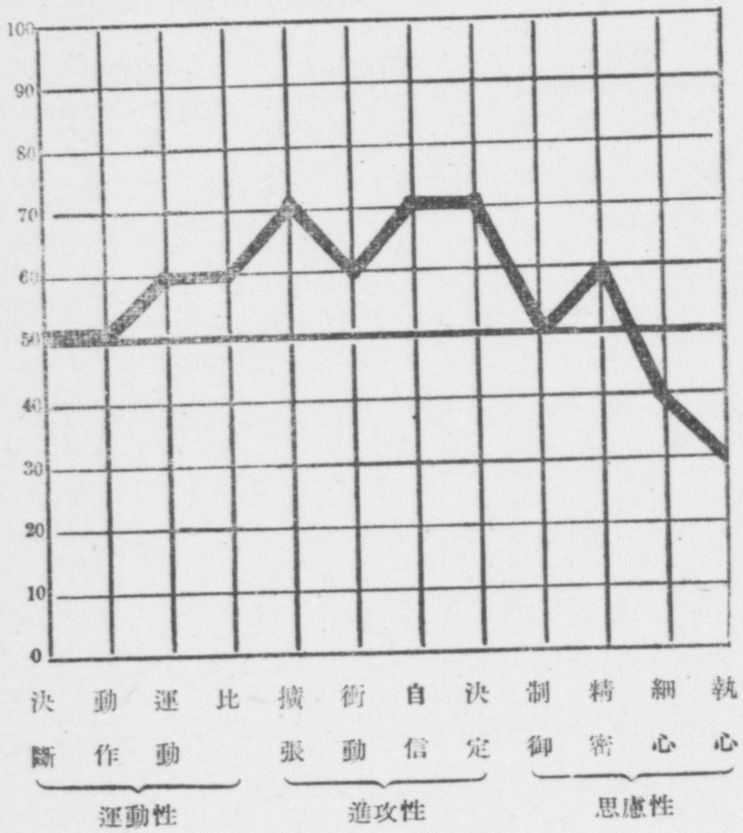


向性指數 106.1 智能指數 79.8

矯正図書館

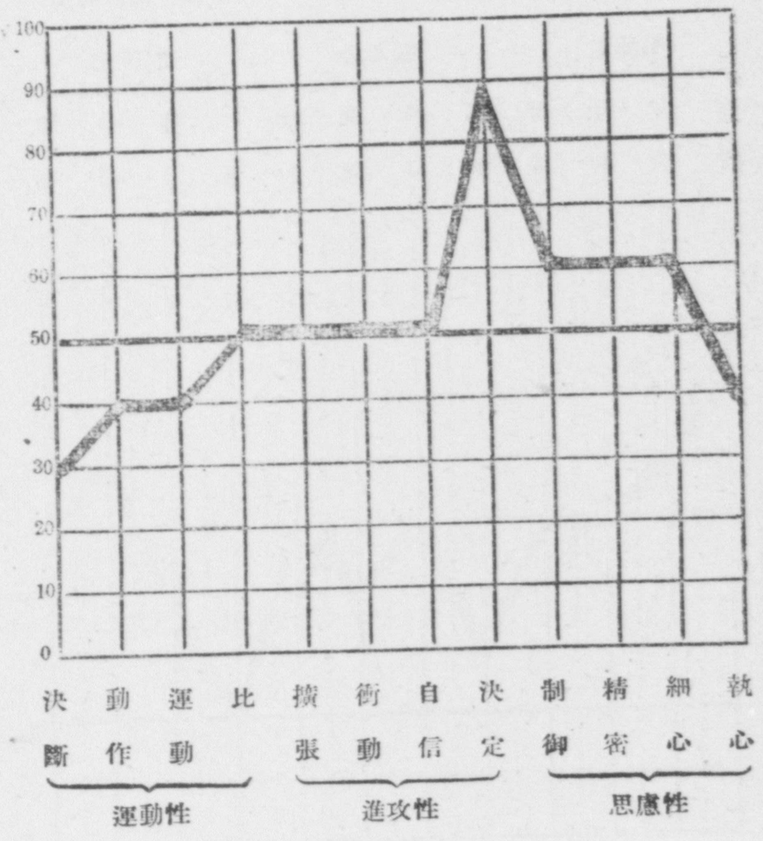
刑政第54巻第6号

第 17 圖　詐欺



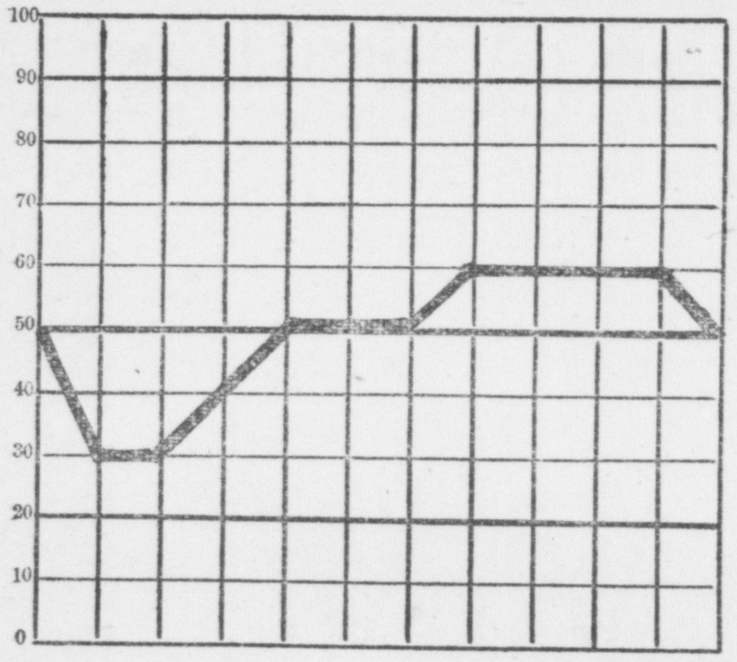
向性指數　114.1　　智能指數　80.6

第 18 圖　住居侵入



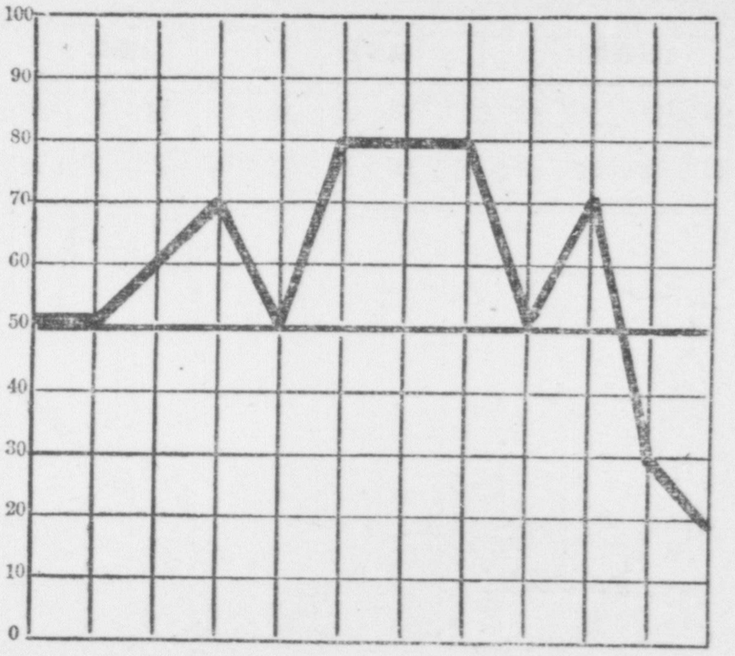
向性指數　102.8　　智能指數　76.4

第 19 圖　恐喝



向性指數　116.0　　智能指數　72.4

第 20 圖　强盜

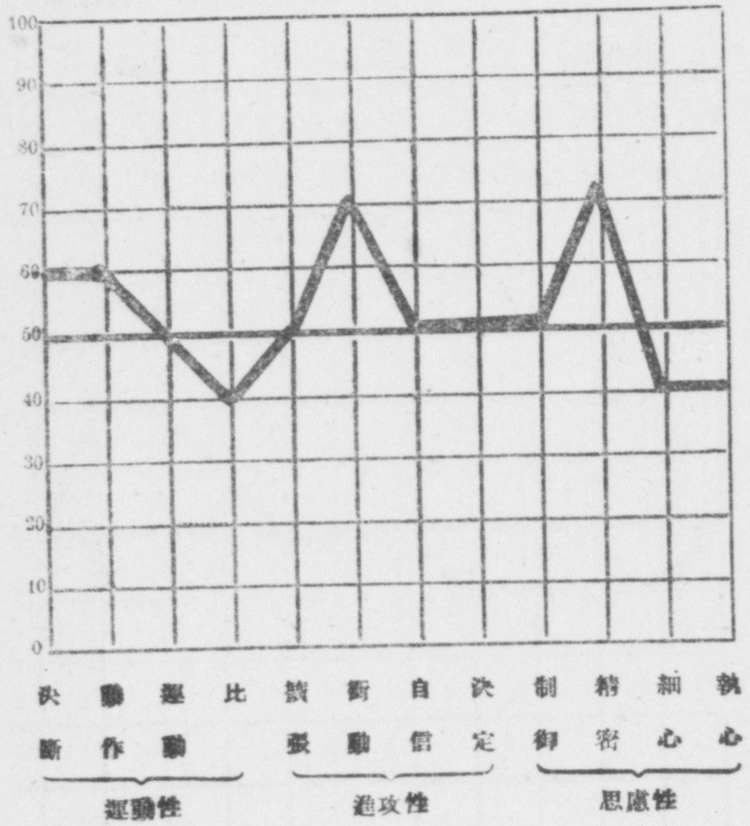


向性指數　105.2　　智能指數　88.4

矯正図書館
刑政第54巻第6号

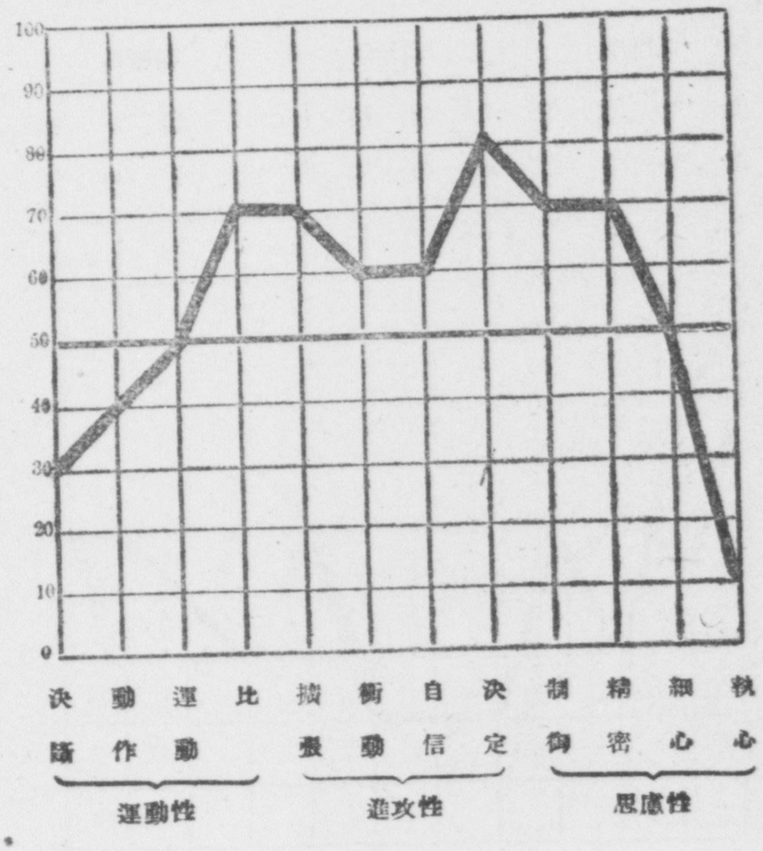
矯正図書館

第 21 圖　傷害



向性指數　105·0　　智能指數　86.3

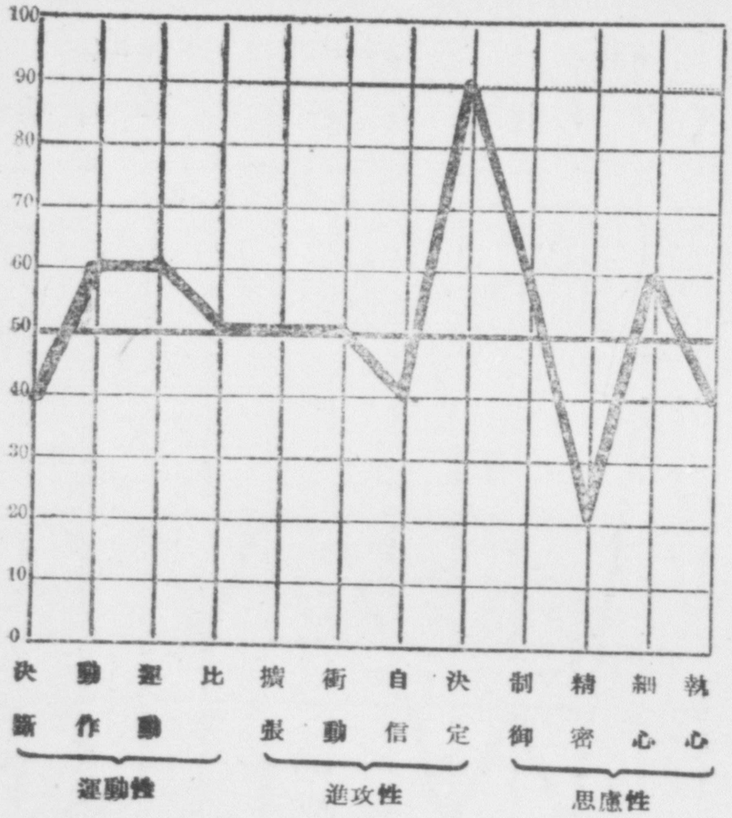
第 22 圖　贓物



向性指數　124.7　　智能指數　89.7

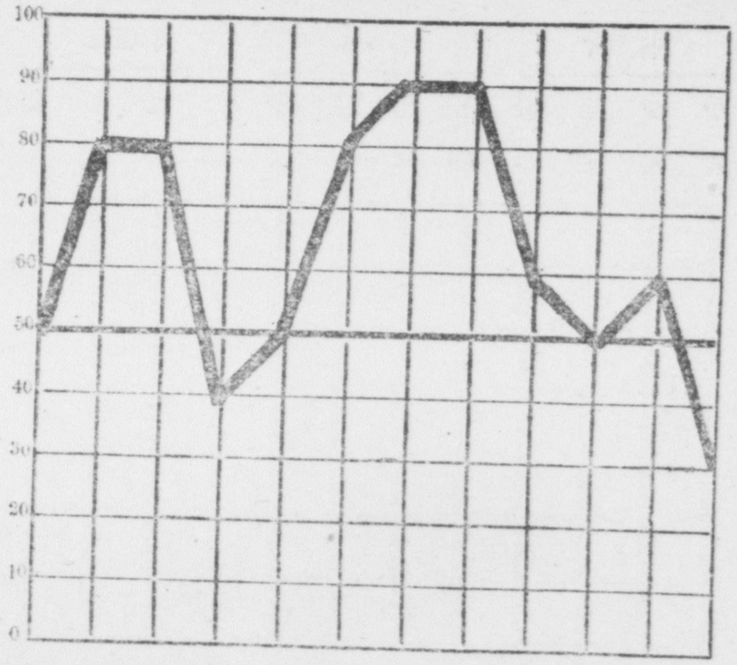
— 46 —

第 23 圖　強姦



向性指數　121·0　　智能指數　91.0

第 24 圖　暴力行爲

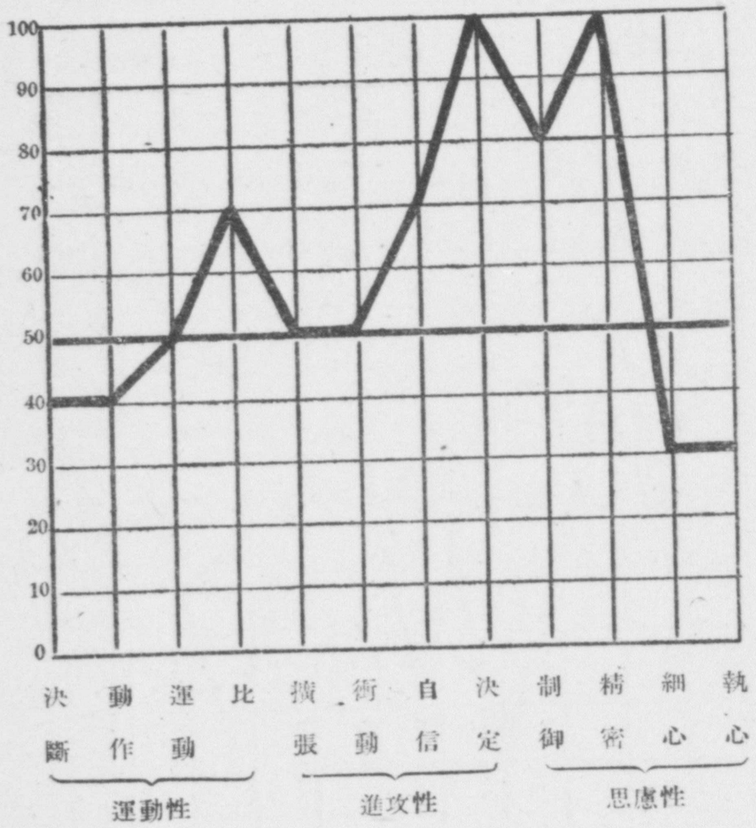


向性指數　128.0　　智能指數　84.0

— 47 —

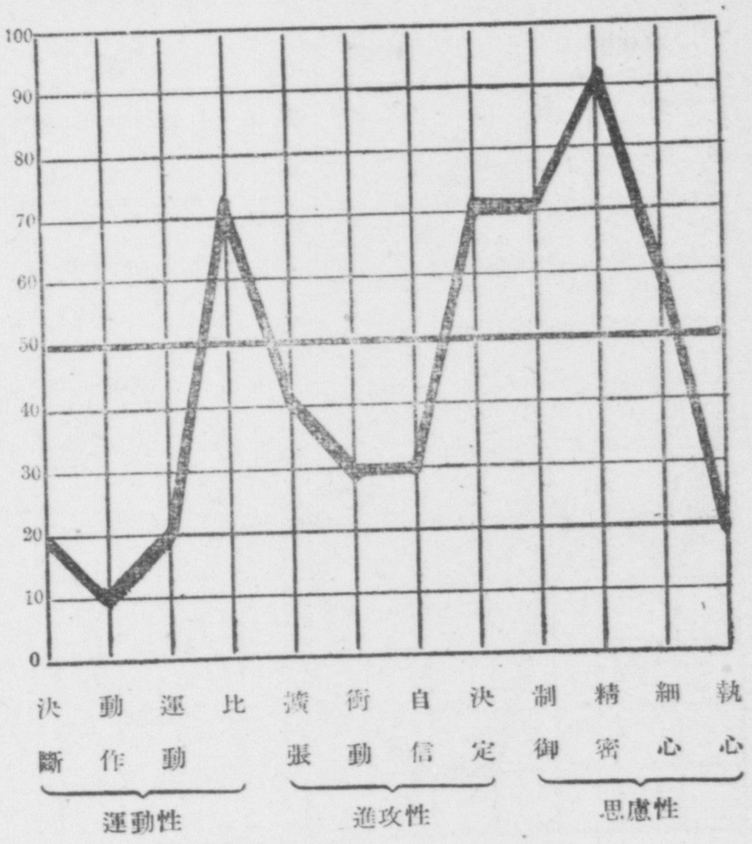
刑政第54卷第6号

第 25 圖　放火



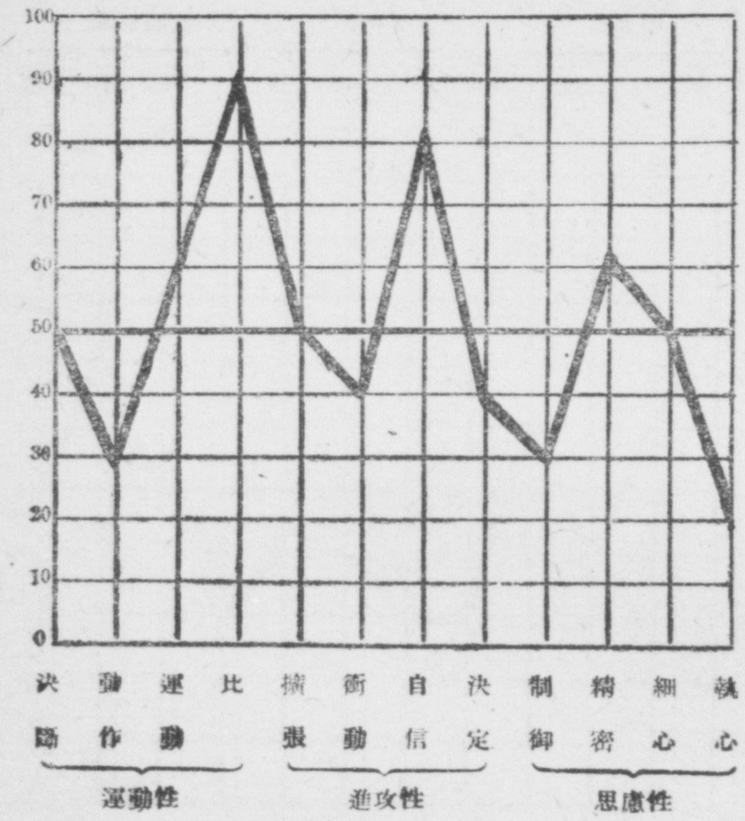
向性指數　130.　　智能指數　95.0

第 26 圖　刑罰法令ニ觸ル、虞アルモノ



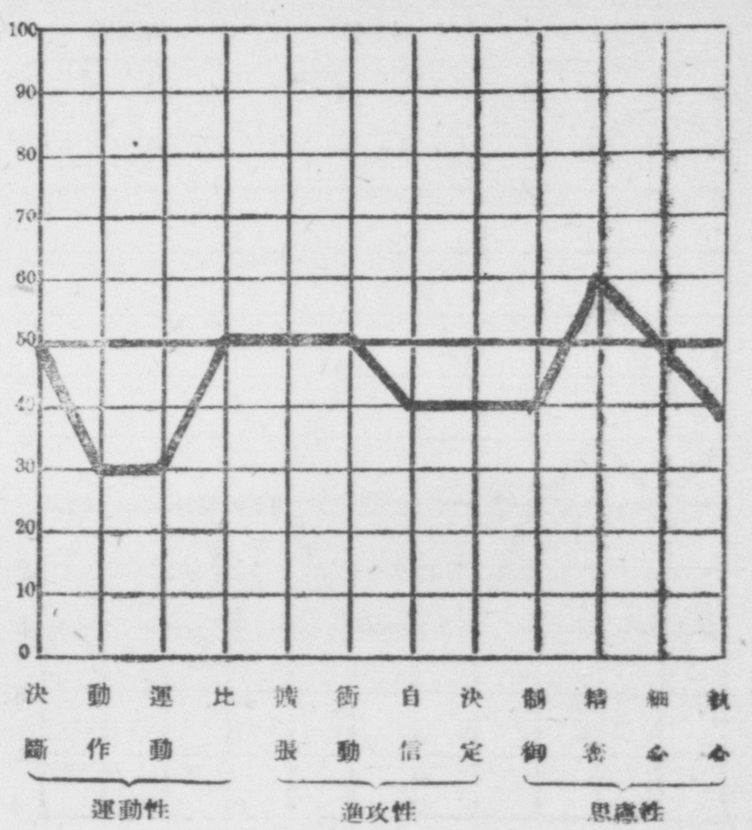
向性指數　112.5　　智能指數　77.3

第 27 圖　窃盜



向性指數　106.0　　智能指數　82.0

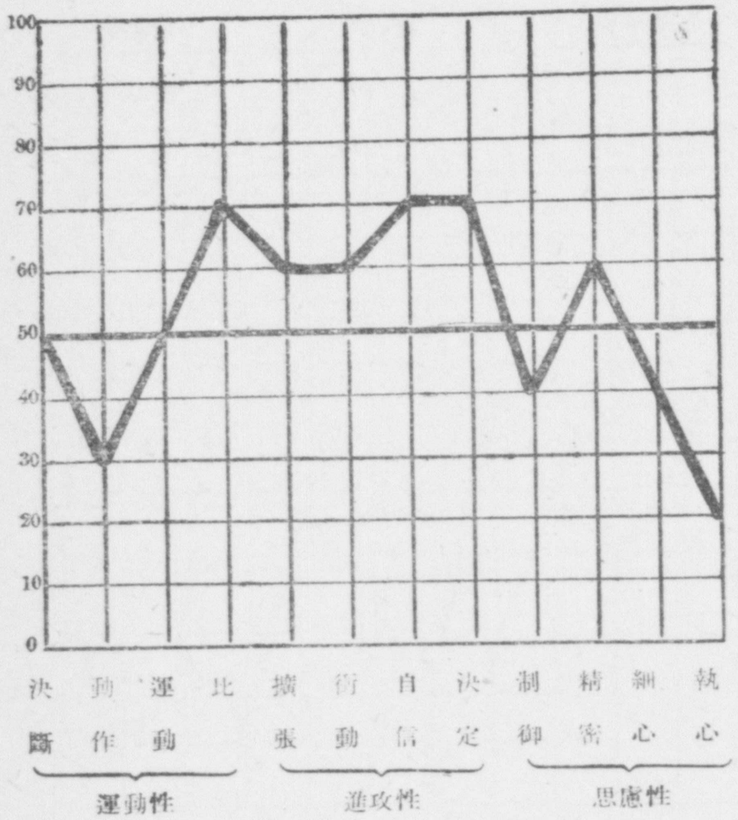
第 28 圖　板場稼



向性指數　100.8　　智能指數　84.2

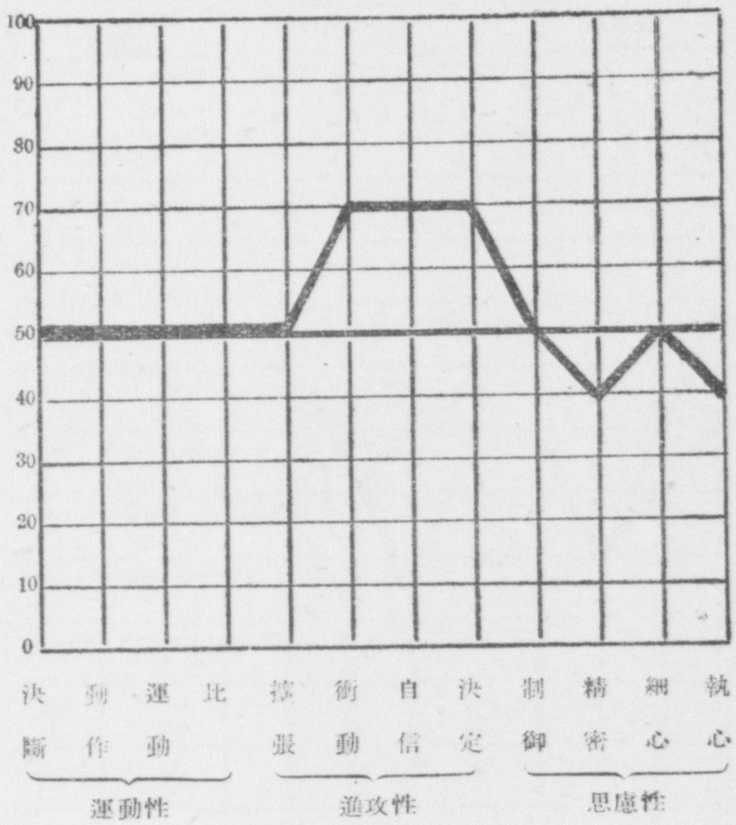
矯正図書館
刑政第54巻第6号

第 29 圖　屋外盜



向性指數　112.3　　智能指數　76.1

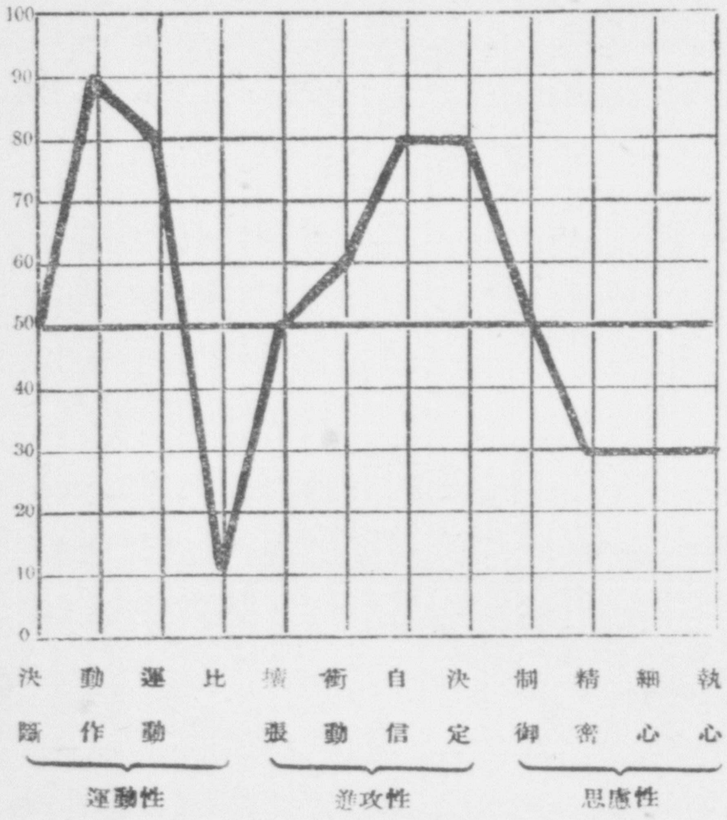
第 30 圖　搔拂



向性指數　108.1　　智能指數　79.0

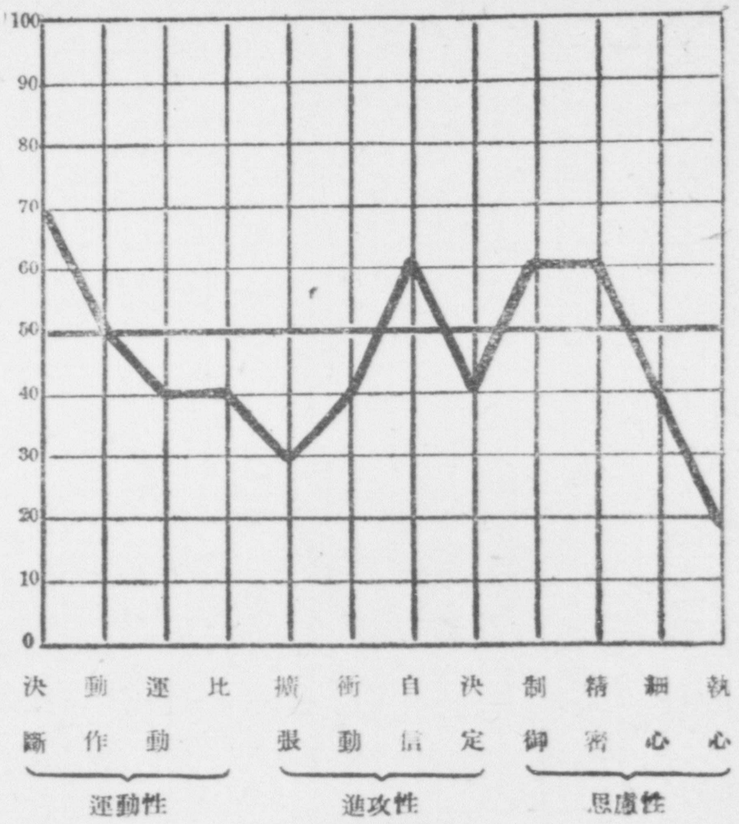
— 50 —

第 31 圖　絞扼



向性指數　100.0　　智能指數　86.3

第 32 圖　欺計盜



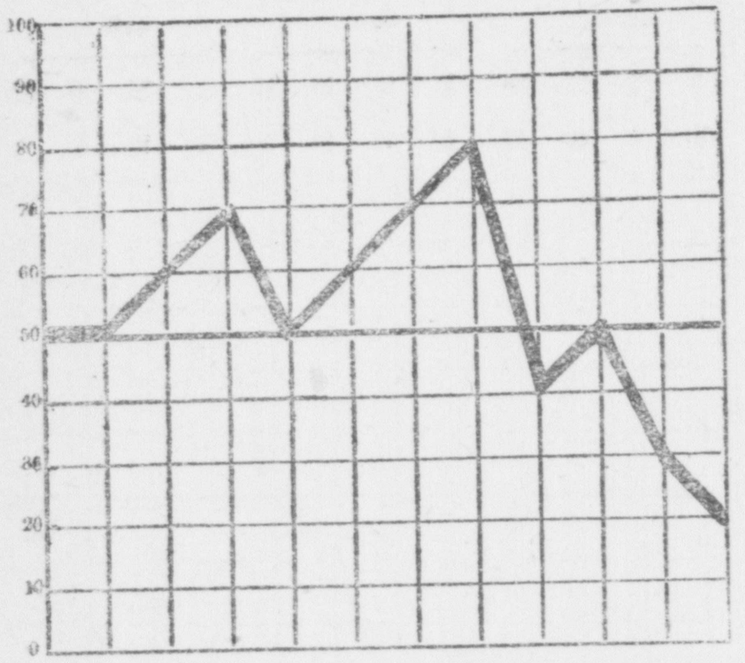
向性指數　104.0　　智能指數　87.5

— 51 —

矯正図書館
刑政第54巻第6号

矯正図書館

第 33 圖　忍込



向性指數　108.6　　智能指數　86.6

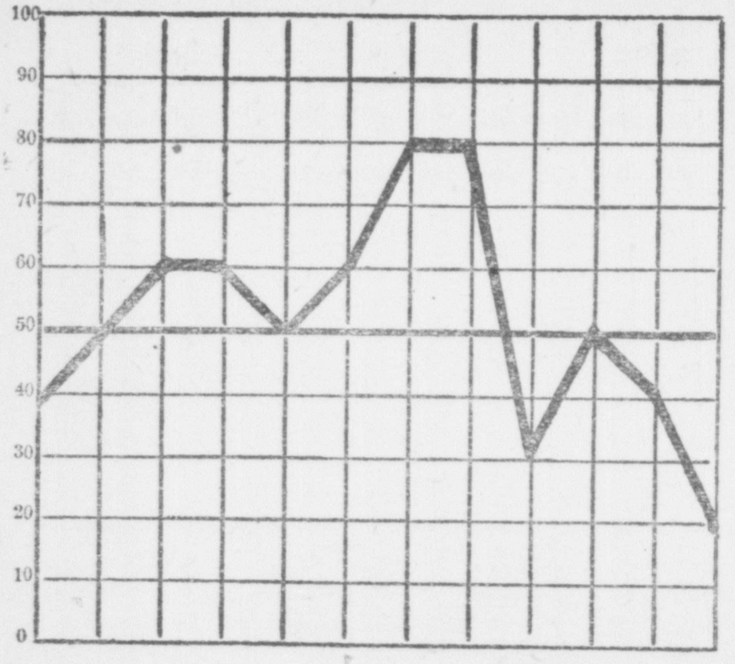
第 34 圖　住込



向性指數　111.0　　智能指數　77.3

— 52 —

第 35 圖　掏摸



向性指數　101.7　　智能指數　76.3

第 36 圖　萬引



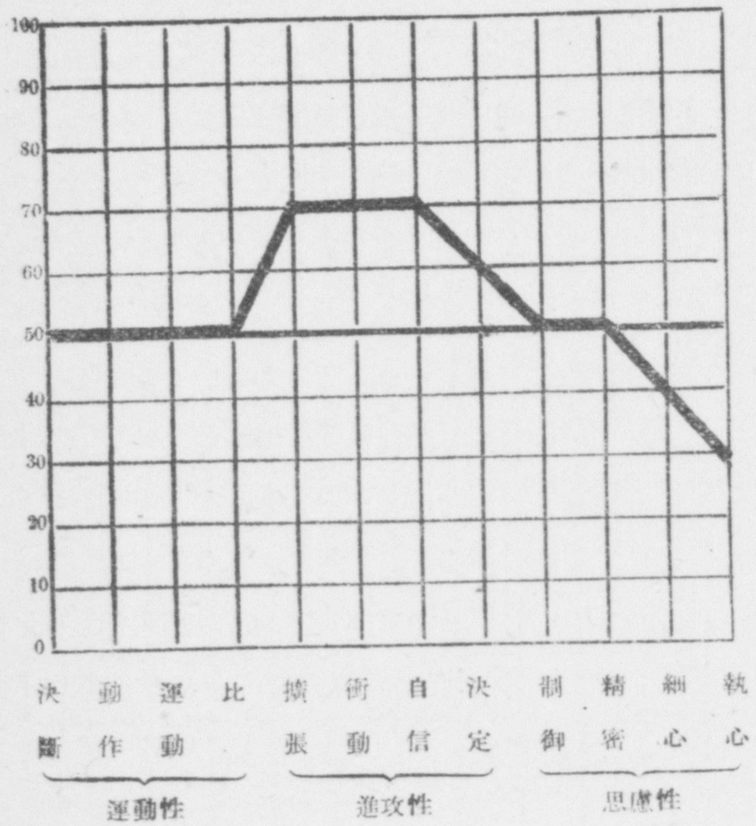
向性指數　113.4　　智能指數　85.6

— 53 —

刑政第54巻第6号

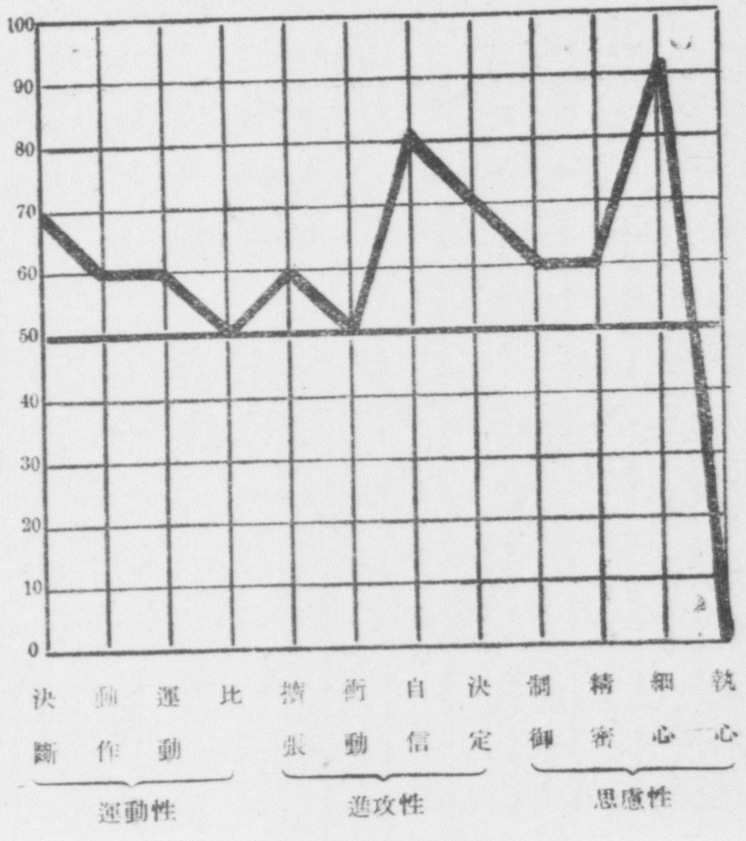
矯正図書館

第 37 圖　無賃乘車



向性指數　105.5　　智能指數　76.2

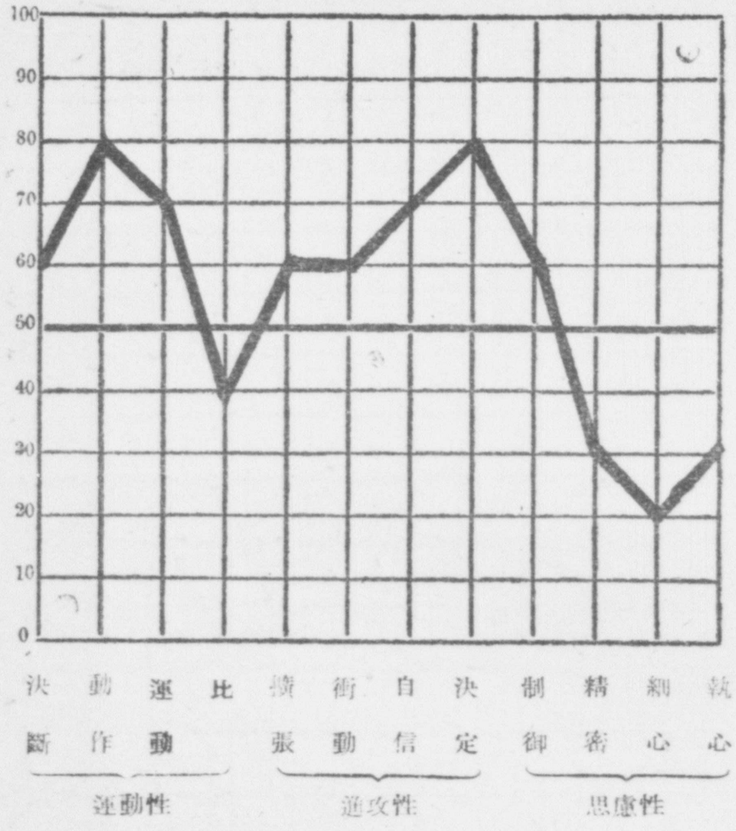
第 38 圖　賭博



向性指數　126.0　　智能指數　79.0

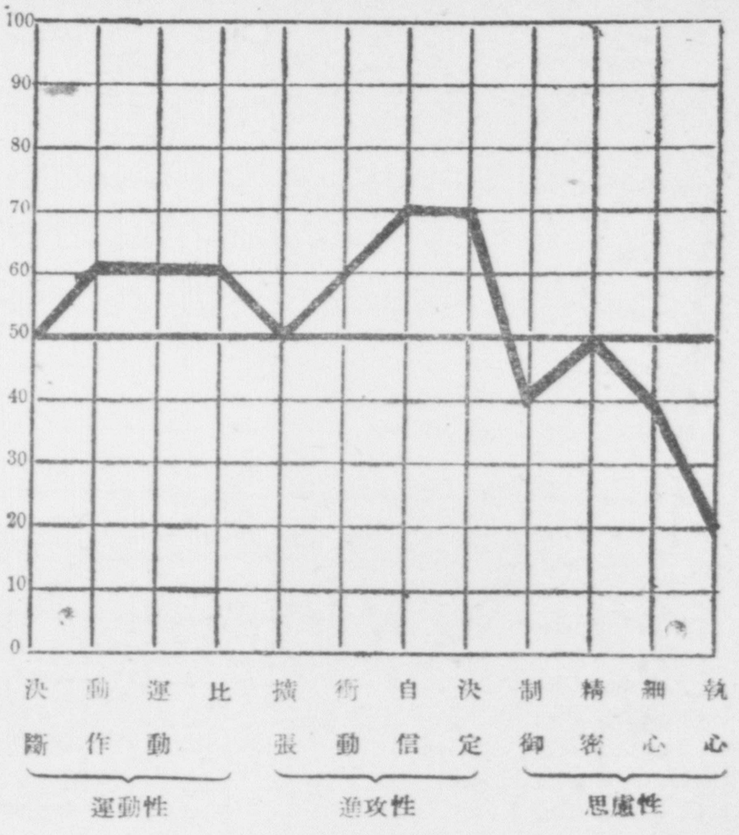
— 54 —

第 39 圖　良



向性指數　104.2　　智能指數　84.3

第 40 圖　稍良



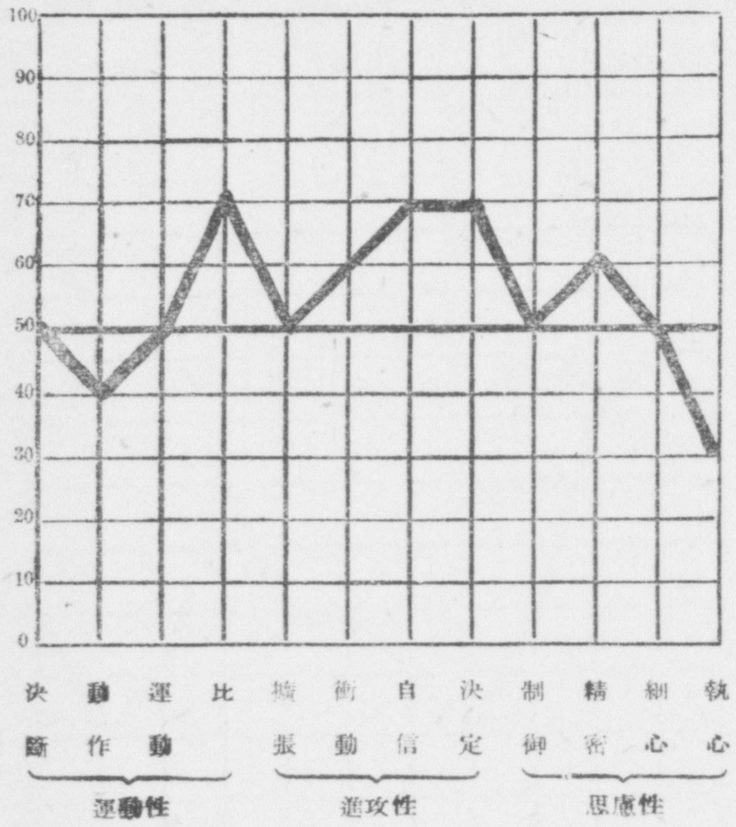
向性指數　105.4　　智能指數　81.1

— 55 —

刑政第54巻第6号

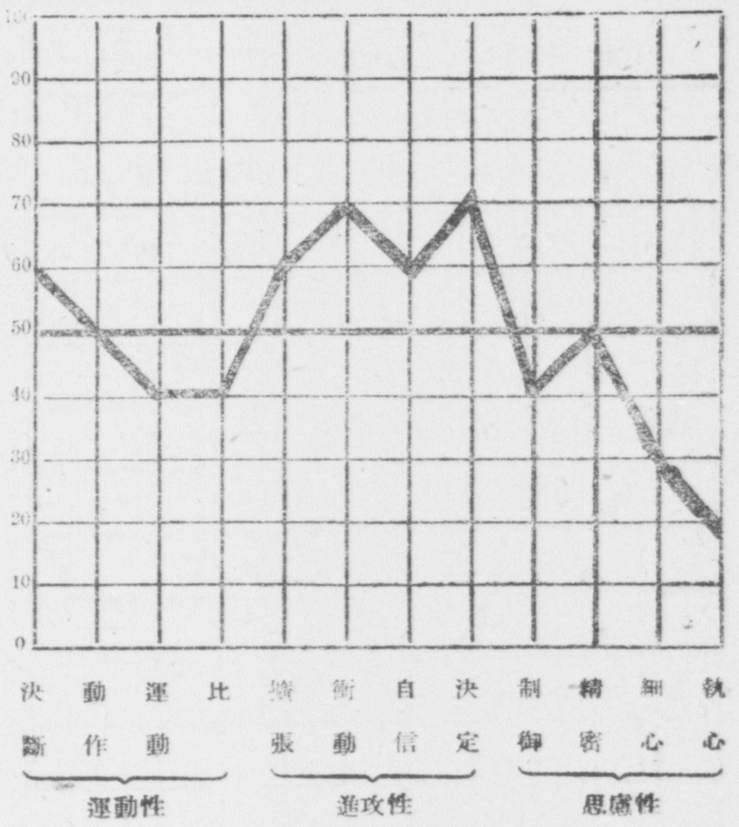
矯正図書館

第 41 圖　普通



向性指數　111.6　　智能指數　77.6

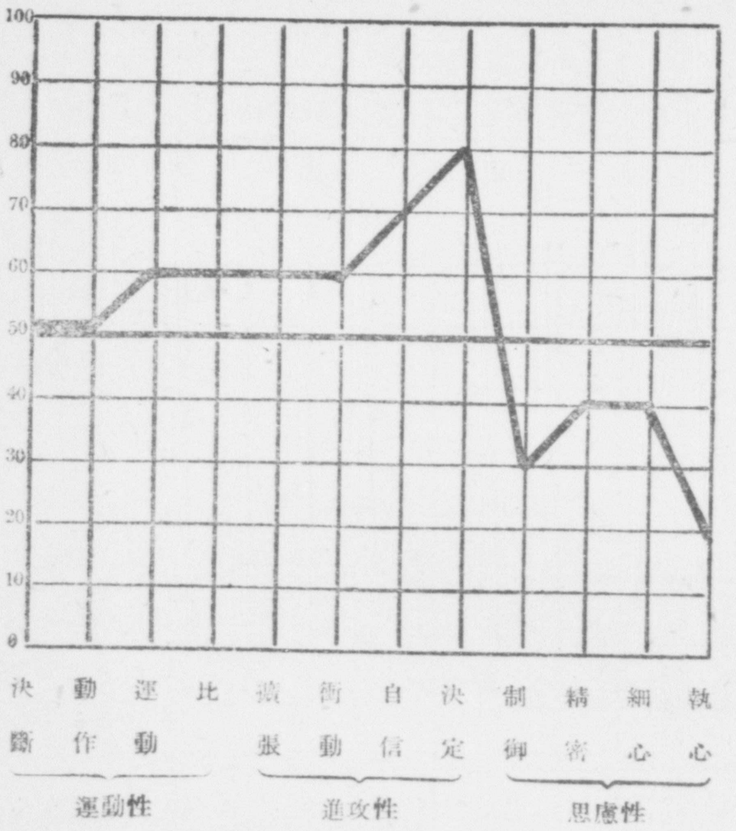
第 42 圖　不良



向性指數　106.9　　智能指數　75.6

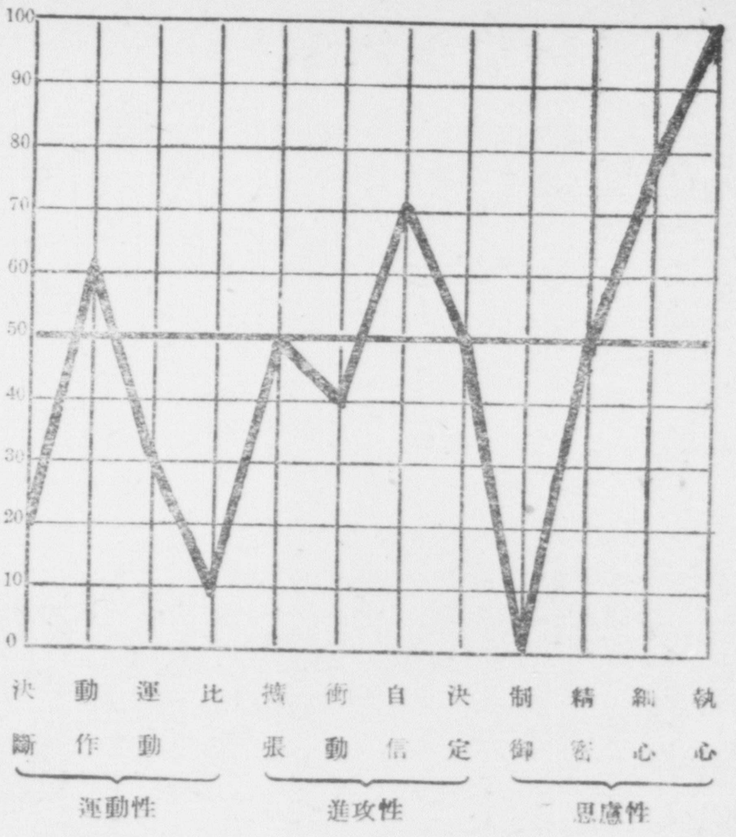
— 56 —

第 43 圖



向性指數　115.2　　智能指數　77.9

第 44 圖

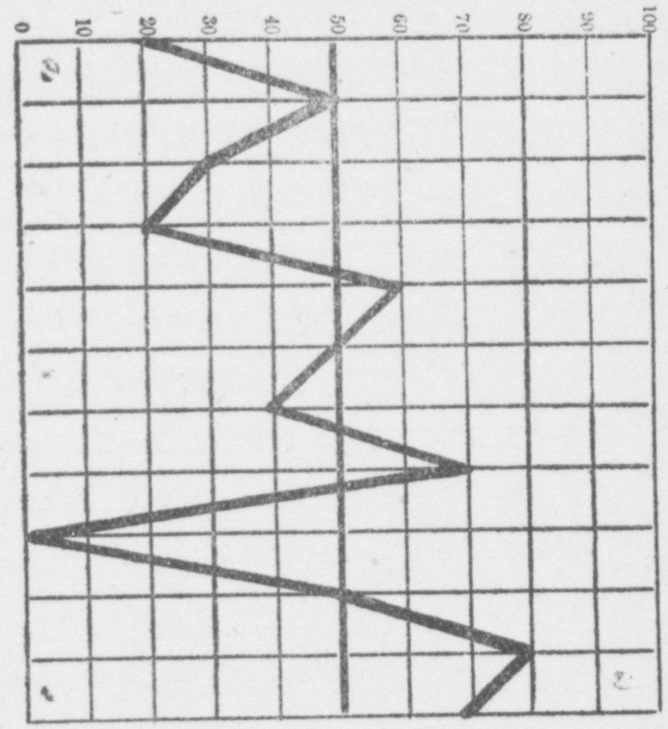


T N. 15歲 1 月
向性指數　78
智能指數　92

— 57 —

刑政第54卷第6号

第45圖



T. Y. 17歳6月
向性指數 86
習能指數 57

Criminology in Germany

Werner S. Landecker

ドイツに於ける犯罪學（一）

ヴエルネル・ランデツカー

筆者ランデツカー氏は現在米國ミシガン大學の社會學の講師で且つ同大學研究室客員である。この論文は同大學教授にして且つ合衆國政府司法省假釋放局長(Chairman, United States Bureau of Parole, Dept. of Justice) たるアーサー・ウツド氏の勸奬によりてシカゴの Journal of Criminal Law and Criminology（有名なるアメリカの刑法雜誌）に寄せられたものである。筆者はドイツ人と思はれるが、文中反ナチス傾向の露はなる點より察して、恐らくは、或はドイツを追はれ或はドイツを逃れてアメリカの學界に生を托した多くの學徒の一人ではなからうか。

クライム（犯罪）の問題は種々の見地から研究することができるのである。社會學者、心理學者、法律學者――皆それ〳〵異つた角度からクライムを眺めて、各自の研究の分野を領する興味によつて限劃されてゐるクライムの諸相の一つ一つに關心を持つのである。クリミノロジー（犯罪學）の分野に於けるドイツの寄與する所のものの何たるかを論ずるに當りては、先づ此の一事を心に留めてをかなければならないのである。クリミノロジーの分野に於ても、また、考慮せらるる問題は犯罪研究の緣つて以て進められるるサイエンス（學問）の分科と共に異つてゐることが見出さるるのである。ドイツに於ては、この事がアメリカに於けるよりも犯罪學上の考究調査をして更らに甚だしく多種多樣のものたらしめたのである。その理由は、ドイツに於ては、クリミノロジーへの寄與的研究がより廣くより高き智識の或る一つのデパートメント（部門）に於て統一整合せられてゐないからである。之に反して、合衆國に於ては、ソシオロジー（社會學）が犯罪學上のあらゆる種類の調査研究の手形交換所としての役目を果たしてゐるのである。ドイツに於ては、犯罪學は社會學の一分科としては考へられてゐないのである。また、それ自身の權利による自治的な一科のサイエンスでもない。むしろ、それは種々の異つた源泉から流れ込んでくる寄與的研究のルーズな結節なのである。此等の寄與的研究の據て以て立つそれ〳〵特殊の見地に從つて、クリミノロジーの分野へ近づく進路は、法律的であり、人類學的であり、心理學的であり、社會學的であり、また生物學的でもあり得るのであ

る。

(一) 法律上の見地に立てる犯罪學——刑罰の目的

ドイツのクリミノロジーは、犯罪の諸の事柄に關して有つ法律學者の興味から生れたと云つても可いのである。これは別に驚くには當らないことで、或る意味に於て、犯罪は法律の所産と云へるからである。いかなる行爲といへども、それが法律によつて罪（クライム）として斷定さるるにあらざれば、即ち法律がそのアクト（行爲）を犯した人に或る刑罰を科するにあらざれば、クリミナル・アクト（犯罪となる行爲）ではないからである。であるからして、若し一ト度法律學者にして單に法規の解釋に甘んぜずして、多方面に自分の興味を潤くすることによりて獨りよがりの偏狹な見地から脫するようになれば、其時になつて、彼等は、はじめて法規の目的といふことについて深く思を致すようになつて、而して、「何故に犯人を罰するのであるか」といふ問題に注意の焦點を置くに至るのである。

この質問に與へられたる解答は大ざつぱに二つのグループに分類せられ得るのである。一群の學者に從へば、刑罰は全く犯罪が行はれたといふ事實に對する社會の反動作用であり、他の一群の學者に從へば、刑罰は目的に對する手段で、社會は刑罰に由て將來に於ける犯罪を防遏ぜんと試むるのである。普通、第一のグループのものは「絶對的刑罰說（absolute theory of punishment）」と呼ばれ、第二のグループのものは「相對的刑罰說」（relative theory）と呼ばれるのである。

(A) 絶對說

イ 正理（Justice）

嘗つて勢力のあつた「絶對說」はカント（Immanuel Kant（1724—1804））によつて唱へられたものである。今日になつてみると、カントの刑罰論は彼の思想の系統中に於ける最も論據の薄弱なものである。しかし、個人といふものの價値の重んずべきを主張して、人情味のある自由主義的な近代的思想の基礎を据へたのは彼である。人間はそれ自身の本質上の價値を有つ一個の實在である。一人の人間は單に他の人間の目的に役立つ手段として取扱はるべきでは斷じてない」（none man ought never to be dealt with merely as a means subservient to the purpose of another）（Immanuel Kant, The Philosophy of Law, transl. by W. Hastie, Edinburgh, 1887, p. 195.）。この原則はたゞに彼の人情味（ヒユマニタリアン）のあるフヒロソフヒーに基礎觀念として役立つたばかりではなく、同時にまた、不思議にも、全く人情味を缺如した彼の刑罰論の出發點ともなつたのである。カントは人間を單に手段として用ひるべきではないといふことを前提として論を立てゝゐるので、處罰さるゝ時でさへも人間は目的への手段として用ひられてはならない、社會を改良するの目的のためにも、はたまた、犯人自身を改善する目的のためにさへも、手段として用ひられてはならないと主張してゐるのである。是に於てか、刑罰は犯罪を行つた者は當然處罰せらるべきであるといふことを要求する正理の原則に於てのみ其の根據を見出すのである。語を換へて言へば、刑罰は、その目的となり得る將來の効果に於てゞはなく、只だ過去に起つた犯罪に於てのみ、

そのレーゾン・デートル（存在の理由）を有つてゐるのである。

カントに從へば、正理は犯罪が刑罰によつて追跡せらるることを要求するのみならず、犯人によつて被らされた害惡が犯人に加へられたる害惡に於てその等價物を見出すことを要求するのである。正理は刑罰の標準が害惡に絆ゆるに害惡を以てする報復の原則によつて定められるべきことを要求するのである。人を殺したるものは死せざるべからず、異性を犯したるものは去勢（castration）を以て罰せらるべし、と言ふのである。それ故に死刑の廢止を主唱したベッカリア（Cesare Beccaria-Bonesana（1735—1794））——イタリアの政論家で、一七六四年彼の公にした有名な小論文「犯罪と刑罰に就いて」（„Dei Delitti e delle Pene"-On Crimes and Punishments）は當時の歐洲の人心を動かしたことは非常なもので、當時に在つて十八ケ月間に六版を突破した程である。フランス革命前後に於ける歐洲の主たる國々の刑法の改良の多くはベッカリアの此論文に源を發すると云はれてゐる」は、カントが解したように、「感傷的な憐憫の情によつて」（„by the compassionate sentimentality of a humane feeling"）動かされたものであつた。彼はこれを以て正理に背いたものと認めてゐたのである。カントが人間の本質上の價値といふ原則から出發してかゝる結論に到達せることになつたといふ事實は、社會問題は只だ單に抽象的な推理の手段のみによつては解決することはできないといふことを示してゐるのである。何となれば、いかなる主義原則も、それを極端まで持つて行けば失敗に歸するからである。

ロ 惡の否定（Negation of Wrong）

部分的にカントの見解と一致してゐるものは、もう一人のドイツの大哲學者ヘーゲル（Georg Wilhelm Friedrich Hegel（1770—1831））の刑罰論である。彼の唱へた所も、また一種の絶對論で、社會又は犯人に勢力を及ぼす手段としてゞはなく、報復作用としての刑罰を正當なるものとするのである（Hegel's Philosophy of Right, transl. by S. W. Dyde, London, 1896）。しかし、この論旨の基礎となつてゐる推理方法はカントとは全く異つてゐるのである。

先づ第一に、彼は曰ふのである。若し刑罰が、犯人にせよ又はその他の人々にせよ、國民の上に感化を及ぼさんとする企圖を有つものであれば、それは、人間は自由でない（man is not free）といふ假定に基いてゐるものであらう。この點にヘーゲルは異議を唱へるのであつて、若し然りとすれば、それは權利と正理とは意志の拘束ではなく、意志の自由といふことにその根據を有つてゐなければならないといふ原則を破るものである、と曰ふのである。法律を强制するがための威嚇として刑罰を行使するのは、恰も犬に對して杖を振り上ぐるに等しいものであらう。しかし、人間は犬と同樣に取扱はるべきでなく、その品位と名譽とに相應した取扱ひをなすべきである。

刑罰の概念と標準とは推理的にこれを科せらるゝ犯人其人の所爲から導き出さるゝものであるから、刑罰なるものは犯人をラショナル・ビーイング（理性のある人間）として承認する一

つの方式である。とヘーゲルは考へるのである。犯罪は法律の否定である。是に於てか、法律は刑罰に由りて箇の否定を抹殺してそれ自身を元の狀態に復せしめなければならない。刑罰はネゲーション（否定）のネゲーションである。而して、かくして、刑罰は法律の實在性を囘復するの目的に役立つのである。

嚴格に云へば、刑罰は犯罪によつて犯かされた以前現に存在してゐた通り法律の元の姿を取り戻すばかりではなく、同時に法律を抽象的なる狀態より具體的な狀態に變化させる力を有つてゐるのである。ヘーゲルは、刑罰の社會的實在性よりもむしろ論理上の必然性を強調しつゝ、極めて哲學的な樣式で此の觀念を展開せしめてゐるのである。しかしながら、彼の使用してゐる哲學上の術語を社會學上の用語に飜譯してみると、その結果はとにかくそんなに悪い社會學ではないのである。彼の所說を社會學的に言ひ表はすとかうなるのである。—刑法は、凡ての法律の如く、その實際の適用實施に於て初めて社會的實在性を有つのである。嘗つて違犯されたことのない、從つて嘗つて實施されたことのない法令なるものは只だ書冊の中に存するのみである。而して、この意味に於て、單に抽象的存在を有するものである。それが嘗つて破られなかつたといふ事實はいかなる事をも命令してゐないことを證據立つるものである。それ故にかゝる法令は社會力でもなく、又た抑制力ともならないものである。何となればいかなる威力も時々の反抗を起さしめないといふほどそれほど力強い恐ろしいものはないからである。嘗つて破られたことのない法律——それから始終破られてゐる法律——かういふ法律は只だ紙の上に存在を有つてゐるのみである。

それで、或る意味に於て、犯罪者は法律に御奉公してゐるのだと言ひ得るのである。彼は法律にその力を支持し且つかくして一個の具體的實在として社會に出現するのチヤンスを與へるのである。犯人に刑罰を科することによりて、法律は自らを具體化するの機會を利用するのである。法律は刑を科するといふ作用を通じて始めてその觸知し得べき具體性を明かにするのである。ヘーゲル自身の語を以てすれば、「それは、單に抽象的に潛在的に自由であるばかりでなく、事實上自由な具體化された意志となるのである。」

刑罰に對するかゝる解釋は、刑罰が犯人並びに社會を兩つながら之を動かす手段として亦た用ひられ得るものであるといふ意味で、一つのラショナル（合理的）な目的を刑罰に結びつけることを拒むことになるであらうか。ヘーゲルは、これは意志の自由を否定して犬を取扱ふように人間を取扱ふことになるだらう、と曰つてこれに反對してゐるのである。しかし、ヘーゲルの日以來、心理學者は、人間と犬——神經過敏な鼠すらも——との間の差異は、甚しくありそうに見える程、そう甚しくないことを發見したのである。

（B）相對說（Relative Theories）

カント並びにヘーゲルの見解に示されてゐるやうな絕對說に從へば、刑罰は、言はゞ、過去に起つた事象に對する社會の反

作用であるから、過去を囘顧するものである。しかし、相對說の解する所を以てすれば、刑罰は、犯罪に導く社會的情勢に或る程度の抑制を加へんとする企圖を有つてゐるのであるから、それは未來を凝視するものである。此等の相對說は刑罰を犯罪豫防の一手段として考慮するものであるから、また「豫防說」（„prevention theories"）とも呼ばれる。普通、刑罰が一般社會を感化する手段として考へらるゝかは、又た犯人個人を感化する手段と考へらるゝかによりて、この相對說は二一般豫防說」（„general prevention theories"）と「特別豫防說」（„special prevention theories"）とに區別する慣はしになつてゐる。

イ　一般豫防

一般豫防說を主唱する人々の中に在つて特に卓出してゐるものはホイエルバツハ（Anselm von Feuerbach（1775—1833））である。ホイエルバツハは、刑法の歷史に於て最も偉大なる立法上の功績の一つたる一八一三年のババリア（バイエルン）の刑法の起草者として名聲を得たのである。この刑法々典は「心理的强制說」（„theory of psychological coercion"）として知られたる、ホイエルバツハの刑罰理論を實際に應用したものである。

ホイエルバツハは、犯罪豫防の手段としての刑罰の運用は豫め犯罪の原因を想定するものなることを知つてゐたのである。犯罪がいかにして生ずるかを知るにあらざれば、我々は犯罪を豫防することはできないのである。彼の前に出たイタリアのベツカリア並びにイングランドのベンサム（Jeremy Bentham（1748—1832））——英國の政治哲學者で、彼の有名な「最大多數の最大幸福」（„The greatest happiness of the greatest number"）なる方式を以て政治及び道德の基礎としようとした人で、哲學史上「功利派」（Utilitarian school）と稱せらるゝ一派の哲學の創始者である」の如く、ホイエルバツハも亦た「快樂」（pleasure）の原則から犯罪を說明してゐるのである。人間といふものは犯行其者又はその結果から豫想さるる快樂によつて犯罪に誘ほるるのである。で、犯罪を豫防するためには、犯罪なる行爲を敢てせんとする衝動をそれを控制しようとする衝動を以て阻止することが必要である。それ故に、その所爲から生ずる苦痛の豫期がそれから得られる快樂に比して重さに於て優つたものでなければならない。かくして、刑罰の威嚇は、その所爲から得られるかもしれない快樂が法律によつてそれに賦課せらるる苦痛と相匹敵する處か、苦痛に比べては物の數ではないといふ事實を有り得べき犯人に思ひ知らぜる手段として役立つのである。ホイエルバツハに從へば、犯罪防遏の作因となるものは刑罰の威嚇であつて、刑罰の執行は、單に刑罰の實現によつて威嚇の僞らざることを確實にするに過ぎないのであるから、快樂と苦痛との權衡に於ては只だ第二位を占むるものである。

ロ　特別豫防

、防止（Deterrence）

ホイエルバツハは法律違反より一般公衆を防遏することを强調したのであるが、ドイツの他の一派のピーノロギスト（行刑

學者）は個々の犯人の犯罪生活の繼續を豫防することを目的としてゐるのである。この特別豫防說の主唱者の中に在つて、グロールマン（Karl Ludwig Wilhelm von Grolman (1775—1829)）は、刑罰の制定はその防遏上の効力によつて正當なるものとせらるるといふことについては、ホイエルバッハと見る所を同じうしてゐるのであるが、彼はこの効力が刑罰の威嚇からでなく實際の賦課から出て來るものとする點に於て、ホイエルバッハと見る所を異にしてゐるのである。更らにまた、彼は防遏上の効力は一般民衆に向けられてゐるのではなく、刑に服する個々の犯人を目的としてゐるものと信じてゐるのである（K. L. W. von Grolman, Grundsätze der Kriminalrechtswissenschaft, 1798）。グロールマンに從へば、刑罰は將來に於ける犯行から犯人を阻止するの目的を有つてゐるのである。彼の見る所によれば、個々の犯人に効果を及ぼすの手段なりとすれば、刑罰はこれに服する個人の必要に相應したものでなければならないのである、といふのである。グロールマンの刑罰論は刑罰の個別化といふ近代的傾向のために道を拓いたものである。しかし、それにも拘らず、彼の個別的處遇は單に犯罪の防止を目的としたもので、彼は更らに進んで一層陶冶的なる手段によつて犯人の心持態度を變化せしむるの必要を認めなかつた點に於て、近代的行刑思想を缺いてゐたことは認めなければならないのである。

二　矯正（Reformation）

ドイツに於て刑罰を犯人をリホーム（矯正）する手段として視る陶冶的の見地は、哲學者たるクラウゼ（Karl C. F. Krause (1781—1832)）を先驅者とする一群のビーノロギストによつて唱道せられたのである。クラウゼは犯人の本質的の特性としての犯罪傾向の存在を否定し、かくして犯罪豫防の問題に對する社會學的解決方法の基礎を据へたのである。犯罪的行動は犯人の日常曝されてゐる生活の環境狀態からかもし出さるるもので、犯罪を行つてみようといふ意志が自然に其中で形作られるものである、とクラウゼは信じたのである。であるからして犯罪を豫防するの最も徹底的な方法は犯人を敎育陶冶することによりて此等の惡化の影響に對應することに在るといふのである（K. C. F. Krause Das System der Rechtsphilosophie, ed. by K. D. A. F. oeder Leipzig, 1874）。かくして、十九世紀の初期に在つて、彼の行刑施設に於ける敎育の本質的なる任務は良習慣の練成に在りと道破したる時、既に夙く治刑心理學に於ける近代的傾向を豫め考慮してゐたのである。犯人はクラウゼの「善事」（the good）と呼ぶ所のものに慣れしめなければならない。犯罪はしみ込んだ習慣の所産であるから、犯罪の豫防には犯人を反對の習慣の感化に依らしむることによつて此等の願はしからざる習慣が破られる必要があるのである。クラウゼは習慣の形成を行刑施設に於ける敎育の究竟の目的としたわけではなく、犯人の意志の矯正を究竟の目的と考へたのではあるが、彼は習慣の養成を通してのみ犯人をして「善を欲する」（to will the good）に至らしむるを得るものであることを認めてゐたのである。

三　社會淘汰（social selection）

以上考察された諸の刑罰論は最近まで何れか一つの形でドイツの犯罪學に命脈を保つてゐたものであるが、我等と時代を同じふするクリノロヂストたるフォン・ヘンテイッヒ（Hans von Hentig）は此等の理論とは全く異つた見地から引き出された一個の刑罰論を提供したのである。以前ドイツのボン大學の刑法及び犯罪學の教授）たり、現在この國（米）のコロラドー州コロラドー大學に在りて同じ職を奉ずるフォン・ヘンテイッヒはダーウインの自然淘汰說を刑罰理論に應用しようと企てたのである。ダーウインに從へば、進化は淘汰の進行過程であり、この過程中に在りて生の條件に最も善く順應したものが生存して行くのである。更らに其上に、他に優つて此の有利の位地を占むるものは自己の種を生殖して行く最大のチヤンスを有つてゐるのである。その結果、終に生存に有用な諸の質が固定せらるゝことになつて、かくしてその種の特質となるのであるといふのである。

フォン・ヘンテイッヒは、刑罰が淘汰のこの過程に於ける一つのエーゼント（動因）だと信じてゐるのである。「刑事裁判權は人類共存の條件を履行する人間のタイプを作り出さなければならぬ」と彼は曰ふのである（Hans von Henting, Punishment: Its origin, Purpose and Psychology, London, etc., 1937）。刑罰は犯罪者の生存していける條件を減却することによりて犯罪者の存續し並びに蕃殖するチヤンスを制壓するのである。かくして、フォン・ヘンテイッヒが言うように、犯罪傾向を有つてゐる人間の「野蠻」（"wild"）なタイプのものは漸次消滅して、社會的に願はしい心意狀態が人間の間に擴充せらるゝことになるのである。

フォン・ヘンテイッヒの見る所によれば、刑罰は淘汰機能の外に、犯人の改善矯正といふ機能をも有つてはゐるが、これは只單に第二義の補充的の目的として考へられてゐるのである。犯人が矯正を受け入れる素質を有つてゐる場合及び淘汰が過度に多數の「生殖體」（"breeding material"）を滅却する處のある場合、此等の場合に限り、處罰手段は矯正改善を目的とすべきものであるといふのである。同樣に、フォン・ヘンテイッヒは刑罰の防止的効力を拒むものではないが、しかし、彼は刑罰の威嚇を以て單に淘汰の社會的作用に於ける一個の豫備手段と考へてゐるのである。フォン・ヘンテイッヒの意見によれば、人間は、犯罪傾向を有つて生れたか、將又有たずに生れて來たかいづれかである。であるから、犯罪傾向を有たずに生れて來たものゝ數を殖やすのが刑罰に由る淘汰の目的なのである、といふのである。

四、防止、矯正並びに隔離（Deterrence, reformation and isolation）

上來諸せられた論說は、優位を占むるものとしてか將又排他的のものとしてか、いづれにせよ刑罰に存する單一の目的を强調する意味に於て等しく一元的であるが、しかし、更らに一層精緻なる學說に在つては、犯人の間に存する差別を承認し且つ從つて刑罰に存する種々の目的を識別することを忽諸に付して

をくわけにいかないのである。刑罰についてのかゝる學說を提唱したものは、ドイツのクリミノロジーの歷史に於て最も卓拔せる人物の一人なるフオン・リスト〔Franz von Liszt (1851—1919)〕であつて、我々は彼に負ふ所少なくないのである。フオン・リストはベルリン大學に於ける刑法の敎授として令名あり、ドイツに於けるクリミノロジーの社會學派 (sociological school) なる一學派の創建者として世界的名聲を博したのである。(See Adalbert Albrecht, "Professor Franz von Liszt," Journal of Criminal Law and Criminology, vol. II (1911—1912)。伯耳義のプラン及び和蘭のヴアン・ハメルと共に、一八八九年に彼は「國際犯罪學々會」("International Criminalistic Association") を創立し、社會的現象としての犯罪の研究に努め、且つ、犯罪豫防の一手段としての刑罰理論の樹立助長に盡くす所があつたのである。

フオン・リストの刑罰理論は、刑罰の對象はクライム (犯罪) ではなくクリミナル (犯人) であるといふ根本の主義に基いてゐるのである。であるから、彼は、刑罰は行はれたる所爲の結果によつて決定せらるべきではなく、犯人の性格によつて決定せらるべきである、と主張するのである (Franz von Liszt, "Die psychologischen Grundlagen der Kriminalpolitik," in Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, Berlin, 1905, vol. II)。處罰の條件として重要なる性格の品質は社會的秩序に對する犯人の危險性の大小深淺である。この見地から、リストは犯人を三種に分類してゐるのである。卽ち、彼は「急性犯人」("acute criminals")、「初期慢性犯人」("incipient chronic criminals") 及び「慢性犯人」("chronic criminals") の三種を區別してゐるのである。急性犯人の場合に於ては、犯人は一時的興奮又は危急の場合に追ひ込んだ外部的の狀勢によつて犯罪の實行に驅られるのである。此等の原因の影響の下には、人は只だ單獨の犯罪 (a single offense) を行ふのである。しかもこの犯罪は根柢の深い性格の特性から出たものではなく、且つ後になつて深く悔ゆらるるのが常である。之に反して、慣性的犯罪は犯人の性格に深く根差した傾向の所產で、この傾向は環境の狀態にその起原を有つこともあるし又た有たない場合もある。もし所爲が、成長の過程にはあるが、猶は未だ深く犯人の性格の中に根ざしてゐない犯罪傾向の表現である場合には、フオン・リストはかゝる犯人を「初期の慢性的犯人」と呼んでゐるのである。

フオン・リストは、此等三つのカテゴリー (部類) の一つ一つの場合に於て、刑罰はそれ〴〵異つた目的を遂行すべきである、と信じてゐるのである。急性的犯人となる虞のあるそれ等の人々は防止の手段としての刑罰の脅威を深く感銘せしむべきである。初期の慢性的犯人は猶は矯正可能の段階に在るものであるから、彼等の場合に於ては處罰の目的は改悛に存すべきである。フオン・リストは、規則正しい勞働に慣れ親しませることにより犯人を改悛せしむることができると信じたのである。彼の意見では、少年常習犯人の場合に於ては改悛の成功する場合が多いのである。刑罰の矯正的性質に合善せらるるものとして、彼は不定期刑の有利なることを主張するのである。また一方では、「慢性的犯人」はリストによつて矯正の不可能なるものと考へられてゐるのであつて、從つて彼はかゝる犯人は社會より隔離せられなければならないといふ意見を抱いてゐたのである。

(C) ナチオナールゾチアリスト (ナチス) の刑罰觀念 (The National Socialist Conception of Punishment)

ヒットラー主義 (Hitlerism) の勃興以來、ドイツに於ける刑罰の理論とその實際の執行とは報復としての刑罰の觀念に逆戻りしたのである。この思想の傾向は一九三四年五月十四日の司法長官の訓令 (Ordinanse of the Minister of Justice of May, 14, 1934 art. 48) に明文となつて現はれてゐるのであつて、其處には、懲役は犯人の行つた惡事を彼をして贖はしむる手段なりと言はれてゐるのである。從つて、ナチオナールゾチアリスト (ナチス) 黨の正式の刊行物 (Hans Frank (ed.), Nationalsozialistisches Handbuch für Recht und Gesetzgebung, 2nd ed, Munich, 1935, p. 132)) に於て、刑罰は「犯人に加へられたる害に由る犯罪に對する報復」("retribution for the offense by an injury imposed upon the offender") として定義せられてゐるのである。

ドイツの行刑界に於ける箇の暗黑時代の再來に遇ひ、いかにして我々はその理由を說明することができようか。ドイツに於ける現在一般に流行する思想の傾向の徹頭徹尾參み込んでゐると考へらるゝ學徒は、報復の觀念はドイツの文化に缺くべからざる本質的のエレメント (要素) だと、我々に告げるのである。「贖罪」(アトーンメント) の要求はドイツ民族其者と同し程古いもので、ドイツ民族の存在する限り勢力を持つものである、と言はれてゐるのである。此等の學徒の一人なるライヒ (ドイツ國) の司法省次官フライスラーは「犯人をして彼の所爲を贖はしめんとする欲望は、恐らくは理論的な又は哲學的な理由で基礎づけることのできないもので、それは我々の民族の血の中に生きてゐるのである。しかも夫れで十分なのである」と言つてゐる (Freisler, in "Das kommende deutsche Strafrecht," Allgemeiner Teil)。彼は、彼の「精鍊せられたる (進步したる) 報復衝動」("a refined urge for vengeance") と名づける所のものに於て刑罰の正當なる根據を見出すのである。同樣に、ナチ政府官設の「ドイツ法學院」(Akademie für Deutsches Recht) の一刊行物にはドイツ人の法律感情 (German legal "feeling") に深く根ざしてゐる刑罰觀念は性質上報復的なものであることが指摘されてゐるのである。典型的なナチ一流の語法で、報復の觀念は、「深長なる世界智の一つで、ドイツの民族精神 (Volksgeist-folk-spirit) の最深處より湧き出づる公正の不朽の原理」だと呼ばれてゐるのである (Schötensack, in "Schriften der Akademie für Deutsches Recht," vol 1, Berlin, 1934.)。

しかし、この華やかな語句に飾られたロマンテイシズムは、哲學的の假裝であつて、實は、野蠻で殘忍な人間の內部に潛める衝動に訴へて、ナチスの行刑方策並びに施としてのナチスの

一般システムに人氣を煽らうとする方式張つた企圖なのである。この政略的の「フイロソフイー」は、司法省次官フライスラー君の筆に成る死刑についての論文に於て、その最も皮肉な表現を見出したのである。死刑執行の他の方法を排斥した後にこの筆者は終に執行方法としてギロテイン（フランス大革命の際死刑執行のため用ひられたる斷頭機械）か斧か兩者の内一を撰ぶ場合に立ち至つたのであらう。フライスラーは斧を撰んだのである。その理由は、彼の言ひ草が面白い、「斧に由る斬首が他の方法に比して一番ドイツ精神にふさはしいから」といふのである（Schriften der Akademie für Deutsches Recht, vol. 1, Berlin, 1934 p.101）。

是れがサイエンスにたづさはる者の取るべき道でないことは、今更わざ〳〵指摘する必要はない。すべてのサイエンスがその根據と威信とを託する根本的の主張は進歩の一原動力たらんとするに存してゐるのである。特に、刑罰に關するサイエンスの目的とする所は行刑處遇に於ける進歩であつて、即ち、社會の利益となるべき犯人の處遇方法を發達せしむるに在る。故に、もしピーノロジスト（行刑學者）にして民衆の懷ける僻見に媚びんとするならば彼は進歩を阻止する諸の勢力に與みするものと云はなければならない。民衆を喜ばせようとするのは、それは政客輩のすることである。しかし、眞のサイエンテイスト（學者）たるものは、傳統的僻見を逸脱してゐるがために、民衆を喜ばすことの少ない主義理論を擁護し主張するだけの勇氣を有つてゐなければならないのである。ナチ政權下に在るピーノロジー（行刑學）の運命は、只たひたすらに政界に於ける成功を志すことによつて、サイエンテイストは進歩に向つて追求する學者たるの權利名譽を失墜するもので、而して、同時に、かくしてサイエンス其者をも喪失するものであるといふ敎訓を我々に與へてゐるのである。

（二）法律上の見地に立てる犯罪學——犯人の分類

刑法の歷史を通して、常に吾人は所謂犯罪なるものが種々のカテゴリー（範疇）に分たれたことを見出すのである。普通これまで生命、財産、道德習慣、善良の風俗といふが如き犯人の行爲の目的となるもの、性質か處罰せらるべき所爲の分類の主たる標準として役立つて來たのである。法律家の興味が廣く犯罪といふ社會現象に於けるよりもむしろ、犯罪のカテゴリーに於て存するの結果、また、犯人の性格か彼によつて行はれた犯罪の種類から見て研究されたのである。茲處で、我々は犯罪者の研究に於てアメリカのクリミノロジーとドイツのそれとの間に著しい差異の存することを認めるのである。アメリカのクリミノロジーは、法律上の傳統に煩はされることかないので「成年犯人」（the criminal）又は「少年犯人」（the juvenile delinquent）といふものを夫れだけでひさはなして研究するのである。アメリカのクリミノロジストは、行はれたる所爲の法律上の分類に從つて犯人の種々のカテゴリーの間に區別を立てることをせず、犯罪の原因並びに矯正の手段を研究するのである。之に反してドイツのクリミノロジストは法律上の見地から犯罪の種別を立て、而して其下に種類の異つた犯罪の行はれた特別の條件を研究するのである。

茲處でドイツのクリミノロジストが犯罪と犯罪者の間に種別を立てることに於て立法上の傳統的實例に從ふものであると言つても、それは必ずしも彼等が立法者によつて立てられた犯罪の類別を其まゝ受け入れて用ひてゐることを暗示するものではないのである。それとは全く反對に、ソシオロジスト（社會學者）は法律家によつて用ひらるゝ所のものから異つた類別の標準を用ひるのである。刑法が侵害さるゝ價値の名目で犯罪を分類するに對して、社會學は社會的行動としての犯罪の要素を決定し、由て以て犯罪のカテゴリーを設けるのである。

ウィルヘルム・ザウエル（現存）は、彼の著「犯罪社會學」（Wilhelm Sauer, "Kriminalsoziologie," Berlin and Leipzig, 1933）に於て、犯罪をその要素に從つて分類せんと企てたのである。彼の說く所に從へば、クリミノロジーはあらゆる種類の犯罪の本質上の特色を決定し、此等の特色に從つて犯罪學上の調査研究のための科學的基礎として役立つ犯罪のタイプを確立するに努めるものである。ザウエルは二つの主たるカテゴリーに犯罪を大別してゐるのであつて、一つのカテゴリーに屬するものは强暴の行爲（acts of violence）による犯罪で、他のカテゴリーに屬するものは利得のための犯罪である。第一のカテゴリーに屬する所爲は性質上破壞的で、その主たる特色は犯人が損害を惹起することである。第二のカテゴリーに屬する所爲は犯人が自己の利益を得るために行爲するといふ意味に於ては建設的である。强暴の行爲による犯罪の名の下に我々は四つの小分類を見出すのである。即ち、野蠻なる行爲による犯罪（brutality offense）、自己表現のための犯罪（讒謗及び冒瀆の如き罪を含む）、勢力の利用による犯罪及び私利のための酷使による犯罪である。利得のための犯人の内に、ザウエルは更らにまた四つのタイプを區別してゐる。彼はこの四つのタイプを强慾漢（graspers）、詐欺漢（cheaters）、背任漢（traitors）、及び搾取者（exploiters）と呼んでゐる。

此等のカテゴリーの方便によつて、サウエルは刑法の見地からすればそれ〴〵一つ一つ孤立して見える犯罪の間に聯絡をつけることができるのである。一例を取れば、ザウエルの分類に於ては襲撃と惡意ある妨害は、いづれも同じ野蠻なる行爲による犯罪であり、贓品の所有及び娼家の經營は二つながら「搾取者」タイプの犯人によつて行はるゝのである。ザウエルの信ずるが如く、このタイプによる類別方法は、關係のある特色と同一の傾向とが明かにせらるゝので、我々の智解を廣むること少なくない。猶ほまた、他方に於て、この研究方法は歸納的推理の應用をこの應用の妥當でないタイプの犯人と相反したタイプの犯人に制限せしめるようにするのである。かゝる歸納的推理の一つにザウエルの「惰性の法則」（"law of inertia"）と稱するものがある。この法則は只だ利得を目的とする犯人にのみ宛

てはまるもので、この犯人は痛切な動機によつて促されない限り慣れた今までの處世道を急に變へることはしないものであると說くのである。ザウエルの試みた他の推斷は凡てのタイプの犯人にあてはまるもので、其中で最も重要なりと思はるゝものは犯罪の發生率に關するものである。ザウエルによつて示されたこの法則によれば、或る犯罪は特に始終頻繁に行はるゝものであつて、かういふ犯罪は他に比してその遂行は一層容易で、制御するには一層困難であり、且つ、それは處罰されない又は合法的でさへある行爲に近いもので、下さるゝ判決は峻嚴でなく、從つて犯罪の目的物となるものゝ價値は少しも尊重せられなくなるものであるといふのである。

タイプによる類別的研究方法の主たる利益は各個のタイプの犯罪を差別する特徴を犯罪學上の研究中に採り入れることができる所に存すると思はれるが、しかし、ザウエルが犯罪の總てのタイプを同樣なものとして取扱ふに至つては驚く外はないのである。犯罪の原因についての研究に於て、彼は、すべての犯罪は同一唯一の原因を有つてゐるもので、この唯一の原因は「他を自己の私欲に供せんとする欲望」("wish for exploitation") であると推定してゐるのである。この欲望は、犯人の生來の性癖に基くものではなく、また、環境の影響によつて惹き起さるるものでもなく、實に、人間として彼の有する「自由意志」("free will") から發するものである、と、ザウエルは述べてゐる。この假定を敢てするところによつて、ザウエルは科學的檢討の範圍を脫して純然たる形而上學的考案の域に飛び込んでしまつたのである。

犯人の類別的研究のもう一人の主唱者は、現在ミュンヘン大學教授たるフランツ・エクスナーである。彼の指導の下に幾度か調査が行はれ、犯人の多くのクラス（種類）が色々異つた方面から研究されてゐるのである。この調査で取扱はれたクラスの二三を擧げると、殺人犯人、贓品收受者、僞證者、强盜殺人及び性犯人等である。此等の研究に於て用ひられた方法はむしろ變化のない一樣なもので、普通一〇〇乃至二〇〇に近い犯人のケース・ヒストリー（履歷）に基いたもので、性別、年齡、婚姻狀態、職業、宗教等の如き本人の個人的事情、偶發犯人、常習犯人又は職業犯人の如き犯人のタイプ、及び犯罪の行はれたる境遇等を決定するために、一々のケースに於ける事實の檢討が行はるゝのである。此等の研究の價値は、犯人の個々のカテゴリー（類）に於て優勢なる事情を比較し、且つ、かくして一定の事情は犯人の或るものに特殊なものであるか又は一般の犯罪の特徵であるかいなやを決定することができる點に存するのである。しかし、種々異つた斷片的なる調査の結果を統合するであらうと思はるゝ如是の終局的記述は今日までは未だ發表されてはゐないのである。

（つゞく）

Journal of Criminal Law and Criminology, February, 1941

In there Evidence of a Physical Basis for Criminal Behavior?

William B. Tucker

犯罪は身體的基調を有するか

ウイリヤム・B・ツッカー

社會科學の領域に於ては、生物科學に於ける癌病理學の研究と同樣に、犯罪原因に關する數多の調査が行はれてきた。社會科學に於て、犯罪はひろく社會共同體内の害惡的成長——反社會的行爲と見做され得るし、一方、生物科學に於て、癌は一有機體内の害惡的生長——反有機體的作用と見做される。兩者の研究中、害惡の制御、豫防、根絶に資せんとして、環境的、遺傳的要因は徹底的に研究された。兩者の比較は勿論完全なものでない。今のところ、兩者の病理學上の問題に對する明快な答へは與へられてゐない。完全な解答が與へられてゐないのだから、解決された事實は、兩者の現狀を理解し、問題の解決にわれ〳〵を領導するやうに再檢討されねばならない。

原因をより廣汎に解明することなしに、醫師は癌の征服に著明な成功を贏ち得ない如く、犯罪病理學に對する廣汎な知識なしには、効果的な犯罪克服の實を擧げ得ないことは、社會學者並びに犯罪學者に普く認められることと思ふ。過去二十年間に於ける合衆國並に諸外國に於ける研究は、犯罪の原因、犯罪人の描寫のより正確なる把握の線に沿ふて多面的な努力を重ねてきた。ヨーロッパの研究は主として身體的・生物學的・精神病學的要因に關するものであり、アメリカの研究は、こゝに敍說を要せざる理由に依り、主として心理的・社會的問題を取扱つた。双方とも犯罪病理學の知識に貢獻するところ多かつた。スザーランドは犯罪の諸理論を次の如く分類してゐる　一、生物學的　二、個人的　三、第一次的社會群　四、廣汎なる社會的作用。多くの理論が展開され、事實は擧げられたが、尙ほ紛亂は免れなかつた。といふのは、ドレーパーも指摘するやうに、『犯罪原因は一般に極めて複雜多樣である。犯罪の根本原因として科學的に決定出來る單一の原因は無かつた』からである。

犯罪病理學の生物學的要因は、この國に於て比較的に注意をひくことが少なかつたからであらうが、フートンの最近の著作は、犯罪病理學に於ける醫學的出版物の役割に關して、廣く注意を喚起し、批判の對象となつた。フートンの命題を要約

すれば、他に如何なる要因が働かうとも、犯罪者の行爲には身體的礎地があるといふのである。彼は、州立地方監獄收容者並に其の他の犯罪者一四、四七七人の範圍に亘つて（非犯罪的要保護者三、二〇三人と比較して）綿密な調査をなし、レーウェル研究所講演抄記に敍述してゐる。

『犯罪者の行爲が、彼の精神的機能の欠陷若くは充實に依つて、或は彼の精神狀態に依つて決定される範圍を檢討することは本研究の關知せざるところである。犯罪者の行爲がどの程度にその社會的環境に歸せられるかを、はつきり確定することも、わが研究には拘りないことである。わたくしの課題は、犯罪人の身體的特徵がその反社會的行爲に關係あるかどうかを發見するために、犯罪人の身體的特徵を研究することにある』。

フートンの方法論並に其の調査結果の解釋に關する批判の如何を離れて、この概論には何等の批判も起り得ない筈である。犯罪者であらうとなからうと人は組織體であり、ともあれ不易の有機的構造を有し、その社會的環境に影響されて遺傳的構造の範圍内で機能するものである。フートンの云つてゐるやうに、犯罪を、知識、精神的欠陷、精神病的狀態、其の他心理・社會的狀態の範圍で說明する人もゐるのである。フートンは個人の身體的構造が犯罪の要因に與つて力があるといふ命題の効果を實驗せんとしてゐるのである。

フートンは、犯罪研究家の間では不人氣な地盤を漁り歩いてゐるといふ事實をはつきり認識してゐる。この關係について彼は次の如く述べてゐる。

『人間の行爲の不可思議性を解明せんとする解剖學的試みに對する不信は、肉體と精神並に行爲の相關關係の斷乎たる否定を招いてゐる。頑固な社會科學者からは喧しい反對の聲をあびせられ、人體生理學の怯懦な研究家は力弱い抵抗を示してゐる』。

こゝに人體の生活力に就いて、社會學的、生物學的知識に關して研究の一指が初められた。形態學と身體機能の間には何等かの關係があるのだらうか？フートンの著作は、この廣汎な問題の理解力の光りに照されて初めて理解出來るのである。

われ〳〵がすでに指摘した如く、人體の構造と行爲の間の關係を調査するために廣汎な勞作がなされてゐる。この考へは昔から行はれてきたのである。アリストートルは形態と行爲の間の關係を假定した。セルスは二、〇〇〇年の昔、身體の構造と機能の相關關係を主張した。ポレモニスは三世紀に、アダマンテイウスは一世紀後れて、アヴイセナは十一世紀に、ギヤンバテイツサ・デラ・ポルタは十六世紀に、同樣の關係が存在することを主張した。ウオーキントンは一六六三年に精神錯亂と身體の構造との相關を述べ、ジョン・ハンメーは十八世紀に相當科學的形式を以て身體構造と疾病の相關關係を研究して、身體構造の複雜性を認識した。他に多くの人人がその關係を敍述してゐる。

形態と機能の關係を敍述せんとするこの傾向が遠い昔から行はれてきたといふことはいかにも自然なことであつた。ゴールとシュパーツハイムは十八世紀末と、十九世紀の初めに骨相學に關する著作を出したが、身體的構造の研究は、骨相學者の思ひ上りから招いた不評判を恢復してゐなかつたので、その著述は非常に信用されてゐない。しかし、シュパーツハイムの著述には現今の科學知識に照應する觀察が行はれてゐる。

ゴールとシュパーツハイムの沒後四十年ばかり經つて、こんな環境の下に、セザー・ロンブロゾーは有名な「犯罪者」を著した。その内容は、後にロンブロゾー自身やその弟子ガロファロ、フエリ等に依つて唱へられた格言と共に、犯罪學者には再言する必要のない程知れ渡つてゐる。ロスが指摘する如く、ロンブロゾーは『貧と醜惡の資料を蒐め近代的統計の發展を推進した』。フートンはロンブロゾーの著作に就いて次の如く述べてゐる。

『同一の人種、民族的起源を有する文明人の頭蓋骨は該問題の唯一の解決手段となるものである』。

隔世遺傳的、退化的特徵に關するロンブロゾーの支持すべからざる結論には同意しないのであるが、フートンは、ロンブロゾーの結論は全て間違ひであるとの斷定には反對してゐる。

研究の風潮が變つてしまつた。往時の著者の哲學的觀察、初期科學者の蒐めた不適當な資料、骨相學者の思ひ上つた斷定、ロンブロゾーの立論の多くに見られる相當曖昧な拔穴等は遂に構造學概論に對して多大の不信を招來した。チヤールス・ゴーリング博士は公然とロンブロゾーの命題を否定し、一九一三年刊行の「英國の犯罪人」は、この目的を完遂したものとして大方に受け入れられた。しかし、ゴーリングも亦、ロンブロゾーの教義に對する强烈、公然たる反對に加ふるに、未熟の資料を蒐集した。それで、彼の結論も同樣留保條件を附して受容さるべきである。ゴーリングの偏向、研究の不手際、疑問の餘地ある統計的資料にも拘はらず、彼は『人類學的犯罪型なるものは存在せず』併し

『この否定とわれ〳〵の統計の證明にも拘はらず、犯罪的傾向を持つ人間の肉體的、精神的、道德的な一種の型が有るといふことも亦爭論の餘地ない事實と思はれる』。

他の科學分野に平行した問題が起らなかつたとすれば、こんな型式でこれ等の諸點を概觀したところで、辨明する必要は餘りたかつたらう。構造學上の問題は單に犯罪に適用されるだけでなく、生理學、疾病、心理的行爲に對しても亦適用されるのである。各分野の研究者達の間に同問題に關する論戰の火蓋が切られた。人體測定學は一六五四年エルショルジウスがこれに手を初め、一八七一年にケトレーもこれを研究した。その後間

矯正図書館

もなく、科學的資料の評價における直截な方法に資するものとして、統計的方法が研究されることになつた。

十九世紀は混亂のさ中に科學を屹立させた時代であつた。ロバート・コッホ、ルイ・パスツール其の他多くの生物學者の諸研究は、人間の心理的行爲における環境的要因強調の役割を演じた。心理的・社會學的研究方法の進歩は、人間の行爲の諸他の形式に關連して環境的要因の効果を強調するに至つた。例へば、醫學の方面においては、傳染病其の他の疾病に就いて、環境的要因の役割に關する研究が主として強調されるに至つた。

身體構造學主張者は環境說熱中時代に孤立の分野に生き永へてゐた。イタリア學派のデイ・ジョヴアンニ、ベンデ、ヴイオラ、ナカラテイ、ドイツ學派のマルチウス、タンドラー、バウエル、ベネケ、フランス學派のトロワヴエーヴル、ロスタン、シゴー、マツクオリツフ、トーリス等々の人々は、醫學及び生物學のために少數の人が他の分野に於て手を初めた科學例へば犯罪學を研究した。彼等は人間の身體的構造を其の環境に反作用する——後者の作用のみを強調することなく——ものとして研究した。かくて、形態學派と形態學的方法が發生したが、フートンはその正統的直系と見做さるべきである。

この國においては、最近、環境が身體的構造に及ぼす影響——特に成長並に成熟期において——が重視されるやうになつた。ボストン、ワシントン、クリーヴラント、アイオワ市、アンチオツク、ミネアポリス、デンヴアー、バークレーの少年發育中央研究所は、有名な研究所の數は極めて少いことを述べてゐるが、それ等は道德並に環境の相關的役割に關してわれ〳〵の智識に貢獻するところあつた。兩バックウイン氏の營養障碍の研究、ボアスの發生學的研究及びパルマーの精神憂鬱の研究は、「食物的環境、社會經濟的環境及び社會文化的背景は、骨格、筋肉、組織に物理的に影響すること明なり」として、環境的、遺傳的諸力を正確に評價する問題の複雜、困難なることを明示した。しかし、アイオワ市のマツククロイ一黨は、遺傳的に決定された身體組織には環境の及ぼす影響を少なりとして、營養と筋肉生長の波動測定を考察した。

形態と機能との關係を研究する問題は解剖學者、人類學者、其の他の形態學者に依つて不必要に複雜化された。正確ならんことを求めて、彼等は人類組織の廣汎なる部分の測定を閑却した。幸ひ近年に至つて、醫學的人類學はより廣汎な見解に興味を懷くに至つた。指數は最早やそれ自らとして研究さるることなくして全體的形態學の部分として研究さるるに至つた。基礎的な身體の型に關する諸關係が調査されてゐる。フートンは此の派に屬するのである。

形態學的行爲關係の研究は形態學的分類の完全なる組織を俟つて始めて適切に遂行されるのである。多くの分類が研究されたが、その多くは恐ろしく類似した型である。その中最も新しく且つ有望なのはシエルドンの研究である。彼は各個人に次の三點で或る程度迄の相似性を認識且つ測定してゐる。一、柔軟で圓い肥滿型の體質、エンドモルフイ型(endomorphy)二、主に筋肉質の骨張つた粗硬な體質、メソモルフイー型(mesomorphy)三、比較的に前二者を欠く痩せた虛弱な體質、エクトモルフイ型(ectomorphy)がその三つ類型である。彼はこの方法に依つて、早期の形態學者に共通した「型一の誤謬を避けてゐる。

かくの如くより確實性を加へた形態學的評價に基き、人體測定學者と統計學者の愼重なる技術を用ひて、各方面の研究家が近來にいたつて肉體と精神における變化の間に一定の相關關係を發見してゐる。

ピーターゼン、ジルデイア、カーン、マン、バウエル——僅々數名を擧げただけだが——は形態的並に生理學的變化における相關關係を證明した。ルカス(Lucas)とプライヤー(Pryor)は、身體的構造の相違に依據して基本的進化の比率に對してそれ〳〵異つた標準を設定した。他の人が約言してゐるやうに、生物學者は身體構造と疾病、例へばリユーマチズム、結核、胃潰瘍、偏頭痛、心臟病、膽囊病等の間に關係あることを大々的に發表したが、それは、單に偏頗な目錄に過ぎなかつた。心理學の分野に於てさへ、若干の立派な報告は、心理・社會的行爲は少くともその一半を身體構造における形態學的變化に基くといふことを示唆してゐる。これに關連して、ナカラチ、ハイドブレーダー、シエルドン、パターソン、クレチユメル、ベルトハイマーとヘスケス、カボット、コノリーの著作が重要視される。ピーターゼンとリーズは最近普通人の心理的不機嫌と狂人の不機嫌とは血液化學操作において違つた樣相を呈すると述べてゐる。

要約するに、叙上の研究は、生理的行爲、醫學的行爲、心理的行爲には身體的に基礎があるといふことの證明である。犯罪行爲に對する身體的基礎に關する以前の證明についても敍說されてゐる。ロンブロゾーとゴーリング以後、他の研究分野に於てこの線を追つてゐるフートンは犯罪的行爲には身體的基礎があると信じてゐる。しかし、彼は注意深く、犯罪型はたゞ一種ではないといふことを述べてゐる。

『誰も、實際的犯罪性識別のために、犯罪型を構成すると思はれる形態的諸特徵の生硬雜多な組合せを利用し得ると考へる人はあるまい……。犯罪人型……から期待されることは、かゝる性質を過度に持つ者又は犯罪人型のものは準犯罪人群として示されることに盡きるのである』。

彼の研究に基いて、フートンは、犯罪人は非犯罪人から形態學的に區別されるけれども、その型式の認識は容易でないと信じてゐる。彼は自己の分類した各犯罪者群に明確な區別を置いてゐる。例へば、彼の意見に依れば、長身痩せ型の者は謀殺、強盜、長身頑丈な型の者は殺人、僞造、詐欺、痩身で小型の者

ばのび、押込み、短軀頑丈型の者は殺人、强姦、性的犯罪、普通體格の人間は明確な識別選擇力なくして不法行爲をする傾向があるといふのである。「傾向」といふ言葉に留意せよ。或る個人に對して、彼上の區別を適用するのは妥當な特徴の標準とはならない。醫師が病氣の診察に、年齡、職業、病歷、體格等を參照するやうに、フートンは、犯罪人並に犯罪原因の研究にも醫學的評價を參照すべしと提案してゐる。

これ等はフートンの結論のうちでも立派な出來榮へで、其の他の研究から斷然區別さるべきである。彼の研究は隨處に「生物學的劣性」に觸れてゐる。フートンは彼の優生學研究の基礎として比較的に根據のないこの結論を使つてゐるのである。彼の研究においてこの二つの部分は取返しのつかない程に混淆してゐる。その結果、彼の研究全體に漲つてゐる「生物學的劣性」の部分に對して直接的、第一次的批判が行はれてゐるが、それは恐らく正鵠を得てはゐないだらう。尚ほ、フートンを評價するに際しては、彼は、その重大なる科學的研究に從事する以前、クラシックの學徒であつたことが想起さるべきである。

フートンの結論に對する最も重大な反對は、彼の研究した犯罪人に關する「生理學的劣性」に對するものであつた。ロイテルは、フートンの『全體的理論の重點が餘りに生物學的決定論に傾いてゐる』といつてゐる。尚ほ彼は、フートンは『彼が種族を生物學的實體或は統計的對照と考へてゐるのかどちらかはつきりしない、若くは少くとも區別してゐない』と附言してゐる。ロイテルは『フートン氏の本を好む、だが、『その本は融通性といふことが考へ出されて以來の最も面白いアカデミックな出來榮へであると考へてゐる』。ロイテルのフートンの著作に對する立派な批判も、不幸にも、この本のより深い含蓄を明かに誤解してゐるといふ弱點を持つてゐる。

マートンとアッシュレーモンタギュも、その批判の對象を主に生物學的劣性に關する同樣の點に集中してゐる。彼等は『二つの相異する解釋の傾向全著作を貫いてゐる。一つは、犯罪行爲遂行の決定における生物學的要因の意味を吟味せんとする注意深い嘆稱に値する控へ目な努力、一つは、犯罪の生物學的決定を頑固にしかも人目に立つ程固執してゐることである』と言つてゐる。その本の後半を均衡のとれない裝甲と呼んでゐるマートンとアッシュレーモンタギュは、「組織的劣性」の明白なる定義を發見し得ずして、その術語の可能的な意味を考へ、それを事實と論理を以て紛碎せんととしてゐる。彼等も亦、フートンを陷入れた同じ罠にはまつたとも考へられるのである。フートンの著作の此の部分の分析を基礎として（從來この問題に關して出版されたものの中、最も勉强したものとは言ひ難いが、最も愼重なものではある）、今のところ、『群別された犯罪人は社會學的及び生物學的に劣性個人の集合である』といふフートンの見解を受け入れることは出來ない。彼等犯

罪は或る程度確定的に社會學的には劣性であるかもしれないが生物學的劣性は證明されてゐないと考へられるべきである。フートンは結局に於て正當であると言へるのである。彼は時代の先頭に立つてゐるとも言へるのであるが、「組織的劣性」の近代的觀念は彼の理論を事實との關連に於て原理として受容しないのである。

これ等の反對は、フートンの犯罪學的研究報告に關する批判に比較すれば大して重要でない。

ロスは言ふ

『フートンは、彼の地方監獄等に於て蒐集した總ての資料は、彼等は犯罪人一般を代表するといふ意味で、犯罪人の「見本」であるといふ誤つた考へを持つてゐるやうである。彼はその資料を以て勇敢に確信を以て防備し、且つ若干行き過ぎを矯正する必要のある瑕疵を認めてゐる。現今の見本製作方法から云へば、彼の資料は特別な論爭に値する節々がある』。反對論は要するに次のやうに要約される 一、フートンは身體外要因を充分に考慮しなかつた 二、拘禁されてゐた犯罪人は犯罪人全部を代表するものであるといふ假定は支持されない 三、彼の研究對象は不適當であつた 四、統計のあるものは反駁さるべき。

第一の反對に對しては、フートンは愼重に犯罪の非身體的基礎の研究を避けて 社會學者、犯罪學者に此の局面の研究を委せてゐる。第二に、刑務所型か全犯罪人の特性を表すものではないといふことは明かであるが、犯罪人のグループを研究せんとして、完全なる研究對象を欠くときには、囚人群を試みにその代表者として受容することは不當ではない。第四の反對は最も非力である。フートンの解釋には間々疑問の餘地はあるが、統計技術の重大なる誤用を發いた綿密な研究はない。

フートンの諸發見の妥當性に對する第三の重要なる反駁、彼の研究對象は不適當であるといふことに關して云へば、それは、一四六人のナッシュヴイルの消防夫に拘り過ぎて、全部で三、二〇三人の非犯罪人がその分析の中に充分使ひこなされてゐないといふことである。『マサチューセット州とコロラド州では犯罪者中の狂人の數は一般狂人とほゞ同數であり、北カロライナ州の犯罪黑人狂人に關しても同樣である』。フートンもすでに認めてゐる如く、研究對象は固より完全ではない。彼は不適當なる資料に對して適當なる統計的手心を加へたと主張してゐる。全ての資料に關して、實質的な綿密な分析の出版が完結するまでは、かかる缺點の上に立つて、『犯罪人の犯罪グループ十中の八は全體のどのグループと比較しても、人體測定學的に違つてゐる』或は『仕事別グループで十一の中八つは全體のどのグループと比較しても人體測定學的の相違を明確に示してゐる』。といふ結論を引出す確證はない。それで、フートンの論旨におけるこの比較的に小さい缺點に對して適當な斟酌

を加ふれば、犯罪人と非犯罪人、時に犯罪人グループ間に於ける身體的（人體測定學的）相違が示されたといふことは消極的に敍說されていい。

この立場が是認されれば——明らかに今利用さるべきものと思はれるが——複雜な犯罪問題解決に關してともあれ先導的見透しを持つ研究の跡を追ふことは、何等憂ふべきことではなく、むしろ早急に關心すべき問題である。假令、フートンが犯罪人は低い傾いた前頭部、小さな頭蓋骨、小頭、直毛、狹い顎、長頸等で識別出來ると言つてゐても、これ等ばらばらの觀察を一つの型に適合させるために此の上の研究が續行さるべきである。犯罪人の間に重大な身體的相違を發見したのはフートン一人ではないといふことを考へねばならない。ランクフェルトは竊盜、强盜其の他の犯罪人を研究して、形態學的にも心理學的にも理解出來るのだが、主に社會學的見地から、頭蓋狹少と精神分裂は犯罪人の間に在つては最も普通の身體的、心理的型であることを發見し、尙は同樣の結果に到達した他の研究者を引用してゐる。ベリーとピューフナーは頭蓋の大きさと智能間の相關關係を發見して、犯罪人は他のグループよりも腦の容量が少いことを發見した。グレーはイリノイ州の囚人の綿密な人體測定學的研究を行ひ、その測定の多くは個人の年齡に依つて影響されることを發見して、再び同問題の困難性を示した。ドーピナは普通人と犯罪人を區別するのに鼻の指標が有用なることを發見したが、たゞ頭蓋の指標とか鼻の指標のみに依存することなく、より理解し易い「形態學的方法」を使用することを勸めてゐる。フラセットーも亦この點に同意してゐる。

これ等の研究は、他の要因が一役を演ずるにしても、或る形態學的變化と或る犯罪傾向との間には確然たる一種の相關關係の存在することを示してゐる。しかし微かに相關關係があるといふだけでは、適當な計畫が樹てられる譯ではない。他の分野において興味ある研究の緒が發見され、早晩、この問題のより完全な貌を示してくれるだらう。

トルチンは、たとへば、知性と犯罪の關係を綿密に研究して、年齡、性、犯罪、人種、國民性等の變化を考察してゐる。彼は、犯罪人を一グループとしてその知性において普通人の被實驗者から區別することはむつかしいが、犯罪の或る型と犯罪人の知性には一定の相關關係のあることを示してゐる。尙は重大なことは、心理的異常性は犯罪病原學において重要であることが判明した。ドレーパーは『心理的異常性は犯罪の三分の一に對して約四分の一の責任を負ふものである』と言ひまた『精神異常犯罪人は精神異常の總人口の一%に該る。それで、總人口の%においては他の部類よりも精神異常者の部類から多くの犯罪人が出て居る』。

この發見は、肉體と精神異常の間には一定の關係があるといふ多くの研究家の諸發見の中でも、犯罪原因を理解する上において一層重要な地位を占める。

卓れた研究家が消極的な結論を發表してゐるのも眞實である。フルドリッカは一八九七年から一八九九年までに、ニューヨーク未成年保護收容所收容中の一、〇〇〇人を測定して、その中七七人は『犯罪人及び不道德漢』なることを發見し、そして、彼等は收容中の他の未成年者と身體的に區別されないし、尙ほ外部社會の同階級の未成年からも『總ての蓋然性』を以て區別されない旨を述べてゐる。

『……主要なる犯罪群の平均數の間には著しい人體測定學的相違がある——慘殺犯人、剽盜は平均して窃盜、文書僞造等とは相違してゐる。しかし この相違が完全に特徵的でも一般的でもない。科學的見解から云へば、犯罪の遂行前に、何人かを犯罪遂行の虞れありと判斷させる單一の身體的原因或は諸原因の集積なるものはないことが認識されねばならない』。

フートンは此の點に關して一般的承認を與へるだらう。だが次のやうなフルドリッカの敍述は確證されないだらう。

『犯罪は肉體的のものではなく、精神的のものである。それは身體の異和、異常に依らずして、一部は反社會的習慣の習得、一部は腦、神經系統、內腺の異常に基くものである。犯罪的一徵表一は生得のものではなく、犯罪と社會に對する犯罪人の反動に依つて獲られたものである』。

肉體的構造と腦、神經系統、內分泌腺の間には何等の關係はないといふことの矛盾は推定されるのであるが、それは暫く不問として、その關係を認める立論に對する批判の主要なるものは、フルドリッカが犯罪において身體的役割を全然認めないことである。眞理は恐らく、フートン、フルドリッカのどちらにも接近してゐるのだらう。といふのは、フートンは身體的構造は犯罪病原學において一つの要因に過ぎないと主張してゐるのだから。それで、尙は研究が進めば、その役割は、目下犯罪學者の手で大々的に研究されてゐる他の複雜な諸要因に比ぶれば微少なものであるといふことが判明するだらう。

今日の犯罪的研究は、人間の肉體的構造を見失ふことなくして、人間を有機的全體として理解してのみ正當の解釋を得るのである。サントは言つてゐる——

『今日 人間はその構成の各部分が人間の現狀に反作用を及ぼすものとしての全體的個人、行爲の有機體と見做される』。

カンターは最近の犯罪學研究の傾向を槪觀して、極めて凱切な解釋をしてゐる——

『……學徒は犯罪生物學文獻に通してゐるが……犯罪生物學的行動は極めて重大であるといふ印象から拔け切つて……ゐない……。此の國では、環境的影響の重大性……を强調することが流行つてゐる。犯罪の原動力における環境的研究が數

刑政第54巻第6号
矯正図書館

多なし遂げられてゐる。われ〳〵はまだ犯罪の原因を極めるどころではない。缺點だらけの方法論　適切ならざる技術は暫く不問にしても、研究業績の上らないことは社會學的、環境的研究の過重評價に據ると言はれるのである』。

彼は、變生兒の犯罪傾向の綿密なる研究結果として犯罪原因は『社會的環境のみであるといふのは極めて有り得べからざることである』その理由は

『行爲は文化的背景（社會的環境）に於てのみ表現されるといふことは有機的構造の役割を否定する理由にはならない』。

かくて、カンターは犯罪其の他の行爲の原因の研究は身體、環境の二要因を考量すべきことを主張して、その研究を行爲の全分野に關連させてゐる。犯罪學的研究を概觀して、彼は、多くの犯罪學徒が既に多分の共通點を有することを發見してゐる。

『一、彼等は犯罪人を全體として理解する希望において一致してゐる。

二、このことは　犯罪人の行爲を、客觀的、構造的、生物學的　遺傳的傾向の相互作用の合體と見ることに依つてのみ達成される。

三　故に、この研究に役立つ科學方法は、生物學、人體測定學、心理學、精神病學、社會學でその何れも合理的である。

四、自然科學、社會の方法論の間には明確な限界はない。

五、大多數の研究者は、多少とも、今までの研究の貧弱　愼重に結論すべきこと。一層重要なことは、その共同の研究から、犯罪・生物學的類型の分類が出來上ることを認めてゐる。

これ以上附言すべきことはない。假令微力でも、少くともある身體的要素は犯罪行爲の基調をなすものであることは、これ等の有効なる證言を公平に評價すれば判明するのである。犯罪學、生物學、醫學の研究、或は心理學に於ける研究すらもが、人間は第一に遺傳的・有機的全體で、第二に環境に影響されるものであるといふ認識に依つて先導されねばならない。永年の「遺傳對環境」の論爭は最早やその妥當性を失つた、といふの は、對立物は和合して二要因とも可能性ありとの蓋然性に席を讓つたからである。犯罪學に於けるこの兩者の相關的重要性の査定は尙は將來の生物學・社會學の綜合研究に俟たねばならない。

第一回刑務官講習生感想輯錄

一、刑務官講習所の開設に就て

私は自分等の樣な下級官吏は其の職務にも多少影響される樣にも思ひますが、どうも智識や常識に疎くなり勝ちで自然と時代に後れて行く樣な感を常に受けてゐたのでありますが、斯うした傾向は私一人ではなく他の同僚に付ても同樣であらうと思ひます。吾々下級官吏は實際に於て良い書物でも求めて讀みたいと思つて居りますが、中々其の餘裕も無い樣な次第であります。斯る折柄今回本講習會が開催されましたことは私共下級官吏にとつては宛然旱天に慈雨を得た思ひが致します。願くは事情の許す限り將來繼續されんことを切願して已みません。

（小菅刑務所看守　池原資盛）

○　○

二、參禪に就て

坐禪は第二日早朝より行はれる豫定でありましたが第二日朝雨天の爲正味五日間の參禪でありました。その修行は頗る苦行でありまして短期間にその實効を擧げることは到底困難なことは自明の理であります。然乍ら早朝より徒歩にて寺まで往復することは精神的にも肉體的にも如何程好影響を與へたか測り知れぬものがあります。參禪によりて得た處は多大でありまして、修養上一眼界が開けた樣な心持が致します、之を機會に歸所後も永續して行き度いと考へて居ります。

（靜岡刑務所看守　井上長太郎）

三、講義に就て

講習は僅か一週間で然も一講義一時間か二時間の短時間であるので之を全部頭に入れると言ふことは至難なことであつて餘程頭腦の勝れてゐる人でも全部解ると言ふことはないだらうし、まして私の樣な遲鈍な者には尙更判る筈はない。然し此の講義全體を通じ收容者に對しては須らく綜合的敎化を計らねばならぬ、口で言はず躬を以て彼等を指導せよ、行刑は嚴正の內に愛を含んだものでなくてはならぬ、彼等を人として扱へ、又刑務官自身としては淸貧に甘じ自己の職務を卑下することなく高潔な職務なることを自覺せよ等吾々刑務官の進む可き道に指針を與へられ將來に對する新なる心構を摑み得て極めて意義深きものがあつた。

（沼津刑務支所看守　大島聰一郎）

四、練武に就て

練武は誰でも豫期してゐなかつたらしく從つて之は相當身體に徹へたらしく私の所なとは職員僅かに七八名の支所で未決拘置場のみの小さなものであつて練武場もなく通常練武などはやつ

て居なかつた關係上身體が痛んで仕方がなかつた。之では不可ないのである。普段から武は練つてゐなくてはならぬものと考へてはゐても、つい道場などがないと横着をきめ込んで終ふ爲めにこんな結果になるのであつて、今後は町道場へでも通つて大いにやらねばならぬと感じた。

（沼津刑務支所看守　大島聰二郎）

五、座談會に就て

座談會に於ては所長殿始め幹部の方方出席の許に行刑一般に亙り幹部の御意見を聞き不審の點を尋ねて談合し大いに得る處はあつたがもう少し打解けて話合つたらと思つた。

（八王子少年刑務所看守　長　鄕）

六、見學記

三月十六日講習第四日朝來小春日和に惠まれた吾々講習生四拾名は開催地の文書主任殿副看守長殿に引率せられ、二臺の大型自動車に分乘して午前九時廳舍前を出發。先づ開催地に鎭座せる大國魂神社に車上より詣で、左に多磨墓地を遙かに拜んで途中の風物を愛でつゝ時餘にして明治神宮に額く。森嚴さに敬虔の情自ら湧き、昔西行が伊勢に詣でゝ「何ごとの在しますかは知らねども……」と詠まれた樣もかくやと偲ばる。帝國をして今日在らしめ給へと明治大帝の御聖德を讃へつゝ是より九段の靖國神社に到り、御國の爲めに身命を捧げたる幾多の英靈に心からなる感謝の默禱を捧ぐ。參拜せる幾多の遺家族達を目のあたりに見、一億一心遉かなる時艱の克服を心に念ずると共に銃後を守る現在の自分を省み眞に忸怩たるものあり、深く將來の緊張と精進とを社頭に誓ふ。更に車を馳せて宮城前に到る松の綠濃き大內山を仰ぎ萬邦無比尊嚴冒し難き皇國の有難さを泌々と感じつゝ聖壽の萬歲を心に叫び御皇室の彌榮を祈念し奉る。步を返して櫻田門の舊蹟を過ぎ、やがて程なき吾等の協會に於て小憩湯茶の接待を受けて晝食を喫す。午後は協會を出發先づ裁判所警視廳を視る。特に吾々に教へたものは鑑識課の科學的な施設と特別警備隊の行き屆いた訓練であり、其の嚴正な紀律は一同をして自ら襟を正さしめ又消防については種々の統計を指示せられ、僅かの不注意に因り國家的損失の如何に大なるかを知り一同大いに戒心を促さる。是より我國の立法府たる國會議事堂に到り、代表的建築に先づ目を瞬り、種々の說明を聽くに及んで宏大無邊聖德遍ねき皇國に生を享けたる喜びと誇りとを深く銘する處あり。最後に勝鬨橋に至り科學と技術の進步に驚歎しつゝ暮色迫る頃一同元氣に無事歸所す。

今日一日の見學に多大の收穫を得、眼界一時に開けたる感を深くし當局の

甚深なる御心遣を感謝しつゝ一同更めて將來の職域奉公を誓ひ合へり。

（宇都宮刑務所看守　入　江　實）

七、講習終了に當りて

今回私は第一回刑務官講習生として入所出來ました知遇を衷心より感謝し感激に堪へないものでありますが、今講習期間、修了に際し些かの感想を思つた儘、感じた儘に申述べたいと思ひます。私の最も强く且つ忘却出來ない印象は局長閣下初め諸先生方の眞摯な指導的而も懇意なき示唆であり氣魄でありました。而して私の今迄の行刑は動もすれば粗暴で形式に流れ而も不親切になり勝な不見識さでありましたが、諸先生の御訓話御講演を拜聽し行刑の眞髓を摑んだ尊い體驗談の一言一句が心に溶け込んで限りない喜びとなり、明日への明るい行刑の指針を得、深い感銘と新しい覺悟が一段と喚起されたことであります。參禪や練武に於て講習生全員が常に行動を共にし、早曉の大氣を滿喫して禪寺に無念無想心身の鍛練に努め、又夕闇を突いて烈魂の氣合と共に武士道精神を修練し、日本精神の禮得に精進した辛苦も今は尊き自彊研鑽となり、夜は又隔意なき上司の講話を聽き或は又見學に依つて談笑の內にも實社會の常識を涵養し得この有意義な期間を通し總べて修己であり人格錬成の體得ならざるはありませんでした。

短期間とは申せこゝに一週間の講習を完了するに當り感慨無量のものがありますが慾を申すなら期間の短かゝつたことゝ突發事故に際する沈着敏速の訓練に資すべき教練の課目のなかつたことが非常に淋しく考へられます。而し私は第一回講習生の重大なる使命を自覺し、諸先生の御教訓御指導に對して其の期待に應ふべく至誠と熱情とを以て之を實行に移しこの講習期間の行的修養を無意味にせぬ樣常に人格の錬成に努め地味と淸貧とが生命であつて形よりも其の實である行刑を高潔の志操を堅持して遂行し、自己の職分を通して如何にすれば天業に翼贊出來るかと言ふことを熟慮し靜思し以て職域奉公に邁進する覺悟であります。

最後に私達講習生の爲に常に慈父の如く御指導御鞭撻下された吉田所長殿始め係員の方々の御芳情に對し衷心より敬意と感謝とを表し筆を擱きます。

（府中刑務所看守　込山正彿）

實務質疑應答

◎代用監獄に就て（其の二）

（問）勞役場は代用監獄にも附設せらるゝや

（答）積極說

「ことわり」本問は前號「代用監獄に監獄法の適用ありや」と略同一性質の質疑であるが、紙數の都合上二回に分別したものであるから本應答に付ては之を併せて通讀を乞ふ。

說明、代用監獄制度といふ變則を設けた理由は已むを得ない事實上の必要、卽ち監獄の設備のない區裁判所又は警察署の所在地に於て短期受刑者等を拘禁する必要に因るものなる以上、之等受刑者に比し一層留置期間の短い者の多い勞役場留置者に付ては之を遠隔の監獄に移送中其の期間が終了し又は移送後日ならずして滿期に至る事例が多いわけであるから代用勞役場の必要は代用監獄に比し一層大と謂はざるを得ないのである。而して理論的にも前號本欄に於て說明した如く監獄法第一條に所謂「監獄に代用す」を「監獄と看做す」の注意と解するときは假令法の明文はなくとも同法第八條に規定する監獄に附設せらるゝ勞役場はまた當然代用監獄にも附設せらるゝものと解せざるを得ない。

次に本問に付ての有權解釋としては

一、明治四十一年十月監甲第六二五號監獄民刑兩局長ヨリ廳府縣長官宛通牒

二、同年同月監甲第六八三號監獄局長民刑局長ヨリ典獄、檢事總長、檢事長、檢事宛通牒（同年九月司法省監內第一〇七八號監獄局長回答）

三、同年十月民刑甲第二二〇號民刑局長回答（松江地方裁判所檢事正照會に對する）

四、同年九月監內第一一四〇號監獄局長回答（京都府知事照會に對する）

五、同年八月監內第一〇〇八號監獄獄務課長回答（岡山監獄典獄照會に對する）

等あり何れも積極說を採つて居る。

附記（一）但し右通牒中五に「監獄法第九條に依り本法中別段の規定あるものを除く外懲役囚に適用すべき規定は勞役場留置の言渡を受けたる者に準用し得るを以て懲役囚を拘禁し得る警察官署附屬の留置場には勞役場留置の言渡を受けたる者を留置し得云云」の立論方法、又四に勞役場留置者に付當該警察官署長は右留置者に對する假出場處分を爲し得る義に有之候哉の伺に對し假出場處分に關しては監獄の典獄に於て取計ふべしとの回答に付ては理論上些か疑義をいだかざるを得ないこと。（本欄前號參照）

（二）及代用勞役場に於ける留置期間の制限（監督法第一條第三項後段參照）に付ては何等明文はないが受刑者に對する制限の法意の解釋として同樣一月を超過すべからざるものと思料する旨附記す。

（赤塚孝）



海外異聞錄

◇獨逸版シヤーロック・ホルムス

コナン・ドイルのシヤーロック・ホルムス以來英國の探偵小說に登場する警官は大抵智慧のない人物で、名探偵に散々馬鹿にされると相場が決つてゐる。ところでこの英國の探偵小說がまた戰時下ドイツのチンピラ共に大した人氣があつて、シヤーロック・ホルムスごつこなんかゞ流行したり、擧句の果が困つたことに、その筋の者をてんで尊敬しなくなつてしまつた。これではならぬといふので、ドイツ政府は最近英國物を禁止し、その代りにドイツの探偵小說家を動員して「風敎上好影響を與へるべき」探偵小說を少年少女達に提供することになつたが、このドイツ版探偵小說では、智慧のあるのは私立探偵ではなく、外ならぬ警官の方が智慧があつて、快刀亂麻を截つやうに難事件を解決してしまふのである。さてこの警官卽ち獨逸のシヤーロック・ホルムスの探偵物はどんな風に讀まれてゐるか、面白いかどうかは未だ少年少女達の僞らぬ感想を聞いてみないから保證出來ないさうだ

◇ギヤングなきシカゴ市

アール・カポネの都としてギヤング映畫にたくてはならぬ犯罪の巢シカゴ市の犯罪が六十パーセント減少し、ホリウッドのギヤングg俳優から見離されようとしてゐる。卽ちニユーヨーク市犯罪研究所のハリー・ウイルバック氏がメース・ウエスターン大學法學部の犯罪學雜誌に發表した調査によると、シカゴ市の人口は一九二七年以來非常に激增を示してゐるに拘らず、犯罪は實に六十パーセントの減少となつてゐる。而して一九三九年中に於ける犯人檢擧數は僅か一九、二七二件と云ふ驚くべき小さな數字となつた。その減少の原因は色々あるがその主たるものは豫防警察組織の完備によるもので、決してシカゴ檢察當局の怠慢によるものではない相だ。これは全米を通じて犯罪が減少してゐる事實によつても證明されるばかりでなく、禁酒法の廢止以來一般に殺傷事件が減じたといふ事實からもギヤング稼業が次第に不景氣になつた理由も判る譯である。

◇聖書にキツス禁止法案

イース・カロライナの州議員ゴベルウインストン氏は今回州議會に「聖書にキツス禁止法案」なる珍法案を提出した。彼の提案理由說明に依れば「現行州法に依れば裁判所其他の官廳に於て證言又は宣誓を示す場合其者は先づ聖書にキツスして後これをなすことになつてゐるが、これは植民時代の名殘りで何の意味もないことだ、而も素性を知つた女房や戀人の場合と違つて誰も彼もキツスする聖書にキツスする等甚だ非衞生的だから卽時これを改正す

べきだ」といふにあるが、これには反對派も成る程と感心、滿場一致で法案は通過したといふ。

◇ヘス氏事件から星占ひ消のドイツ

ヒトラー總統代理ヘス氏の離國事件は思はぬところに波紋を描き、かねて機械文明への反動からドイツでも最近漸く旺んになつて來た星占や神靈術も今後嚴重な警察の取締り監視のもとにおかれるところとなり、こゝに流言飛語が完全に封せられると同時に、一方書籍店からは右に關する各種書籍は一齊に姿を消した。先づヘス夫人に事件惹起と同時にベルリンに到着、最近のヘス氏邸をめぐる星占關係者の出入りについて嚴重な取調べを受けた後南獨アルゴイアーの自邸に歸宅することになつてゐるが、かねて日本にも來朝ヘス氏とは特に親交のあるベルリン大學の教授アルブレヒー・ハウスホーファー博士（地政治學の權威、カール・ハウスホーファー教授の子息）初め近親者はそれ〳〵ヘス氏最近の言動ならびに交際關係について取調べ中であると傳へられる。これと並行して目下ウインター・ガルテンで人氣の中心であつた星占師ハウスナー氏は「遠慮された」といふ警察の警告に舞台から姿を消し、全ドイツ各地の寄席もこれに關する出し物を引込めたとのことである。

◇心臟が強すぎて落第

ある日、一青年がサン・アントニオの米國海兵徴募兵事務所を訪れて海兵團への入團申込をしたので、所員は早速所定の四十五題につき質問を始めた。先づ試驗官が「君は心臟を痛めたことはないかね」との質問に「私は隨分戀はしたが未だ一度も失戀したことなどは絶對にありません」と答へて平然、そこで驚いた試驗官は第二問……「君は齒はどうだね」と聞き出すと即座に「もう生えてゐます」と答へて得々としてゐる。これにはさすがの試驗官も二の句がつけず「如何に君のやうに心臟ばかり强くてもそれでは海軍は勤まらん」と拒つた。すると青年は澁々と立ち上つて「試驗官！心臟を痛めたのは愈々もつて此これが初めてぢす」とは愈々もつて此男、心臟に齒が生えてゐると試驗官を呆れさせた。

◇切手蒐集狂の悲劇

切手の蒐集は差當り一番手間のかゝらぬ道樂とあつて、米國ではこの所大流行、そのため昨年中に米國で發賣された切手のうち、約一億枚が全然郵便物に貼布されずに、切手蒐集家のアルバムと切手商の金庫にしまはれてしまつた。大體米國だけで價格五十萬ドル以上の切手を蒐集してゐる人が三十人や四十人はゐるが、約四百萬の小蒐集家が毎年切手に投資する額だけでも二億二千五百萬ドルには上るといふのだから一寸大きい。これに凝りすぎた先生の中には自動車を手離す位はまだしも、家屋敷まで賣拂つたのがあり、最近ではロサンジエルスで「妾の亭主は切手に夢中になり過ぎて一寸も妾をかまつて呉れない」と細君から離婚訴訟を出された先生もゐる。ニューヨークでは、何もなくなつた部屋で餓死した男が出たが、彼の枕元には約五千ドルの價格のある切手が置かれてゐたし、インデイアナの著名な蒐集家ガイ・Aキヤムプ少佐は小火のためその蒐集品が燒けてしまつたと聞かされ吃驚した拍子に心臟麻痺を起して死んでしまつた、といふ事件まであるといふ。

矯正図書館

審査概評

課題

◆特級 ▲崖龍君、氣力見るべきものあり。▲峯月君、如何にも堂々としてゐる。▲禾碩君、沈着、近來筆力を見る。

◆一級 ▲薫洲君、暢達なるも骨力に乏し。▲竹巖君、形體整ひたるもチト肉がほしい。

◆二級 ▲華仙君、堂々たる風格他を壓す。

◆三級 ▲華堂君、生動。

◆四級 ▲舟水君、潤澤。▲流星君、充分に活躍はしてゐるが處々粗雜な筆が見へるのが惜しい。

◆五級 ▲泉山君、まだ重い筆はあるが眞劍である。

隨意

◆特級 ▲金花君、氣宇雄大筆致又極めて妙。▲秋翠君、眞劍な點に於て他に優る。▲禾碩君、溫和、非の打ちどころのない作品である。

◆一級 ▲翠堂君、清勁。▲翠亭君、深味はないが淡々とした肩のこらない味を持つてゐる。

◆二級 ▲華仙君、書譜を該して極めて妙。▲藤市君、賀知章の風を得てなかなか妙、これに强味が出ると申分がない。

◆四級 ▲二鴻君、まだ無理な筆はあるが面白い出來である。▲玉仙君、少し重いが眞面目でよろしい。

◆五級 ▲泉山君 筆路正し。

條幅

▲秋翠君、寛容で面白いが筆力が充分でない。▲峰堂君、用筆平板でよくない、もつと深味のある筆を養はなくてはならない。

第十四回 競書成績

課題

特級

長崎 ◎古野崖龍
水戸 ◎遠西峰月
横刑 ◎飯村禾碩

一級

水戸 大川蘆畔　名古屋 ◎松浦竹巖　府中 ◎笠倉正三郎
靜岡 望月湖畔　臺北 豐翠亭

二級

水戸 吉田光月　松江 ◎小川舟水
靜岡 山本金花　水刑 ◎流星
水戸 見川秋翠　名古屋 挺屋藤市　松江 金綫玉仙
沼津 伊藤常春　咸興 川端弘

四級

咸興 ◎通木薫洲
名古屋 馬山 三鴻
宮劣山 名拘 ◎

◎印は當選、○印は昇級、課題隨意何れか昇級すれば次回より兩方とも昇級します。

矯正図書館

五級

横刑　◎小堀泉山
芦屋　山内信夫
浦賀　深山仙史
宮刑　菅原秀峰

隨意

特級

靜岡　◎山本金花
水戸　◎見川秋翠
横刑　◎飯村禾碩
長崎　古野崖龍
水戸　吉田光月
水戸　宮芳山
三重　峰堂
水戸　遠西峰月

一級

小菅　◎諸戸翠堂
臺北　◎豐翠亭
名古屋　松浦竹巖
名狗　通木董洲
名古屋　松浦竹巖

二級

咸興　◎井上華仙
名古屋　◎挺屋藤市
沼津　伊藤常春
神戸　高橋白川

四級

馬山　◎二鴻
松江　◎金織玉仙
咸興　川端弘
馬山　村上二鴻

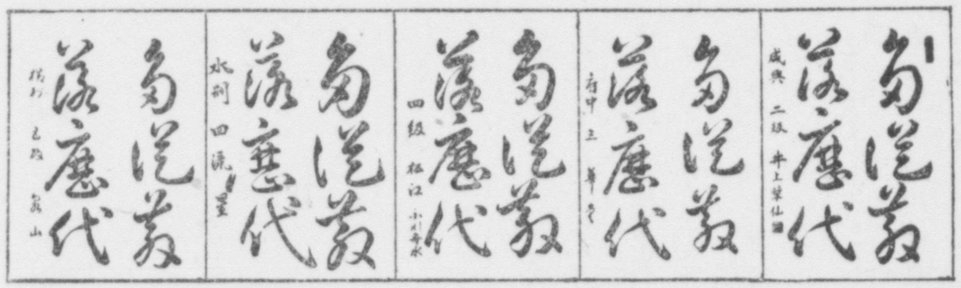
五級

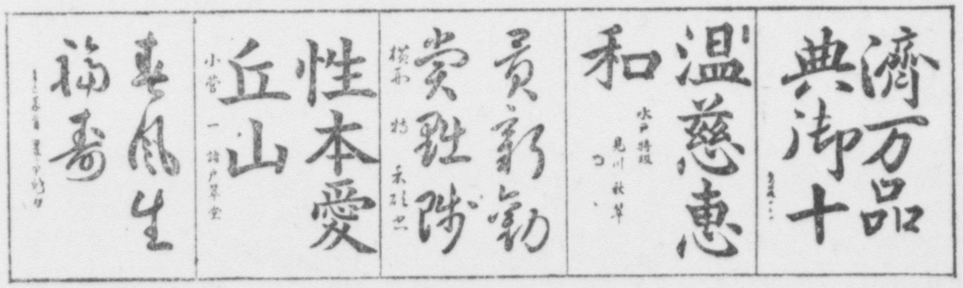
横刑　◎小堀泉山
芦屋　山内信夫

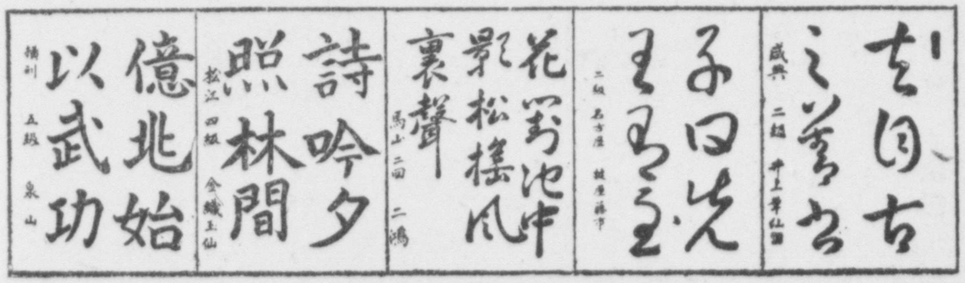
條幅

水戸　見川秋翠
三重　峰堂









第十四回競書募集

一、課題、本號揭載の手本揮毫のこと一人一枚。

一、隨意、臨書自運何れにてもよろし一人一枚。

一、條幅、小畫仙半截大、書體隨意一人一枚。

一、締切、八月五日

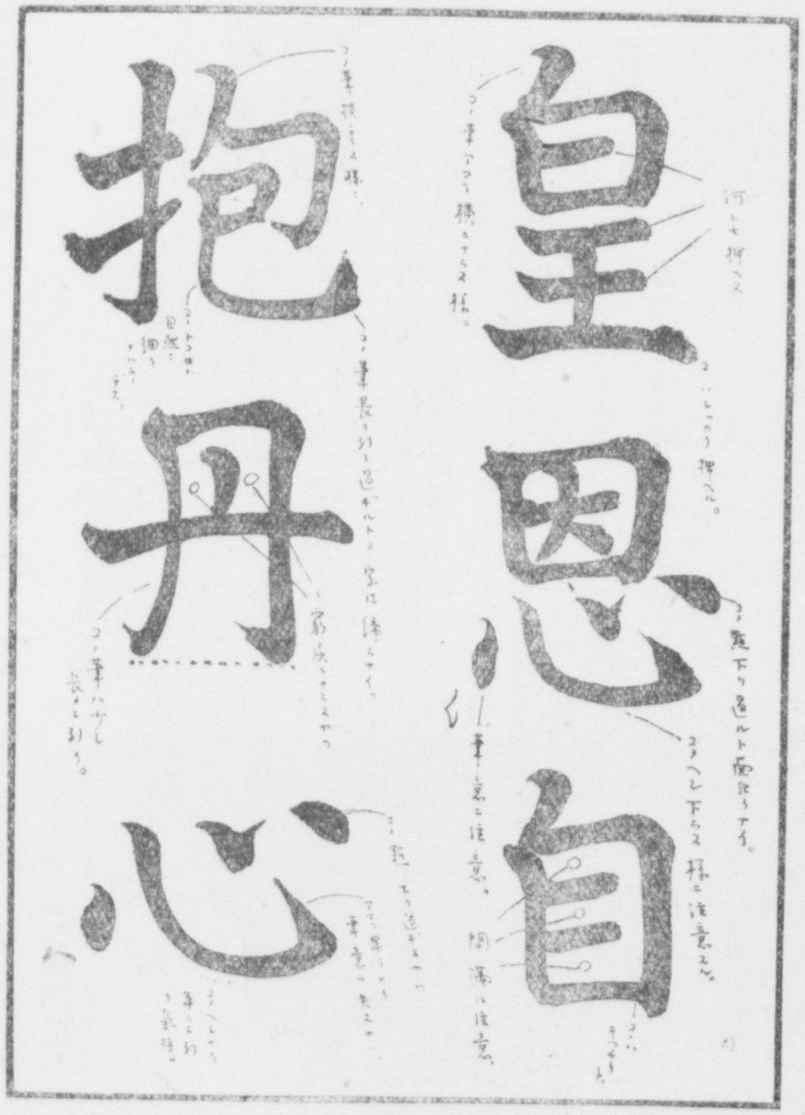
一、送先、東京市品川區西品川三ノ八三一番地、高橋白鴎先生

一、發表、九月號本欄

一、注意、級位あるものは級位、所屬氏名のところは雅號等を明記せる小紙片を貼付すること。新に應募するものは級位のところは新とすること。

課題

皇恩自抱丹心



矯正図書館

選歌しつつ（四四）

歌の話

大翼

さて歌の本質であるが、古來最もすぐれた和歌觀として、千餘年も前に書かれたものでありながら、現在から見ても充分肯定できるものは、紀貫之の古今集の序に於いて述べた考へかたである。それには「やまとうたは、人の心を種として、よろづの言の葉とぞなれりける」というて、歌が人間の心持や感情を基としてそれを言葉でいひ現はしたものだといふのである。これは根本である。人の心を種とするといふところを更に分解して「心に思ふ事を見るもの聞くもの」につけて詠み出でるものが歌だといふのである。言ひかへれば、外界の事象に觸れると、それが緣となつて心に一つの活動が起る。それが歡喜である場合も、哀愁である場合も、すべて歌の素材となるものだといふのである。「世の中にある人、事わざしげきものなれば、心に思ふことを、見るもの聞くものにつけて、いひ出だせるなり。花に鳴く鶯、水に住む蛙の聲をきけば、生きとしいけるもの、いづれか歌を詠まざりける。」というてゐる。生きて地上にあるかぎりのもの、たれ一人心と感情をもたぬものはない。心と感情とが外界の客觀に觸れていろいろに動くといふことは、あらゆる人にとつて普遍的なことがらであるから、詠まうと思へば、歌はだれにでも詠める筈のものであり、歌の詠めぬといふ人はあり得ないといふので

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠
締切　毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

臼井大翼選

一
あどけなく笑ふ童女の切り抜きをひそかに持てりこの受刑者は　栃木　野花
二
眞劍に物言ふ時の君が目を胸あたたかく我は見て居り　長野　梓怜子
三
散り果てし櫻の畫の憫るさに畫師の子等の泣きて姦し　宇都宮　高島實
秀逸
○　名刑　鞍田陽明
たまさかの休暇樂み故里へ出さむ便りに書くこともなし
○　海州　內大久保榮藏
春の夜の曉がたに聞ゆるは峽にとどろく谷川の水
○　宮城　志賀宮童
爽やかに朝風吹きて崖の家川に向きたる窓ゆらく見ゆ
○　小倉　耶枝子
吾子をいひて狂ひ泣きするとらはれの女の背なでて亡き母を思ふ
○　岐阜　梶田草民
幾日を歸らざりしに吾なれば子はまつはりてはなれむとせず
佳作
○　青森　一
ファシヨの無法行刑あらはれてはびこるからに今日もいきどほる

○　平壤　浦川洋子
罪深きさだめは同じ君も我も獄衣の女の虔ましきにわぶ
○　東拘　高島明峰
數々の武勳を語る仝甲章馬は無心にいなきてをり
○　岐阜　秀仙
出揃ひし麥の穗波の搖らる見ゆ夕日の前に微風のわたれば
○　松江　田尻久美緒
愛牛と共に濡れけりしめ〳〵と朝餉こひしく露草を刈る
○　宮城　志賀宮童
大根の眞白い花が二つ三つ咲いて五月の風がながれる
○　神戸　大川清
うつとりと音樂聞ける囚徒等はどの顏も悔善人なるに
○　名刑　松浦竹巖
風を病む我子すや〳〵と眠り入りたり心を安く勤めに出づる
○　東拘　高島明峰
思ひ出は深くもあるか七年八月通ひ馴れたる門去りかぬる（名刑）
○　青森　奈良健藏
雲たちまち峰を覆ふて山の雨落葉混りに庇打つ音
○　弘前　曉眸
山莊は靜かに暮れて露ふかく〳〵箱根の裾の灯火が見ゆ
○　神戸　和田櫻枝
工場の夜業の灯りあか〳〵と囚徒作業にいそしみにけり
○　姬路　久次禾嗜山
はゝとおもへちともあふげくろかねのまどよりてらす夜半のつきかげ

ある。尤も「よろづの言の葉とぞなれりける」であるから、人の心に普遍的な歌の種を、歌として言葉に表はす段になると、そこは人人によつて言葉の撰らみ方も、その遣ひ方もいろいろとあつて、一様ではないが、しかも、それぞれ自分の力に應じて歌をうたはぬものはない。鶯や蛙でさへうたをうたうて居るのだから、まして人げんで歌をよまぬものがあり得ようか、といふのである。これもまた、確かに歌の特性の一つに相違ないのである。詩歌文學の中で、歌には誰れでもが詠みうる性質がある。これを歌の普遍性といつてもよい。人によつては平俗性といつて居る。いづれにしても一つの特性である。貫之の右の文はこの特性を強調したものである。

○

獄園に花咲く頃はと悦びに囚徒ゐまへり午後の小憩時　府中　鶴味正重

春風に何時しか散りしさくら花掃き集めけり獄園の隅　名刑　鞍田愛月

○

揭揚の式を終りて囚等みな瞼しばたき國旗をろがむ　前刑　須藤比敏

○

ほかほかと風暖き窓のべにタイプうちつつねむけをおぼゆ　神戸　藤原キクエ

○

わが夫よ母よと呼びてやるせなし遠く離れ來て獨なるわれ　平壌　浦川葉子

○

夕まけて雨上りたり野面遠く雲雀の高鳴ききつつゐたり　海州　内大久保榮藏

○

鶫り來ぬ母を待ち佗び春の夜に一人想へば寂しき我が影　松江　三世子

○

皐月闇沖の彼方を眺むれば見えかくれする蜑の釣舟　中支派遣　大八木二郎

セコンドの音のみ寂し留守居して春日くれゆくわれのひとりに　名刑　鞍田愛月

○

前に見る山の姿ぞ比良に似て思ひは走する故郷の空　名古屋　比佐子

（編輯部曰す、投稿は楷書にて願たし）

春光の句その他

花　蓑

智恩院の甍に春の光あり　德　翁

大空を仰いで見るとまだうす寒い冬の影が殘つてゐるやうでありますけれども智恩院の甍には日影が照り返してそこばかりには既に黄金色の春の光が漂うて居るのであります、さう思つて大空を再び見廻して見ると幽か乍らも春の色の動いて居ることに心付くのであります。

鐘の音は先に憩ひし梅の寺　松　石

觀梅の歸り道に入相の鐘の音を聞いて「あゝあれは先程休んだ寺の鐘だ」と合點してその梅の寺が懐しく思ひ返されたのであります。

網元は綱元らしく着ぶくれて　自　然

網元といふのは漁師の親方格の人を言ふのでありませう、海の生活者は多はどんな人でも着ぶくれをして居るのでありませうがその中にあつて網元は網元らしく着ぶくれをしてどこか大やうなところがあるのでありませう、そこに一種網元らしい風格が見られるのであります。

堤枯れて慈父の如くに富士立てる　よしを

刑政俳壇

毎月募集

題當季隨意
締切毎月五日限
用紙官私製葉書

苗代の水にうつりて兵還る　横濱　先崎寧芳

春愁や障子の外を人のゆく　同

獄壁の中の日ざしや花楓　同

田の中の鑛泉宿や明易き　同

夕焼くるヱキゾチックな港町　滋賀　栗本豐齊

五月雨の晴れ間に見ゆる海の色　同

だんまりて種蒔く囚に山くもる　同

さゞ波の滋賀の都の春霞　同

本ぶりとなりて靜けし宵櫻　宇都宮　高島筍雄

茶の花やひとやの壁の日を返す　同

默禱や雲雀の聲の聞えつゝ　同

葉櫻やをちの白根は雪を被て　同

杉の花岩根にこぼれ神路山　函館　船山船風

岩根水澄める日向や櫻草　同

虹の輪の山にかゝりて片照る日　同

川柳を募集　選

冬枯の提の上に立つて向ふに富士山がその位置からは明らざまに見えてゐる、作者はその富士を慈父の如く感じた、であります。白妙の雪の不二の威厳ある中、どことなくなごやかな感じそれは確かに慈父の如き感じであります。富士立てると言つたところに冬枯の一方の空にがつちりとした慈父の如き白妙の富士の立姿を目前に見る心地が致します。

浮ぶもの吹かるゝ水の温みけり　香　蔭

水の上の塵芥が風に吹かれて浮動するその有様を見ても多の凝結から解き放されて水の温んで来たことが感じられるといふのであります。

爐邊たのし父ある時の話聞く　翠　穗

爐を圍んで話をしてゐる間に父在世當時のいろ〳〵の話が出てその中には父の逸話もあり功績談もありして全く自分の知らないことを他の人から聞かされ父といふ人の偉さを今更知ることが出來て追憶の念に浸されてゐるのであります。

燈籠の裏へ〳〵と三十三歳　巴　潮

神社の境内でありませう、こゝには澤山の石燈籠が群落をなして立並んでゐます、その石燈籠の間を三十三歳があちこちとしてひら〳〵と飛んだりする〳〵と走つたりしてゐます、その有様を見てゐると燈籠の裏へ〳〵とかくれては現はれ、現はれては隱れるやうに見えるといふのであります。三十三歳の敏捷な動作習性がそこに見らるゝやうな氣がします。

あどけなき子供の話毛糸あむ　邦　雪

五つ六つは憎まれ盛りと言ひます、智識の發育期にあるその頃の子供は何んでも大人の眞似をしてこまちやくれたところも見えますが却てそれが無邪氣で可愛いものです、子供は一ばし母親に話をして聽かすつもりで童話か何かいつも同じ話をあどけない片言交りに話してゐるのです、母親はそれをほゝそ笑み乍ら聽いてやつてゐるのです、膝の上では毛糸あむ手をせつせと動かし乍ら、さういふ句です。

買ひ添へて木の眞細工も嵯峨土産　巴　潮

嵯峨の名物の一つとして木の實細工のあることは所から興味が持てます、偶々嵯峨に遊んだときその木の實細工に興味を牽かれて土産の一つとしてそをも買ひ添へたといふのであります。只買つたといふのとは違つて「買ひ添へて」と言つたところに嵯峨を懷しむ遊子の情懷が出て居ります。

多の夜のすきとほりたる靜けさよ　五　日　灯

冷たい透明なそして底知れぬ淋しい多の夜の感じが出てゐます。

五位鷺の首さしのべて青田風　松本市川紅東

雨の日の青木の花芽光り合ふ　同、

夜の梅白く赤石山晴るゝ　同　諫早雅石

うこ木の芽伸びて裏町見えずなり　同

剪らんとす木蓮の花くづれけり　同

小ざかしく潮さして來し春の川　同

山襞に雲降る雨はさみしくて　同

貸ボートに雲の影ある若葉かな　同

仂劍の冷たくふれて春淺し　高松いしろ

燦爛と入日に映えつ花ちりぬ　同

手にふれてからたちの花こぼれけり　同

青葉深し母の俤ある如く　同

降れば降る雨に明るき若葉かな　滋賀

郭公や山の中なる檜山　名古屋しげぞ

今日も又昨日の岩に翡翠かな　同

げん〳〵の供へてありぬ辻地藏　青森一葉

宵月や陣地の空を渡る雁　海州大久保榮藏

樫の芽のびし長さや雨上り　大阪道本青村

撮す人撮さるゝ人須磨の春　中支派遣　大八木二郎

水仙の根分す土の匂かな　名古屋鞍田陽明

街道や自動車よけて若葉蔭　神戸和田櫻枝

水すまし舞ふ影底にあり〳〵と　富山佐藤武雄

山吹を媚ちて汽車の過ぎにけり　旭川久美子

ウインドに水盤飾る店もあり　同　栃折越人

年々や都に送る初蕨　同　あきを

さいたづま尺ほど伸びて夏近し　名古屋鞍田陽明

一陣の風吹き過ぎし花吹雪　前橋小林彦永

我が庭や日々に花の芽あちこちに　開城遠藤城陽

ふくみ蕾芙蓉の花の花蔭に　府中矢吹今朝雄

椰子の實の想ひ出もあり山登り　三重勝島精一

金の鯱雪の中に光りけり　青森一

鶯の一聲高く谷わたり　尾道堤磯の子

春淺しみぢろぐ鯉もなかりけり　岡崎杉浦冷月

鶯の初音に明けし山の家　同　畔柳新村

蕗の薹去年のまゝなる崩れ崖　同　鈴木忠春

花よそに夜業いそしむ囚あはれ　名古屋上野芳泉

花の雨明日の旅裝の整はず　府中小笠原清孝

ギー〳〵と水車の音や山朧　新潟高野春一

敍任辭令

四月二十八日

横濱同　金坂直矢（山口）
山口同　林田　秀（二見島支）　府中（保健技師）　青山　仁（横濱檢）
免　檢同　水越　通（千葉檢）　五月二十二日
府中（保健技師）（府中）九級　高松　勵（高松）　府中　看守長　後藤信雄（横濱檢）
五月六日　廣島同　長谷場軍一（京都）　（岐阜）
死亡三級　敎誨師　竹ヶ鼻尙友（滋賀）　豐多摩同　京田政次郎（金澤）
五月十二日　（免本職金澤支所長同）　堀池猪太郎（長岡支）
任檢事（廣控檢）三等一級　所長典獄　谷内庄太郎（東拘）　長岡支所長　看守長　齋藤彦譯郎（沖繩）
任典獄（東拘所長）三等二級　檢事　岡　五朗（東控）　沖繩五級同　小野寺壽雄（岐阜）
五月十四日　千葉同　及川　勇（水戸）
水戸同　大森佐登美（長野）
長野同　大原正昭（岡山）
東拘同　安東荒喜（横濱檢小菅）
富山支同　水上友吉（横濱檢富山支）
宮城同　高橋作三（横濱檢宮城）

任敎導官（東京豫防拘禁所長）三等三級　檢事　中村義郎（東控）
同七等一二級　典獄　保古政英（横濱）
任豫防拘禁所書記（東京豫拘）六級　看守長　大洞三千三（橘通支）
同七〇同　岩淵　稔（府中）
願免二級　保健技師　曾川良貞（豐多摩）
願免同　黒田常三郎（北陸支）
任保健技師（豐多摩）九級　保健技手　松村　泰（豐多摩）

五月二十日

願免二級　保健技師　渡邊賢（横濱）
願免同　穴原政男（府中）

五月三日

豐多摩　看守長　田代富士雄（横濱檢豐多摩）

五月七日

金澤敎誨師　濱田大巖（秋田）
復職（岡崎少）八級　休職　庭本一夫（宮崎）
保健技師　
任福岡看守長（豐多摩）七六死亡　看守　小山瀧藏（豐多摩）

五月九日

小菅　保健技師　土肥直方（横濱）

訓令通牒

刑務共濟組合事務擔當者變更報告書ノ樣式ニ關スル件

（司法省行刑局　行甲第六〇二號　昭和十六年四月十四日）

客年七月三十一日附行甲第八三五號ヲ以テ標記ノ件通牒致置候處右ハ爾今左記樣式ニ依リ報告相成樣致度候

記

年　月　日　所長名

司法省行刑局長宛

刑務共濟組合事務擔當者變更報告

變更年月日	職名	官名	氏名	摘考
前任者 昭和年月日	命計主任又ハ何々	看守長何	某	何所ニ轉勤又ハ退官等
後任者 〃				何所ヨリ轉勤又ハ任官等
〃				
〃				

不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ釋放證票樣式ニ關スル件

依命通牒

（司法省行刑局　行甲第六五五號　昭和十六年四月二十三日）

昭和十五年十二月司法次官依命通牒行甲第一五八六號ニ基キ不定期刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ短期ノ執行ヲ終リタル者ニ付刑ノ執行ヲ終リタル者トシテ釋放スベキ場合ニ於ケル釋放證票樣式ヲ別紙ノ如ク相定メ候條御了知相成度候

別紙

一證票

本籍地　氏　年　月　日生

右ハ少年法ニ依リ不定期刑ノ執行中ナルトコロ改悛ノ狀特ニ顯著ナルヲ以テ刑ノ執行ヲ終リタル者トシテ本日釋放ス、

年　月　日　何刑務所長　氏　名印

（日本標準規格A列6號）

不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ釋放證票交付ニ關スル件

（司法省行刑局　行甲第六五四號　昭和十六年四月廿四日）

昭和十五年十二月司法次官依命通牒行甲第一五八六號ニ基キ不定期刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ短期ノ執行ヲ終リタル者ニ付刑ノ執行ヲ終リタル者トシテ釋放スベキ場合ニ於ケル釋放證票樣式制定相成候處該證票交付ニ際シテハ特ニ左記事項御留意相成不定期刑運用ノ結果ニ付萬遺算無キヲ期セラレ度候

記

一、釋放後ハ心身ノ鍛錬、性情ノ改善、德性ノ涵養及環境ノ調整ニ付自ラ努力シ又ハ保護者ト協力シ以テ眞ニ日本臣民タルノ本分ヲ盡スベキ旨諭示スルコト

二、少年法第十四條ノ趣旨ヲ本人竝ニ其ノ保護者ニ對シ篤ト了解セシムル方法ヲ講ズルコト

三、司法保護事業施行規則第四十九條及第五十八條ニ依リ司法

矯正図書館

保護團體又ハ司法保護委員會ニ通知スベキ者ナルトキハ保護ノ方法及之ニ對スル本人ノ心得等ヲ具體的ニ解示スルコト

刑務共濟組合掛金過不足整理方ノ件

（司法省 行甲第六八八號
行刑局 昭和十六年五月一日）

組合員ノ掛金徴收ニ際シ過誤ヲ生ジタル場合ハ次ノ俸給支拂ノ時之ヲ整理可相成筈ノ處往々整理未了ノ儘放置セラルル向モ有之甚ダ遺憾ニ付テハ爾今左記樣式ノ整理簿ヲ設ケ之ニ依リ掛金ノ過不足ヲ適正ニ整理相成度候

記

樣式

刑務共濟組合掛金過不足整理簿

發生月	事故種別	摘要	整理月	整理種別	官職氏名	備考
	不足 未納額					
錢	不足 未納額					
錢	過徴 不足額					
錢	過誤徴 過徴額					
錢						
				追徴		
錢				控除		
錢				還付		
錢				不納缺損		

注意

一、本簿ハ掛金徴收上過不足ヲ生ジタルトキ及後月之ヲ整理シタルトキ當該行ノ各相當欄ニ記載スルコト

二、事故種別ノ過不足欄ハ赤、過欄ハ黒、整理種別ノ區追徴欄ハ黒、控除還付及不納缺損欄ハ赤ニテ各金額ヲ記載スルコト

三、每月末ニ於テ左ノ如ク合計ヲ記載シ事務擔任者之ニ認印スルコト

毎月分事故
未納額 錢㊞
不足額 錢㊞
過徴額 錢㊞
誤徴額 錢㊞

同月中整理
未納額追徴 錢㊞
不足額追徴 錢㊞
過徴額控除 錢㊞
過誤徴額還付 錢㊞
未納額不納缺損 錢㊞

不足額ハ掛金額ニ徴收不足シタル金額、過徴額ハ掛金額ニ徴收過ヲ生ジタル金額、誤徴額ハ徴收スベカラザル掛金ヲ徴收シタル金額ヲ指稱ス

四、未納又ハ不足額ノ追徴及過徴額ノ控除ハ掛金徴收明細書ニ依リ又過誤徴額ノ還付ハ過徴掛金還付明細書ニ依リ之ヲ整理スルコト

脫退シタル組合員ノ最終掛金徴收ニ於テ未納又ハ不足額アル場合共濟金ノ支拂等無ク遂ニ之カ徴收ノ途ナキトキハ決議ニ依リ不納缺損トスコトヲ得ルコト此ノ場合其ノ決議書ヲ當月分掛金徴收明細書ニ添附シ送付スルコト

五、摘要欄ニハ不足又ハ過ヲ生ジタル事由ヲ簡明ニ記載スルコト

六、備考欄ニハ過誤發見通牒番號等ヲ記載シ整理後結了ノ印ヲ押捺スルコト

刑務所傭人給與品規程中改正ノ件

（司法局 行甲第七一二號
行刑局 昭和十六年五月六日）

大正十三年九月司法省訓令行甲第一三〇〇號標記規程中當分ノ間左記ノ通改正施用候條依命此段及通牒候

追テ既ニ調製若ハ交付濟ノモノハ其儘供用相成度

記

刑務所傭人給與品規程第一條中給仕、運轉手、小使、馭者、馬丁夏服「小倉白」トアルヲ「雲斉茶縞」ニ改ム

刑務共濟組合員其ノ所屬ヲ轉ジタル場合ノ共濟金給與ニ關スル件

（司法省 行甲第七〇三號
行刑局 昭和十六年五月六日）

標記ノ件ニ關シ東京拘置所長ヨリ別紙甲號照會ニ對シ乙號ノ通回答致置候條御了知相成度候

（甲號）

（東京拘置所長照會
發第四九九號
昭和十六年四月二十八日）

甲刑務所ヨリ乙刑務所ヘ出向シタル組合員ノ甲刑務所在職中受ケタル醫療ニ對スル規則第十一條第一項ノ給與金ハ甲乙何レノ刑務所ニ於テ給與スルヲ妥當トスルヤ何分ノ御指示相仰度候

（乙號）

（行刑局長回答
行甲第七〇三號
昭和十六年五月六日）

客月二十八日附發第四九九號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件ハ組合員ヨリ請求書ヲ受理シタル刑務所ニ於テ給與スルヲ妥當ト思考致候

刑政第54巻第6号
矯正図書館

正義

○報　告
北支方面特派員報告書
○論　說
英國に於ける辯護士の將來……奉天　岡本　敏男
日本國體論（三完）……田多井四郎治
○時　評
○資　料
續法曹瑣談（其五十）……山崎　佐
○記　事
金子伯及棚橋翁長壽祝賀會の記……鹽谷恒太郎
○文　苑
和歌……播磨　龍城

帝國辯護士會會誌
昭和十六年六月號
定價　金五拾錢

帝國辯護士會發行
東京市麹町區霞ヶ關一ノ一
振替口座　東京七二三九〇番

俳句……河西善太郎

○會　報
理事會——東亞新秩序建設攻究委員會——式典——雜事——交——計
報
○各地辯護士會記事
廣島控訴院管內辯護士會聯合會第三回通常總會——各地辯護士會役員改選（二）
○雜　報
昭和十六年度辯護士會長司法部長官會同——辯護士試補考試臨時委員更送
○新法令
勅令——省令——告示

法曹會雜誌

○辨濟代用の供託の本質（二）……京城帝國大學助教授　山中　康雄
○民事訴訟と眞實發見——辯論主義の側面的考察——（七完）……仙臺地方裁判所判事　熊谷　弘
○我國の犯罪統計の歷史的考察（三・完）……司法省調査部
○ナチスドイツに於ける裁判官の地位……東北帝國大學助教授　齋藤　秀夫
○法曹會決議
○司法省訓令通牒回答
○大審院判例要旨
○登記事務協議會決議
○新法令
○雜　報

昭和十六年六月一日發行
第十九卷第六號
定價　金五十錢

司法省構內
法曹會
振替口座　東京一五六七〇番

編輯後記

□　自由主義といふ烙印で既成のものの總てをやつつけることが先き頃の一つのやり方であつた。このやり方は雜草を刈るに正宗の名刀を以てするやうな場合もあり、大變便利なやり方だと思ふが、氣狂に名刀を持たせることの危險な如く、良心の失つた者がこれを振り廻すことは大變危險なことだと思ふ。

□　實をいふと今の時局では主義がどうかうといふやうな問題はどうでもよいことだ。觀念の遊戲をやつてゐるより、地味に一つ一つの堅實な石を重ねて行くことが最も大切だ。

□　大衆は先覺者より少くとも十年や二十年は遲れてゐる。その大衆が自由主義などどうでもよくなつてゐる時代に行刑に於てそんなものを擔ぎ廻るといふことになれば、それは牆壁の高さだけ夜の明けるのが遲いためだといつて外の侮を招く所以にならぬか。

□　累進處遇と自由主義に至つては三題噺の題目にもなるまい。

□　五月初旬の三日に渉つて恒例による所長會同が行はれた。日本人の良心、日本官吏の良心に基いて具體的な方向に着々と實踐の效果を得やうとする刑務官の努力がみられたと聞いて喜ばしく感じてゐる。

□　本月號執筆者のうち平尾靖氏は心理學專攻の方、司法省保護局につとめられてゐる。

（おかわ）

定價表

一	冊（稅共）	金三十錢
六	冊（稅共）	金一圓八十錢
十二	冊（稅共）	金三圓六十錢

廣告料

一	等一頁	金五十圓
二	等一頁	金四十圓
普通一頁		金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五九番刑務協會とすること
○御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十六年五月二十八日印刷納本
昭和十六年六月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一　大原虎夫

印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　大河內恭三郎

印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷所

發行所　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

矯正図書館